

平成18年第2回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成18年9月13日(水曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 出席議員(35名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員  
副議長 19番 堀 江 英 一 議員  
1番 宮 田 久 議員  
2番 佐 藤 靖 議員  
3番 竹 中 憲 之 議員  
4番 岩 木 正 文 議員  
5番 駒 津 喜 一 議員  
6番 山 口 祐 司 議員  
7番 日 根 野 正 敏 議員  
8番 林 寿 和 議員  
9番 木 戸 口 真 議員  
10番 植 松 正 一 議員  
11番 高 橋 伸 典 議員  
12番 猿 谷 繁 明 議員  
13番 黒 井 徹 議員  
14番 渡 辺 宏 治 議員  
15番 田 中 好 望 議員  
16番 野 本 征 清 議員  
17番 佐 藤 勝 議員  
18番 谷 内 司 議員  
20番 熊 谷 吉 正 議員  
21番 渡 辺 正 尚 議員  
22番 栗 栖 賢 一 議員  
23番 東 千 春 議員

24番 宗 片 浩 子 議員  
25番 野々村 勝 議員  
26番 中 野 秀 敏 議員  
28番 村 端 利 克 議員  
29番 川 村 正 彦 議員  
30番 福 光 哲 夫 議員  
31番 斉 藤 晃 議員  
32番 武 田 利 昭 議員  
34番 三 宅 幹 夫 議員  
35番 小 野 寺 一 知 議員  
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康  
書 記 間 所 勝  
書 記 久 保 敏  
書 記 佐 藤 葉 子  
書 記 開 発 恵 美

1. 説明員

市長 島 多慶志 君  
助 役 今 尚 文 君  
助 役 小 室 勝 治 君  
総務部長 石 王 和 行 君  
生活福祉部長 山 内 豊 君  
経済部長 手間本 剛 君  
建設水道部長 松 尾 薫 君  
福祉事務所長 中 西 薫 君  
上下水道室長 関 下 富士夫 君  
教育長 藤 原 忠 君  
教育部長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

---

○議長（田中之繁議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

20番 熊谷吉正 議員

29番 川村正彦 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

食品加工流通団地について外2件を、猿谷繁明議員。

○12番（猿谷繁明議員） おはようございます。平成15年2月22日、第58回冬季国体スキー競技会なよろサンピラー国体が開催されました。秋篠宮殿下、同妃両殿下の御臨席を賜り、開会式でお言葉を賜ったわけであります。ついきのうのように思い起こされます。このように名寄に御縁があります秋篠宮殿下、同妃両殿下におかれましては、9月6日、親王様の御誕生まことにおめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。昨日悠仁様と命名をされました。お健やかに御成長されますことをお祈り申し上げる次第であります。

それでは、通告順に質問をさせていただきます。食品加工流通団地は、昭和48年に食品加工業の流通機能の高度化を目的に整備され、以来32年、公設卸売市場を初め文字どおり食品加工の流通団地として企業の進出に大きく貢献してきていることは十分に理解し、私もそこで工場を操業している一人として心強く思っております。さて、さきの予算委員会でも発言をさせていただきましたが、近年その様子に変化しつつあると考えているのは私一人ではないと思います。団地内においては、

建設関係、鉄工所、郵便輸送も進出していますし、また撤退で空き家となった工場が目につく状況となっております。進出企業と土地開発公社との契約によれば、指定用途の定めにおいて名寄市長とその協議は土地受け渡しから10年間となっており、その後の取り扱い基準が明確化されていない状況であります。そのような中まず1点目に、団地内の業種などの状況についてお聞かせいただき、それについてどのように理解をされているのか。現在マンションが建設されましたが、それらを踏まえて今後この流通団地をどのようにしていくお考えなのかお知らせいただきたいと思うわけであります。

2点目について、先ほども申し上げましたが、団地内において集合住宅が建ちましたが、食品加工流通団地においては契約条項のほかに特に規制がないと聞いておりますが、御意見をお聞きいたします。団地内においては、公設卸売市場、学校給食センターほか食品加工業など早朝から大型車の通行、騒音、臭気などがあり、企業とマンションに住む住民の方々とのトラブルなどが想定されます。安心した企業活動ができるように望むわけでありますが、その対応についてお聞かせいただきたいと思えます。

先ほどの質問に関連いたしますが、食品加工流通団地等においてはある程度の規制はしていくべきものと考えます。そうでなければ、例えば環境面においてもごみの収集など、いろんなところで行政施策も変わっていくことが想定されるからであります。そういう意味では、都市計画による用途地域については新名寄市の大きなまちづくりにかかわるものと考えます。このたびのまちづくり3法の改正等も準工業地帯に網をかけて、さらに上乘せができることと言われておりますが、市内においてはその箇所が駅周辺、麻生区の一部、大橋の食品加工流通団地の3カ所であり、網かけでも大型店対策は手の届かない状況と言えると思うのであります。現在の用途地域については相当の

年数がたっており、市内の状況も変わっていると感じています。今回の合併を機会に、多面的な考えのもと用途地域の見直しを行ってはどうかと思いますが、お考えをお聞きいたします。その中には、北海道の大型店立地ガイドラインによる準工業地域を特別用途地区に設定し、既存商店街を守っていく観点から、店舗の面積や高さなどについても名寄市独自の規制策を講じていくべきではないでしょうか。お考えをお聞かせいただきとう存じます。

次に、指定管理者制度についてお尋ねをいたします。この4月から指定管理者制度のもとで21の施設の業務管理が公募により決定いたしました。しかし、ふたをあけてみるとその管理はかつて市が委託をしていた組織が指定管理者にかわっただけが大部分で、なよろ親林館が森林組合から新しくNPO法人なよろ観光まちづくり協会に、民間のある会社がサンピラーパーク森の休暇村の指定をされました。これまでわずか2カ所であります。指定管理者制度の本来の目的についてお尋ねをいたします。平成15年9月、地方自治法の一部法律改正の中に指定管理者制度が導入され、3年間の移行期間が終了いたしました。法律的にはそれぞれの自治体においてその運用指針、その決定、導入施設の特定、手続条例、公募の要綱の策定、説明会の開催、応募受け付け、審査会の設定、業者の決定、議会決議、協定書締結、引き継ぎなどを経て実施されております。そこで、指定管理者制度が創設された趣旨についてお伺いいたします。行財政改革が進む中で、むだを省き、効率的、さらにはコンパクトな運営が求められ、あわせて民間のノウハウを導入し、住民サービスの向上を図り、PFIの導入等、関連した新しい制度の指定管理者制度を確立しなければならないと思いますが、お考えをお聞かせいただきとう存じます。

次に、指定管理者制度の展望についてお尋ねをいたします。長年行政を経験され、その手腕を大いに発揮され、しかしいやが応でも定年という時

期が来るわけであります。団塊の世代、公務員の退職者が急増いたします。60歳での退職は、長寿社会においてはまだまだ若僧の例えがあります。そうした方々に新たな第2の人生をこれまでの豊かな経験と新たな感性をもって指定管理者制度にのっとった異業種参入に行政として支援をすべきと考えますが、理事者の御見解をお聞かせいただきとう存じます。福祉、農業関係、病院など、専門分野では公募はしないで、市が各施設の効率性を考えて選定をされていることはよしとしても、各施設とも従来委託していた機関、団体と余り変わらないのが実情であります。新規参入を目指す企業に門戸を広げるためにもきめ細やかな指導や情報提供が必要と思いますが、お考えをお聞かせいただきとう存じます。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま猿谷議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては建設水道部長から、3点目につきましては総務部長からの答弁になりますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、食品加工流通団地についてのお尋ねの中で、1点目、団地の現状はどのようにのお尋ねでございます。御案内のとおり食品加工流通団地は、昭和48年の開設以来市内に点在している食品加工業などの施設を集団化し、流通の総合機能の高度化と市街地における騒音、悪臭など公害問題の排除を目的として形成されたものでございます。業種等の状況につきましては、現在製造業七つ、それから卸売業二つ、公設市場一つ、学校給食センター一つ、建設事務所関係五つが立地しております。空き家は三つ、空き地につきましては1カ所、その他に名寄市土地開発公社の当初からの未処分地が三つというふうな状況になってございます。マンションの建設でありますけれども、

14戸の入居予定者で、建設理由につきましては従業員が入りたい、あるいは流通団地内で働く職員のためということも聞いているところでございますけれども、今後も検証してまいりたいというふうに考えております。

土地売買契約におきましては、取得後10年間の用途指定期間を設けておりますけれども、既に契約上は経過をいたしております。これらほかの用途使用につきましては、市といたしましてもこれまで一定の相談、協議が行われてきた経緯もありましたけれども、残念ながら今回につきましてはそのような状況がなかったところでございます。団地の構成につきましては、大きくは食品製造部門、もう一つは事務事業所部門で調整がなされてきて、立地していただいておりますので、今後におきましても流通団地機能を損なわないように対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目でございますが、集合住宅に対する対応につきましてお答えを申し上げたいと存じます。食品加工流通団地としての法的規制についてでありますけれども、団地区は準工業地域となっております。同地区には御案内のとおり火災や公害発生など、危険や環境悪化のおそれの少ない主に軽工業の工場などの利便性を増進するための地域となっております。住宅系から商業系用途、さらには工業系の用途を持った建物を建築することが可能な地域となっております。しかし、住宅地として考える場合は、周辺的环境や工場の種類などに注意をする必要がある地域というふうに考えております。食品加工流通団地として法的規制はないまでも、当初の契約条項にありますように流通団地機能を第一に考えて対応すべきものというふうに理解をいたしてございます。これまで事業主との面談などを行ってきておりますけれども、入居者に対する周知、地域内関係者との協議など、地域の理解をいただいで進めるよう申し入れなどを行わさせていただいてきているところでございます。御意

見にありました騒音など生活環境に与える影響につきましては、建築事業主とも協議を持って対応しておりますけれども、さらに今後も状況確認を含めて協議を継続するとともに、地権者の移動など情報収集に努め、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目で2番目でございます。都市計画用途地域についてお答えを申し上げます。

初めに、市内用途地域の見直しについての御答弁をさせていただきます。旧名寄市の用途地域は、昭和39年に指定を受けてから何回かの変更を行い、平成7年に8種類から12種類に変更され、以来現在の土地利用形態で都市計画を行っております。平成10年以降、徳田地区の大型店舗進出による大きな変化や白地地域に住宅と店舗、工場が混在をした土地利用がされるようになったため、用途地域の変更につきまして平成15年度に庁内議論や北海道の指導を受けて検討をした経過がございます。結果的には市全体の人口動向、用途地域内での遊休地の状況等から変更の必要性がないものと判断をいたしまして、白地の建ぺい率等の数値制限を定める、そこにとどまっている状況でございます。平成19年度には新総合計画に合わせた都市計画マスタープランを策定する予定でございますので、その中で再度検討をしてみたいと、このように考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次の(2)の項目でございます。準工業地域を特別用途地区にお答えを申し上げます。特別用途地区に関しましては、平成10年5月に都市計画法の改正により、これまで11種類に限定をされていたものが種類を廃止をいたしまして、市町村の判断で特別用途地区の種類や目的を柔軟に定められるようになったところでございます。特別用途地区は、用途地域に上塗りをする制度であるた

めに、既存の用途地域の特性にふさわしい土地利用を増進するため規制が認められているのでありまして、商業調整を目的として大規模小売店などを規制するためだけでは認められない、そのような内容で都市計画法の運用指針にもうたわれているところでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大きな項目の3点目、指定管理者制度についてお答えをさせていただきます。

1点目の指定管理者本来の目的でございますけれども、指定管理者制度につきましては御案内のように2003年に地方自治法が改正されまして、従来の普通公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、または公共団体、もしくは公共的団体に限定されておりました管理委託制度にかわり、民間事業者も公の施設の管理市場に参入することを可能とした制度でございます。その本来の目的は、議員御指摘のとおり、民間のノウハウにより住民サービスの向上を目指し、コンパクトな行政運営を進める上で今後ますます重要な位置を占めていくものと認識をしております。

また、PFIにつきましては、現行の指定管理者制度をさらに一步進めた形で、あくまでも地方公共団体が発注者となりまして、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を民間の資金と経営能力や技術力を活用して行う公共事業で、平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法令が制定され、平成12年にPFI事業の実施に関する基本方針が告示されております。公共施設等の建設から民間企業の資金力を必要とし、導入に当たっては従来方式と比較をした総事業費の削減係数を算出し、検討しなければならないなどのクリアしなければならない課題も多いわけでございます。平成17年3月現在では、地方公共団体が事業主体のPFI

I事業が全国で142事業と先行事例も少ない状況でございます。道内では留辺蘂町ほか2町の一般廃棄物処分場整備及び運営事業などの例を研究しながら検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、2点目の指定管理者制度の展望でございますけれども、いわゆる2007年問題として大量の退職者が出る時代を迎えております。退職された方が名寄市で安心して退職後の生活を送ることができるためには、働く場の確保が重要であるとの考えは御指摘のとおりでございます。この指定管理者制度の導入により、民間事業者の事業が拡大し、必然的に雇用の場もふえると考えておりますので、地方自治法並びに条例で認められる施設等の管理運営について順次この制度を導入していきたいと考えているところでございます。

次に、3点目の参入しやすい情報の提供でございますが、御質問の中にもなよろ親林館、さらには今回議決をいただきましたサンピラーパーク森の休暇村が今回新規参入ということで民間に開放したところでございます。今後このようないわゆる異業種参入も含め、多くの民間業者に応募いただき、競い合っていただくことが指定管理者本来の目的でもある経費の節減やきめ細やかな住民サービス、また施設の有効活用につながってくるものと考えておりますので、応募要領や仕様書などをより具体的に作成するなど情報を公開し、多くの方が応募できるように努力してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） それぞれの項目につきましては、今担当部長から御答弁を賜りました。順に再質問をさせていただきます。

まず、食品流通団地についてでありますけれども、契約が10年過ぎました。その後企業に対する対応でありますけれども、私は何も今集合住宅をお建てになった企業を非難してはおりません。

なぜなら、今御説明ありましたように従業員の住宅を提供する、いわゆる社宅を建てるということでもありますから、そういう御答弁でありますので、それを見守っていく。そして、御答弁にありましたように今後も検証してまいりたいという部長の答弁でありますから、どのような状況になるかはこれからの問題とさせていただきたいと思います。

さて、土地開発公社と進出企業との売買契約書の指定用途期間が既に過ぎたわけでありまして、その後は何らの縛りがないというのが実際の現状であるわけであります。それで、10年という期限でありますけれども、10年というのをどう判断されて、基準をどこに置かれたのか。そして、それらの後、それぞれ進出した企業等々に対してアクションといいますか、説明責任はあるのでなかろうかと思うのでありますけれども、それらについて御見解をお尋ねします。

次に、まだ分筆されていないところが3筆ある、未処分のところがあるというわけではありますが、この未処分の未分譲用地についてもし企業が進出するとなれば、その団地が形成されてからもう32年が経過しているわけでありますから、土地売買契約がどのような内容になるのかお示しをいただきたいと思います。このことについては、現状の整合性がどういうふうに果たされていくのか危惧するからであります。そして、企業誘致策といいますか、どのような企業でもいいということにはならないと思います。御説明ありましたけれども、閉鎖された企業の土地処分等々もありますことから、市あるいは土地開発公社としてのまだ処分されていない土地や処分されようとしている用地に対する考え方について御説明をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 土地開発公社の理事長をやっておりますので、その立場からの御説明をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、土地開発公社が食品流通団地の売買をい

たしましたときに、御存じのとおり都市計画法の用途地域の制定がありまして、市内で営業しておりました特に軽工場群がそこで建てかえなどの場合は建てかえできないということでもありますから、一定の行政としての誘導策をつくろうということで流通団地を造成をいたしました。さらにまた、誘導策といたしましては年限を区切りまして、固定資産税関係の減免措置なども含めて実施をしたというふうに記憶をしておりますけれども、これもまた移転を誘導するというものであります。それら一定の期間を要するというので、10年間ということを決めたわけであります。恐らく売り出してからすぐは移転できないだろうと、一定の準備が必要ですし、また市内の中で議員のように企業的に工場を持っていたまま移転するといっても時間かかった。やや10年の余裕があるとそれらは完了するのではないかということで、10年というふうに定めさせていただいたところであります。

また、未処分土地の関係でありますけれども、これは先ほど経済部長が答弁をいたしましたとおり、あくまでも食品流通団地内でありますから、その流通団地の趣旨に基づく処分をしてまいりたいというふうに考えております。現状との整合性を損なわないようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） わかりやすい御答弁を賜りました。まさにあそこには終末処理場という汚水施設の処理場がありまして、流通団地としては沈殿槽を設けて、すぐ終末処理場に水が流れるということで大変、もし個々の企業がそれを投資しますと何億円とかかりますから、あそこに立地をしていただいて、それぞれ元気に今までも事業を営んでおりました。最近は何やら板でぐるっと閉鎖をされたり、そういうのが目立ったりしてきておりますし、建設資材の資材置き場にもなっ

たりしております、どうも環境が少しずつ変化しているのではないだろうか。あそこで製造されている人々もかつては大勢の方々が通勤バスまで利用されて、送迎をされていた時期もありましたけれども、業態もどんどん時代とともに変わっていきました。10年間という期限は、そういう意味でまちの中から流通団地という造成されたところに行くことによって、その期間固定資産税の免税等々の優遇もありましたし、そういう意味ではありがたいと思っております。でも、先ほど申し上げましたようにまだ処分されていない土地について契約を今度するときには、そんなの取っ払ってなるものかどうかというの、減免措置が多少なるのかどうかというものあわせてちょっと御答弁をお願いしたいと思います。まず、その1点で。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 移転に伴います優遇措置については時限を限られておりましたので、これ以降の処分についてはないというふうに思います。ただ、現在の進出した皆さん方との整合性を図るという点では10年間の特約はつけさせていただきたいというふうに思っておりますから、それまでは食品流通団地の基準に合った企業の進出、最近ではあそこは二つに分割されておまして、最初に開発した部分は食品流通、次に開発した部分はそれ以外のいわば軽工場といいますか、そういった部分も含めておりますので、試験機関あるいは事務所、こういったものも含めて考えていきたいというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） よくわかりました。それでは、再検討も含めた上でお願いしたいことは、新総合計画を今策定する準備がされております。期間は、それぞれ10年間ということになります。前期と後期に分けて、集中的に前期こうする、後期こう送ることが決められると思いますけれども、市長の在任期間中は公約した項目はもう大体掲げて、総合計画にも盛り込まれてい

きますが、もし市長さんがかわるとこれまでの総合計画も変わってしまうものなのか。継続したまちづくりはどういうふうに、今の食品流通団地は10年間だよということを踏襲するとすると、これからの新総合計画立てるときの10年間というのもやっぱりそういう意味でなるのか、それとも期限が10年間、それ以降はもうフリーになるのかということと、それから市長さんがかわられると新総合計画についてはどう方向づけされるのか、その点についての確認だけさせていただきたい。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 現在新名寄市の総合計画の策定作業を進めておりますが、自治法が昭和44年だと思っております、改正になりまして、議会で自治体の総合的な行政の展開のために総合計画をつくる、こうしたことが法制化されたわけでございます。それ以前はどういうことだったかといいますと、やはりその自治体が首長が選挙公約等も含めていろいろな行政展開をします。しかし、一定の中長期の構想を持ったまちづくりをしないと、首長がかわるたびにまちづくりの方向が変わるということは問題があるということで、当時の国は自治法の改正をしたと、このように私も学んでおります。そうした意味では、これからも激変するそれぞれの地方自治体の環境でありますけれども、議会が決めます自治体における一定のまちづくりに対する基本的な部分は、例えば首長がかわったとしてもそれは住民の総意として決めたものと、こういうふうに考えております。

ただ、具体的な実施計画等については、首長がかわることによって年度が早まったり、あるいは規模が修正かけられたりと、こういうことは今までも自治体のそうした選挙等を通じて変更が加えられているという事例がございます。名寄市の今話題になりました食品加工流通の団地につきましては、行政がそのような誘導策をもって整備をしたところでありまして、残念ながら立地した企業が倒産等をして、その後処理ということでは大変な



苦勞をしながら、異業種の場合によっては参入と、こういう事例があるわけですが、あくまでも団地の立地のそうした考え方を基本にして、これからも大橋の流通団地が発展していくことを期待しております。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） ありがとうございます。新総合計画を立てるにおいても、今市長ももしおかわりになったとしても基本的にはその計画は変わらないということで承りました。

さて、次に指定管理者制度についてお尋ねを申し上げます。多くの企業に参加してほしいというのは、私たちの願いであります。そのためには今まで既成事実があるから、縄張りと言ったら語弊がありますが、それを排除して、白紙に戻して、そこからスタートする、そして多くの情報を発信してチャンスを与えるべきではないだろうかと思っております。そして、そこに参加した企業がやる気というんなアイデアを出して、使用料ですとかそれらも決められますから、その企業努力で大いに利用がふえて、利用者から喜んでいただいで収益が上がるように、努力した管理者が報われるという、そういう制度であるべきだと考えるのでありますけれども、いかがでしょうか。そして、そういうことが民間の発想ですとか柔軟性、そしてスピーディーに取り組むといえますか、対応の早さ、それが多くの利用者につながると思っています。

そして、お尋ねいたしますけれども、指定管理者に指名受けました、指定受けました企業は、一つの期間というのがおおむね5年ほどになっていると思っております。補正予算見てもそうなっておりますから、それでお尋ねするわけですが、5年間で例えば3,200万円という補正予算が組まれましたけれども、これは1年間で割りますと640万円ぐらいになりますけれども、当初1年目に2,000万円使ってしまった、使うというか、必要だったと。残りをあとの4年で分けた、

そういう融通がきくものかどうかお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

指定管理者制度導入に伴う部分については、議員がおっしゃるとおりでありまして、私も答弁をさせていただいたとおりでありまして、法の改正に伴いまして企業にビジネスチャンスを提供する、一つの規制緩和と、公務の市場開放の一環ですということでありまして、まさしくおっしゃっているとおりでございます。今回法改正に伴って、名寄市ではさきには21施設と今回森の休暇村というようなことで、それぞれ公募をいたしました。また、施設にあっては公募をしないで実施をすると、これは専門性ですとか特殊性の中での部分で分けているところでございます。それぞれ指定管理の制度の中では、一定期間を契約を結ぶということではなくて協定を結ぶということになっておりまして、4年の協定の中で予算につきましては毎年度、毎年度の契約というか、協定をしていく、そのような形になってございますので、御理解いただければと思っております。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） わかりました。私5年間、4年、5年という期間で、その中の予算ですから、その中では自由に融通がきくのかなとちょっと錯覚をしておりましたけれども、単年度予算、そして契約に基づいてということで今説明受けましたので、その辺は理解をさせていただきます。

先ほども質問では60歳定年ということで、そういうグループといえますか、貴重な御経験をされた方々、これからの人生といえますか、今度は人のお役に立つ喜びを共有する人生としてその充実を求めるときに、市役所だけの退職者ではなくて、自衛官退官された方々、民間の定年退職者を含めてその才能ですとか技術ですとか経験を大い

に私は活用すべきでないだろうかと思います。これについて行政の支援は必要と私は考えますが、ぜひとも支援するお考えあるかないのか教えてくださいたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 地方公務員なり、国家公務員の退職者の部分での受け皿といいたいしょうか、法人化というふうなことでの御質問かなというふうに承りましたけれども、それらの考えもあるかと思いますが、民間も含めてNPOなり、法人化という部分かなというふうに思います。まだそれらの検討、研究はしておりませんが、公務員関係におきましては地方公務員法の改正がありまして、再任用制度という制度導入が図られておりまして、これは年金受給の満額受給との関係でそれぞれの年数がありますけれども、いずれにいたしましてもこれまでの知識と経験をどのように生かすかという部分では、指定管理者制度の法人化と公務における再任用の部分とがありますので、受け皿づくりとしての法人化という部分は議員おっしゃるとおり検討、研究をしていかなければならないのかなと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） 私は、今申し上げましたように多くの、大量のと言ったらおかしいのですが、たくさんの方々のそういう時代を今迎える転換期に来ていると思います。ぜひともそういう方々のお知恵をおかりして、若い人たちとの共存共栄といいますか、それを図ることがこの小さい行政組織が市民のための行政となる唯一の方策の一つだと思っておりますので、ぜひとも今申し上げましたことを御検討の中に入れていただいて、指定管理者制度になってよかったな、こういう活力ある組織ができた、まちの中の動きがこうなったということも感じられるような指定管理者制度に育てていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で猿谷繁明議員の質問を終わります。

冬のスポーツ交流人口の増加を外2件を、岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、名寄をジャンプの日本の拠点にするためについてお尋ねいたします。文部科学省は、オリンピックで日本のメダル獲得数をふやすために、冬季競技など10競技の施設をナショナルトレーニングセンターの競技別強化拠点に指定して充実させる方針を固め、2007年度予算の概算要求に5億6,000万円を盛り込んだそうです。強化拠点の指定は、トップ選手の練習環境を整備するのが最大のねらいであります。9月1日付の北海道新聞道央版には、スキージャンプの拠点は名寄市ピヤシリシャンツェが有力と報道されました。現実となれば、交流人口の増加により経済的な面においてもはかり知れない恩恵がもたらされることでしょうか。ジャンプ台を持つ名寄市としては、積極的に取り組むべきと考えます。この情報をどこまで把握し、スキー連盟との協力をどのように行っているのかお知らせください。

2点目、本年11月にオープン予定のサンピラーパークのカーリング場の利用促進についてお尋ねいたします。過去の定例会でのカーリング場関連の質問で、利用者は1万4,000人を想定しているとの答弁がありました。このすばらしい施設を有効利用するためにも、どのような計画をもって達成されようとしているのかお知らせください。

3点目、スペシャルオリンピックスへの協力についてお尋ねいたします。名寄市においては、ハンディキャップスキー協会が中心となり、身体に障害のある人にスキー競技への参加により冬を楽しむことに貢献しております。このスペシャルオリンピックスは、知的障害を持った人々にスポーツを通じて生きがい、楽しみをともに分かち合おうと行われております。名寄においてもその輪

が広がってきています。名寄大学の生徒の多くのボランティアとしての参加もあり、2007年には全道大会が200人規模で実施されようとしております。知的障害の認定を受けた人も、それだけではなく認定を受けていない自閉症、アスペルガー症候群など特別支援教育の対象となっている人にも参加を求めている点が意義が大きいと考えております。さらに、2008年には全国大会に名乗りを上げる機運も盛り上がっております。障害者に優しいまち名寄を確立し、PRするためにも行政としてかかわっていくべきと考えますが、見解を求めたいと思います。

次に、認定こども園についてお尋ねいたします。6月議会において質問をしていますが、10月1日からスタートすることを踏まえ、再度確認しておきたいと思います。この認定こども園の特徴は、親が働いているかいないかに関係なく入所、入園ができること、子育て支援の機能を持つことを義務づけていることが特徴です。名寄市としても保育所の運営経費は多大であり、将来官と民の一元化による認定こども園の開設ということも頭に置いておかななくてはならないと考えますが、この制度に対する見解をお知らせください。

2点目、北海道は、国の指針に対して施設整備の区別で子供に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること、子供の移動時の安全が確保されていること、この2点を削除しております。同一の敷地内、または隣接の敷地内にあることとしており、事実上地方においては実現が難しい状況にあります。同一敷地内でなくても可能となれば、認定こども園としてのメリットは大きく広がります。延長保育、子育て支援機能における合同になるに伴い経費の削減が図られます。より多くの親子に子育て支援の場を提供できます。認定こども園になることにより、幼稚園児、保育園児に隔たりなく幼児教育を受ける場を確立できます。また、預かり保育による保育に欠ける子供への対応も可能であります。幼稚園においては、給食を

取り入れることにより食育につながります。保育園の児童においては、集団での幼児教育を受ける場となり、幼稚園バスを利用することも可能となり、より多くの園外体験等が可能となる、こういったメリットも考えられます。道の基準に対してどのように考えているのかお尋ねいたします。

3点目、名寄市も次世代計画でさらに子育て支援センターを今後ふやしていく計画であります。先ほども申しましたが、この認定こども園を受けることにより、子育て支援センターをともにやらなくてはいけないという義務づけされておりますので、非常に有効な考え方だと思っております。幼稚園型として取り組む場合、名寄市として給食の搬入及び子育て支援センターに対しての協力は可能であるかどうかお知らせください。

4点目、保育所型への移行は、名寄市としては取り組みは非常に簡単で、可能であります。幼稚園の影響が多であります。名寄市の考え方をお知らせください。

次に、学校給食についてお尋ねいたします。学校給食法、その他の法律により、児童生徒へ還元される食材及び調理に要する燃料費用の一部以外は設置者の負担となっており、さらにはこれらについて可能な限り公費負担が望ましいこととなっております。この給食費をどのようにとらえているのかお尋ねいたします。

2点目、学校給食会のあり方及び次年度引当金についてですが、平成16年度の一般質問において私は同じような質問をしております。2年が経過し、学校給食会のあり方、どう取り組んできたのかお知らせください。給食センターが新しくなった平成4年、その当時は次年度引当金が500万円でした。現在2,680万円。私が質問した平成16年よりさらに200万円ふえています。私会計であるがゆえに行政としての甘えがあるのではないかと考えていますが、見解を求めます。

3点目、献立についてです。名寄地区においては、アレルギー食への対応や毎日の献立、子供に

喜ばれております。さらに、食育を踏まえた一言食材への説明があり、地産地消を取り入れた工夫に敬意を表したいと思っております。しかし、9月の献立表を見ますと、9月21日、しょうゆラーメン、カボチャパン、牛乳、フルーツヨーグルトとあります。ラーメンにパンの組み合わせはいかがなものでしょうか。食育には食の組み合わせも大事だと考えております。鉄骨お握り、ワカメお握り、これは子供に本当に人気で、残飯がないすばらしいメニューであったと記憶しております。栄養の面では、ラーメンとパン、理解はできますが、日本伝統のお握りも必要ではないかと考えております。お握りがここ1年メニューから削られているのはどういう理由なのかお尋ねし、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大きな項目1の冬のスポーツで交流人口の増加をと大きな項目3の学校給食についてお答えし、大きな項目2の認定こども園につきましては福祉事務所長の方からお答えいたします。

初めに、名寄を日本のジャンプの拠点にとの御質問についてでございます。オリンピックでの日本のメダル獲得数をふやすため、優秀なトップアスリートを養成するべく文部科学省が冬季競技など10競技の施設をナショナルトレーニングセンターの競技別強化拠点に指定して、充実させる方針を固めたことが9月1日付北海道新聞札幌版に載り、その中で、お話にもありましたけれども、スキージャンプの強化拠点指定に名寄ピヤシリシャンツェが有力視されているとの報道がございました。名寄ピヤシリシャンツェは、昭和46年の開設以来FISワールドカップ、全日本スキー選手権、冬季国民体育大会など多くの大会を開催してきており、特に公式開幕第1戦でありますピヤシリジャンプ大会の開催や全日本スキー連盟強化合宿地としては高い評価を受けております。強化拠点指定に関しましては、去る9月5日に名寄地

方スキー連盟から関係機関への協力要請に取り組んでいただきたい旨の要請も受けたところでございます。拠点の指定を受けるためには、施設の新たな整備が必要とのお話もありますが、現時点では不明な点が多いため情報収集に努めているところでございます。情報不足のため気がかりな点もありますが、当市といたしましても大変喜ばしいことであり、関係機関に対して強化拠点に指定されるよう名寄地方スキー連盟と協力しながら要請をしていきたいと、そのように考えております。

次に、カーリング場の利用促進についてでございます。市内日進で建設が進められている道立サンピラーパークは、10番目の道立公園として11月11日に一部供用開始が予定されており、国内最大級のカーリング場も同日オープン予定となっております。カーリング競技は、トリノ冬季オリンピックにおいて女子カーリングチームの活躍が今でも人々の記憶に新しいところですが、名寄市でもこの施設が誕生したことによりカーリング人口がふえるものと期待しているところでございます。

名寄カーリング協会では、オープンのこけら落としとして、第1回北海道知事杯カーリング大会を11月11日から12日にかけて開催いたします。続きまして、12月15日から17日にかけては、第4回全日本シニアカーリング選手権大会、以後2月中旬には第26回北海道カーリング選手権大会と大きな大会が続々予定されております。また、講習会やカーリングイベントも開催されることとなっており、オリンピック選手の敦賀選手や女子の林選手、また常呂中学校の選手などが名寄に来てくれることが内定しているとのお話でございます。市といたしましても名寄市体育協会や名寄カーリング協会にカーリング教室の開催を要請するなどしてありまして、体育協会とカーリング協会とが協力して、青少年からお年寄りまで競技の底辺拡大が図られることを期待しており、名寄市といたしましても可能な限り支援をし

ていきたい、そのように考えております。

次に、スペシャルオリンピックスへの協力についてでございます。スペシャルオリンピックスは、知的発達障害のある人たちの自立と社会参加を目指し、日常的なスポーツトレーニングプログラムとその成果の発表の場である競技会を提供する民間のボランティア活動であり、多くのボランティアや知的発達障害のある人たちのファミリーと一緒に活動を支えていると認識しております。名寄におきましては、昨年5月、スペシャルオリンピックスに関する勉強会を開催したことに始まり、同年7月には第3回北海道地区競技会に短大ボランティアサークルの学生26名が参加し、運営に協力、本年1月にはピヤシリスキー場においてスキー競技のコーチクリニックを開催、それらの活動から2月にスペシャルオリンピックス日本北海道総会で名寄準備会として認定されたところでございます。去る7月15日から16日には、紋別市におきまして第4回北海道地区夏季競技会が開催され、名寄から学生ボランティア45名、一般ボランティア7名、アスリート1名が参加したと聞いております。2007年2月末から3月初めにかけて、名寄ピヤシリスキー場において北海道競技会冬季スキー大会の開催が内定しており、体育協会やスキー連盟に協力を要請していると伺っておりますので、市といたしましても予定される大会の内容把握に努めまして、関係する団体とも調整を図りながら、必要な支援をしてまいりたい、そのように考えております。

次に、大きな項目3の学校給食についての(1)、給食費の定義についてお答えいたします。学校給食に要する経費については、学校給食法第6条に規定されておりますが、それによりますと学校給食の実施に要する経費のうち施設設備に要する経費及びこれらの修繕費並びに学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費は学校設置者の負担とし、それ以外の経費を学校給食費として規定し、保護者の負担としております。しか

しながら、これら法令の規定は経費の負担関係を明らかにしたものであって、設置者が保護者にかわりまして学校給食費を負担することを禁止する趣旨のものではございません。

次に、学校給食会のあり方と次年度引当金についてでございます。名寄及び風連の学校給食会は、学校給食会規約に基づいて運営されている私会計でございます。保護者が負担する学校給食費を収入として学校給食事業を行っております。都道府県単位でも学校給食会がありまして、財団法人北海道学校給食会では学校給食物資の買入れや売り渡しに関する業務、また学校給食の普及充実に関する業務を全道学校給食会を通じて行っております。名寄と風連の学校給食センターでも北海道学校給食会から主食のパンの原料である小麦粉を年間4.8トン購入しております。以前名寄学校給食センターではお米の供給も受けておりましたが、平成16年12月からは特別有機栽培米を風連の二つの生産組合から購入するようになっております。名寄学校給食会の繰越金であります。単年度ベースで約180万円の増加となっており、現在はお話にもありましたように2,682万1,000円となっております。毎年学校給食会総会におきまして、次年度事業引当金として承認いただき、4月、5月の食材費に充てており、積立金として別口座での管理はしておりません。繰越金の給食センター統合に向けての取り扱いにつきましては、現在名寄学校給食会理事会におきまして検討しており、具体案作成後名寄給食会総会に諮り、決定する予定となっております。

次に、食育を踏まえた献立についてでございます。食事は、人が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものであります。特に成長期にございます児童生徒にとって健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、子供たちが食に関する正しい知

識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校教育でも食育を推進することが強く求められるようになりました。

このような中、平成18年3月に食育推進基本計画が決定されました。学校給食においては、給食の一層の普及や食育を踏まえた献立内容の充実を促進するとともに、各教科などにおいても学校給食が生きた教材としてさらに活用されるよう取り組むほか、栄養教諭を中心として食物アレルギーなどへの対応を推進することを求められています。また、生産者団体などと連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及定着を図ることも求められています。これら食育推進基本計画に基づき、なお一層食育を踏まえた給食に努めてまいりたいと考えております。御質問にございましたラーメンとパンとの組み合わせなどについては、献立委員会でも今検討しているところでございますので、できることならば改善していきたい、そのように考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

(何事か呼ぶ者あり)

○教育部長(今 裕君) 失礼いたしました。お握りの件でございますけれども、お握りの件につきましても通常の給食ではお握りを今出せないような状況となっております。これは、御飯を委託で炊いていただいているのですけれども、そこから給食センターに持ってきまして、また安全衛生面で求められている食缶の方に移しかえるというような作業がございます。そういたしますと、給食をつくってから2時間で学校の方に届けるというような時間の制約がございます、今のところそれについては御飯を外部に委託生産している限りはちょっと無理でないかというような考えを持っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長(中西 薫君) 本年10月から

施行されます認定こども園制度についてお答えをさせていただきます。

最初に、認定こども園制度についての考え方について御質問をいただきました。この制度は、少子化の進行、教育、保育ニーズの多様化などの要望に対応し、幼稚園や保育所などにおいて就学前の児童の幼児教育、保育を一体としてとらえ、子育て支援等の総合的な提供を推進するため、都道府県知事による認定制度を設け、認定施設に対する特例措置を講ずるものでございます。また、制度上幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の四つの型に地域における子育て支援機能を備えることとしておりますが、幼保連携型を主なものとして設置促進を図るものとしております。私立の幼保連携型の特例措置といたしましては、一つには設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであっても運営費及び施設整備費が助成対象、二つには認定施設になる場合の保育所認可定員の緩和措置があること、三つには利用は施設と利用者の直接契約となること、四つ目として利用料金も基本的には施設で決定できることなどが講じられております。また、ほかの三つの類型の補助制度等につきましては、既存制度が適用となっております。国の認定の指針における施設設備基準では、既存施設からの転換の場合については幼稚園、保育所のいずれかの基準で可能となりましたが、ゼロ歳から2歳児の給食外部搬入は認められず調理室が必置となっておりますし、職員配置、資格基準でも現行での幼稚園、保育所の基準が適用となっております。

以上のようなことを考慮いたしますと、まだ改正の余地を含んでいる制度と思いますが、現時点においては幼稚園と保育所が抱える制度上の課題解消に一步踏み出したものと思いますので、将来の保育のあり方を考える上で精力的に検討すべきものと考えております。

二つ目に、道の認定基準について市の考え方をお尋ねがございました。認定こども園の認定基準

につきましては、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める施設の設備及び運営基準を参酌し、都道府県の条例で認定基準を定めることになっており、北海道として幼稚園と保育所等における就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供するという本制度の趣旨に基づき制定することとして、地域の幼児教育、保育の要望などを考慮し、一部について独自の規定を設定したとの説明がございました。この国の認定基準に対する独自規定の追加は、趣旨に関すること3件、職員の配置に関すること1件、職員資格に関すること4件、独自基準で削除されたものは施設設備に関すること2件となっており、その内容は幼保連携型、幼稚園型に関する建物等の同一敷地内、または隣接地の例外規定の条件で、一つには子供に対する教育及び保育の適切な提供に関すること、二つには子供の移動時の安全が確保されることの2点となっております。子供と保護者の負担を中心に考えた場合、バス等で子供の移動は幼稚園と保育所の緊密な連携体制の確保が必要となりますし、移動時の不測の事態の発生、また兄弟姉妹等が別施設入所となっている場合送り迎えの煩雑化、特に当市におきます冬期間の特徴から別施設の場合エンジンをかけた出迎え車両に先に迎えた子供だけが取り残されているというような状況が危惧されるなど、市としては一定の理解ができるものと考えております。

三つ目でございますが、幼稚園型の取り組みに対しての協力についてお尋ねがございました。認定こども園の幼稚園型につきましては、幼稚園の定員内で保育所機能を持つもの、認可外保育施設を開設するものがあり、いずれも子育て支援機能は必置となっております。これらへの協力につきましては、現在市立保育所で実施しております一時保育、延長保育、子育て支援センター事業等の補完が確保されるものであれば、総合的見地から新たな協力制度を検討してまいりたいと考えております。

4点目でございますけれども、保育所型の名寄市の考え方でございますが、保育所型につきましては保育所定員の外づけで幼稚園機能を持つものであり、名寄市内の幼稚園及び保育所の入園、入所の状況では、それぞれにさらに細かい形に分かれているものの大ききは幼保連携型がより実現性が高いと考えており、次に幼稚園型について検討すべきものと考えております。

以上、認定こども園制度についての答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） それでは、ジャンプの方からお尋ねしてまいりたいと思います。

2年前、一般質問で高校選抜のノルディック部門の名寄は聖地として名乗りを上げるべきだと質問したのですが、残念ながらその聖地は岐阜県高山市のすずらん高原に決定しております。こういったチャンスというのは、逃したらまた再度ということはないかなありませんので、ぜひ積極的に私は取り組んでいただきたいと思っております。このジャンプ競技というのは、今主流はラージヒルといって、大きな台のジャンプが主流です。名寄にはノーマルヒルといってその下のジャンプ台しかないわけです。その名寄が有力視されるライバルというのは、オリンピック開催地の札幌であり、長野県白馬と名寄が今争っているわけです。なぜ名寄が選ばれるのかといいますと、やはり日本で一番北にあり、早く飛べる。ジャンプの選手がいかにかシーズン前に飛べるかというのがそのシーズンを左右する。ですから、お金をかけて海外に行くわけです。海外は、もう芋を洗ったような選手の争いで、なかなか本数が飛べない。ですから、いち早く飛べる名寄が候補に上がったのかなと思っております。

ただ、この北海道新聞の道央版に載ったということは、札幌市民にこの記事を見せたかったというように私はとるわけです。名寄市民喜びなさい、有力になったって、この地方には情報が何もなし

わけですから。ということは、これなぜ札幌がだめなのかということ、札幌市の条例で飛ぶ練習期間というのが決められていて、スキージョイとかがこの日飛ばせてくれと言っても飛べないという現実があるわけです。そういう欠点がある。白馬の場合でしたら、医療機関がなかったり、室内スポーツセンターがなかなか遠かったり、交通の便が悪い。名寄においては、リフト代が無料である。各種練習設備がある。病院もある。宿泊費が平均6,500円と安い。そういったことがあって、名寄が選ばれているのだと思います。

よくスキーでこんないい施設があって、子供たち何で育たないのだと皆さんから単純に言われます。育つわけがないのです。子供たちを指導するという場合は、ナイター設備がないとだめなのです。昼間だけの少年団で子供は育つわけがないのです。ですから、下川は名寄に感謝しています。うちらは、大会できる台ではない練習用の台をつかった。サマー仕様にもしない。それはなぜかと思ったら、名寄にすばらしいジャンプ台があるからなのです。この至近距離で通ってくれば、だから名寄がオリンピック選手を生み出したまちであって感謝されなくてはいけないのに、土別だとオリンピックの野口選手が金メダルとった後本当にお世話になりましたと土別まで訪ねてくる。合宿している選手たちには交流会を開き、市民との交流の場があるから、ああいうふうに盛り上がる。だから、この拠点構想によって、名寄も50日間一流選手が泊まるということになれば、やはり市民との交流、サイン会を開いたり、今でも吉田杯、ピヤシリ杯があるわけですから、そういった名寄市もこのジャンプ台を生かしたPR、まちづくりをもっと積極的に行っていく必要があると考えております。この手のことは、国がどの程度補助金出すのかわかりませんが、やはり国丸抱えで、ただ場所だけくれといってもこれはなかなかくれません。地元も一部負担するなど、やはりいかに気持ちよく名寄市は本当に一生懸命受け入れを求め

ているのだなということを見出していかなくてはならないと思っております。今言いましたように名寄がジャンプ台で生きていくためには、ナイターをつけるぐらいの意欲、あとは今は高感度カメラによる分析や脚力測定などの分析装置というのでも求められております。そういったものは、では名寄が用意するよというようなぐらいの気持ちを持って取り組まなければ、そう簡単に拠点ということになることは楽観はできないと考えております。この件につきまして、まだコンバインドの強化拠点も決まっておられませんので、ジャンプ、名寄はピヤシリクロスカントリー場もありますので、一緒にコンバインドの拠点にもというぐらいの名乗りを上げていただきたいと思うのですが、こういったことは順番を待っていて何かをやるというのではだめで、やっぱりトップがやるための何をすれという上からのトップダウン式の方が早くいいと思いますが、市長、見解ございましたらよろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 教育部長から答弁をいただきましたけれども、9月1日付の道内紙の札幌版ということで報道されておまして、私どももその情報はスキー連盟の皆さんからいち早くお伺いをしておりました。さらに、9月5日の日にはスキー連盟の会長、理事長も同道でおいでになりまして、名寄を強化の施設としての誘致と一緒に展開していこうと、こういうようなお話等もありまして、私どもも今まで長年いろいろな大会を開催をしてきていることも含めて、今岩木議員の御発言のように大きなチャンスだと、このようにとらえております。

ただ、現在のジャンプ台に何を付加する必要があるのかと。ナイター施設もあるかもしれませんが。あるいは、近年はピヤシリジャンプ大会もその年によりましては気温等が高くて雪の張りつけが悪いと、こういうことがあるわけでございます。そういう意味では人工降雪機のもっと性能のいいも



のの要請があるのかどうかと、こういう施設整備の部分も不透明なところがあるわけですが、場合によってはスキー場なんかでは氷を早くつくって、その氷を敷き詰めて営業しているところがあるわけですが。ジャンプ台もそのようなことが可能なのかどうかと、こういうことも含めて情報収集に今努めているところですが。申し上げましたように関係機関と協調をしながら、ぜひこのチャンスを生かして、名寄がジャンプの合宿基地としての機能を十分に発揮することが市民の要望にもこたえることと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、カーリングについてですが、やはり今部長の答弁ですと何か大会を開く、大会を開く。本年度、初年度はいいですけども、将来的にその大会では名寄がカーリングの聖地になるわけではございません。これは、不確定な要素が多いわけで、それですと利用人数を確保できると私は思っておりません。やはりソフト的に子供たちをいかに育てていくか、名寄のカーリング人口をいかにふやしていくかということを考えていかなければならないと思います。本年度せつかくオープンしたわけですから、総合的な学習の中で各小中学校全員に一回カーリング場連れて行ってカーリング体験させるというようなこと、そういう発想が必要だと思うのです。それを体験してみても初めてそこから興味を持つ子も出てくると思いますので、ジャンプもそうですけれども、やっぱり施設を有効利用するためのそういったソフト的なことを考えていく必要があると思います。

また、カーリング場というのは、名寄の場合はどうか分かりませんが、テレビで見ていると非常におもしろく見えるのですが、見に行ったら両側からしか見えないのです。横側は観客席ではないのです。名寄の場合はどうなっているのでしょうか。

そこら辺はちょっと私もまだ確認していませんが、一流施設は、国際大会を開くような施設はそういうふうになっているそうです。カーリング、すばらしい施設ができるわけですから、ソフト的な、子供たちがいかに親しめるかということもぜひやっていただきたいなと思います。これは望んでおきます。

あと、スペシャルオリンピックスにつきましては、こういった機運、知的障害者に本当少しでも多くこういった場に出てきてほしいというのは私の願いでございます。今後やっていただけると、取り組んでいただけるといいますので、ぜひこれも理解の上、行政としても協力していただきたいと思います。

続きまして、認定こども園についてです。これは、10月1日から始まって、これはもうもちろんすぐ実現するものではございません。しかし、これから名寄市は10年間の総合計画を立てるわけですから、その中にはぜひこの認定こども園ということも頭に置いておいていただきたいと思えます。ただ、言いましたように道議会の議論の中でも、今道議会中で、やっております。施設内の国の指針に対して道は削除した。その下の方に1項目入っているのは、原則としてという言葉が入っています。認定こども園は、名寄市が認めて初めて道に提出するものですから、この原則というものを名寄市はどこまで大きくとらえているのかちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在認定こども園につきましては、先ほど7月19日でしたでしょうか、名寄市幼児教育振興会並びに各それぞれの幼稚園の代表の方々と懇談する機会がございました、その中で一部触れた経緯はございますけれども、現実的に北海道が特例項目についての削除を行ったことについて話し合いをまだ持っていません。各それぞれこれから先認定こども園について御希望を受けながら、それらの施設の意向に

沿いまして北海道と協議をしてみたいというふうを考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 総合計画への対応は大丈夫ですね。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在総合計画におきます市役所内の内部の事務といたしまして、個票によります各事業の洗い出しを行っております。その中で認定こども園制度については、当然これから先取り組むべき事項といたしまして取り上げているところでございます。総合計画の委員の皆様方に提示をしながら、協議をしていただくというふうを考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 最後に、学校給食についてでございます。給食費の定義というのは、議会初日に宮田議員が質問していただいて、私も十分理解し、基本的にはやはり食材費、材料費だよということですので、名寄市の場合はさらに2.2円維持管理費というか、そういったことに使っておりますが、今回の給食会の合併ということによりこのことも今後給食会の中ですべてやっていくと思っております。理事会を開き、総会において決定されるという部長の答弁がございました。

しかし、この給食会なのですけれども、私もPTAの役員のときに2年間入っておりました。しかし、それ以外のPTA会員というのはやはり情報開示が全くないために給食会でどのようなことが行われ、引当金が今幾らありますか、これだけお金が余っているのですよ、未納が幾らあるのですよなんていうのは現場のお父さん、お母さんは全く知らないわけです。そういった中で、総会で判こを押す。また、私小学校2年生の子供がいますから、今後またさらにPTA給食会でちょっと頑張ってくれと言われても、今の給食会を私は担っていくというか、会長とか監査とかやる自信はございません。1億3,000万円のお金を預かっ

ているわけです。その中の監査をやって、判こ押しなさい。これは私責任とれません。だから、そういったことも理解して皆さんやっていただくために、きっちりと学校に説明責任というのがあると思います。今給食会の合併で風連と名寄とやっております。あれをしてみますと、非常に今給食会の役員になっている人がかわいそうでたまりません。今まで何十年と歴史があつて引当金になったものを何で今の役員だけが責任どうだ、給食費はどうだ、こんなのどうなっているのだと、大変だと言われても、これは本当にそう簡単なことではないと思います。それをやるのは、やはり教育委員会がリーダーシップをとって、しっかりと方向づけをしてあげないと、一PTAで補われる問題ではないと思います。やはり今言いましたように私が監査をとてでもないけれども、受けられない。これはさっきも言いましたが、やはり私的会計であるがゆえに、ゆでガエルになっているのです、何十年間も。私的会計だから、そちらで監査を受けたら、これでオーケーだよということで。やはり北海道の給食費の会計を見ますと、30%はまだ一般会計、公的会計でやっているところもあるのです。私的会計がいいのか、公的会計がいいのか、そういったことも含めて給食会のあり方について再度見解をお尋ねします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま名寄給食会の、現在の名寄給食会のことについてのお話がありました。確かに名寄給食会は、理事の皆様が全学校から出ているわけではございませんので、名寄給食会の総会といたしましても実際にはある学校は理事として参加していないという、そういうこともございました。情報の伝達に問題があったのではないかという言葉もございますが、私たちはそれぞれ各学校に総会の様子などはお伝えしてきたというふうには考えているのでございますが、保護者によってはそういう情報がなかったとすれば、これからまたしっかりと各学校にそのことが伝わ

るように指導を強めてまいりたいと、こんなことを考えておりますし、また現在の名寄給食会のような理事のあり方についても今後統合を機会に検討してまいりたいと。それぞれ全部の学校からそういう総会には出席できるような、そんなシステムをまた構築してまいりたいと、こんなふうに考えております。

ただいま監査の問題とか、それから引当金についても、今さら給食会にはというお話は私もそのとおりだと、こんなふうに思っております。現在の名寄給食会の会計のあり方につきましては、給食会がスタートして、名寄市給食センターの運営規則が昭和41年にできたのでございますが、それ以来ずっと私会計という、こういう長い歴史がございます、そのように進めてきたわけですが、ただいまのお話のように公の会計、公会計などについても今後そのメリットとかデメリットとか、あるいは課題などにどういうところがあるのか、その辺も洗い出しながら、研究課題にしていまいりたいと、こんなことを考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 過去の流れでいいますと、いわゆる昭和62年の62合意で新たな給食のあり方を検討して、それからやはり19年たつとほころびてきて、今の時代にマッチしなくなって、今の現状があるわけです。ですから、やはり時代をしっかりと見て、今後風連給食会との合併に向かい、これは教育委員会がやっぱりリーダーシップをとって方向性、新しい給食会、給食費のあり方をしっかりと変更していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後、お握りですけれども、私のいろんな聞いた話ですと保健所が許可しないとか機械が壊れたとか、そういったことも聞いたこともございます。御飯の外部委託をしたのは、それが1年前だということなのですか。確認させてください。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 御飯の炊飯、炊くのを外部委託したの1年前ではございません。以前からでございます。去年の保健所から衛生指導に入ったときに、外部委託した御飯をまた給食センターに持ってきて、専門の容器に入れて、お握りをつくらぬと衛生上は問題ですよというような指導を受けました。そうすることによって今度は時間がかかり過ぎるということで、お握りを中止したという経過がございます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） そうすると、委託をしていて、保健所に指摘されなければまだ今でもやっていたということですね。だから、これはやっぱり保健所との話し合いをちゃんとしっかりしたのか、時間を何とかするために努力したのか。やはりさっきも言いましたようにラーメンとパンが悪いとは言いませんけれども、子供たちに本当に人気のあったメニューであったということも踏まえると、何とかこのお握りを復活させるための努力をしていただきたいと私は思っています。

そして、冬のスキー授業、2回から1回に減りました。このときには豚汁とお握り出ているのです。その点が1点と、私一つ提案したいのは、冬に1回だけのスキー授業です。西小学校はお弁当です。西小学校以外の小学校は全部給食です。その給食を行うことによって、1年に1回のスキー授業のスキーの滑れる時間が1時間違うのです。これは親が悪いのかもしれませんが。アンケートをとりますと、西小でもほかの学校が給食なのに何で西小だけお弁当持っていかなくてはいけないのだという、本当悲しくなるのですけれども、それが現実なのです。逆に教育委員会から1年に冬の1回お弁当の日にしてよと、お母さんがつくった愛情あるお弁当を食べることは本当においしいのだよというような逆提案をしていくようなことも必要だと考えますが、その見解についてお尋ねいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私の方からお答えしますが、従来は給食センターではお握りを供給していましたが、今のようなお話でやはりお握りは自粛するという、こういうことでございました。特にお握りにしたから、今まで問題が起きたということではございません。ただ、そういう御指導をいただいたということから、やはりいろんな事故の未然防止ということを考えて、お握りを供給しなくなった。そのかわりといいましょうか、安全性を考えて焼きお握りというのを供給しているわけでありまして。ただいまお話がございましたのは、野外給食では豚汁と、それから焼きお握り、それから牛乳、ミカンと、こういうメニューで供給させていただいている。焼きお握りで御勘弁いただければということなわけでございますが、確かに先ほどの御質問にございましたラーメンとパンとか、こういう組み合わせが本当にいいかどうかは今献立部会でまた鋭意検討しておりますので、そんな御意見があったこともしっかり献立部会にも伝えてまいりたいなど、こう思っております。

それから、スキー授業のときの食事の選択は一応学校にお任せしてあるということで、教育委員会としてこうなさいというふうには今のところやりにくい部分がございますので、その辺もあわせて御理解いただければと。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） どうもお握りにこだわりますが、やっぱり食育の面からもぜひ可能性を探って、できないのだという頭ではなくて、やるためにはどうしたらいいのだという、そういうポジティブな発想で取り組んでいただきたいなと思います。今後給食会、さっきも言いましたが、いろいろと大変なこともあります。もう来年の3月までに結論を出さなくてははいけません。やはり教育委員会がリーダーシップをとり、頭を下げるところは下げ、今後の給食のために最大の努力をしていただくことを望んで、終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で岩木正文議員の

質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

障がい者に住みよいまちづくり外2件を、高橋伸典議員。

○11番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問してまいりたいと思います。

障害者に優しいまちづくりについてお尋ねいたします。我が国の障害者施策は、第2次世界大戦後本格的に取り組まれ、方向づけられました。戦後の日本は、生活貧困者の保護とともに戦災孤児、戦傷病者の保護や生活支援が大きな課題でした。このような中、1947年に児童福祉法が、1949年に身体障害者福祉法が制定され、障害児、身体障害者の福祉施策が始まりました。1970年代後半から1980年代にかけて、我が国の障害者福祉施策は大きな転換期を迎えました。その契機は、障害者の完全参加と平等をテーマとした1981年、国際障害者年とその後の国連障害者の10年であり、障害のある人に可能な限り障害のない人と同じ生活を保障するノーマライゼーションの理念と障害者が全人類的な復権を目指すリハビリテーションの理念が普及する中、障害者施策は大きく転換をしていきました。1984年に身体障害者福祉法が改正され、1993年には身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律が、1994年には特定建築物の建築促進のハートビル法が、2000年には公共交通機関を利用した移動の円滑を促進する交通バリアフリー法が制定されました。2004年には障害者基本法が改正され、発達障害者支援法が成立、知的障害者の軽度の方々にも光が見え始めました。2005年10月には精神障害者を含めた障害者施策の一元化やサー

ビス体系の見直しを図る障害者自立支援法が成立、2006年4月から段階的に施行されることとなりました。障害者自立支援法が成立し、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費医療負担について共通の制度のもとで一元化に提供する仕組みを創設するため、広域で障害程度区分認定審査会が進められていると思われませんが、推進状況の理事者の御見解をお願いいたします。

障害者福祉計画の基本理念で、一つに障害者の自己決定と自己選択の尊重、二つに市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化、三つに地域生活移行や就労支援の課題に対するサービス基盤の整備とあり、基本指針に則してサービスの数値目標の考え方の理事者の御見解をお願いいたします。

障害福祉サービスに関し、市町村を基本として仕組みを統一するとともに障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ちおかれていた精神障害者などのサービス充実を図り、地域格差をなくし、サービス水準を均等化するとありますが、本市の障害種別ごとのグループホームの状況の理事者の御見解をお願いいたします。

就労移行支援事業の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに福祉施設における雇用の場を拡大し、数値目標を決めますが、雇用の数値目標の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の二つ目、新バリアフリー法についてお尋ねいたします。新バリアフリー法は、高齢者や障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が本年6月に施行されました。新バリアフリー法は、鉄道の駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする交通バリアフリー法とデパートや旅客施設等のバリアフリー化を目指すハートビル法を統合し、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的としております。これまで駅やビルなど、いわばバリアフリ

ー化の整備対象は点として存在してまいりましたが、今後は整備対象を面として広げていき、地域一帯を総合的にバリアフリー化を進めてまいりますのであります。そのため新法では進める整備対象に交通機関にタクシーや福祉タクシーを追加したほか、高齢者、障害者の利用が多い施設をつなぐ道路や公園、駐車場なども新たに加えました。新バリアフリー法のもと今後自治体が進めるバリアフリー化は道路、公園、公共施設など所有管理していますが、新バリアフリー法により旅客施設や車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物を新築、または改良するときは、移動等円滑基準への適合義務が生じると思います。また、既存の同様の施設には基準適合の努力義務があるそうですが、移動等円滑基準への適合への理事者の御見解をお願いいたします。

市町村は、新バリアフリー法の旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、官公庁施設、福祉施設、その他高齢者、障害者が生活上利用すると認める施設を含む地域の重点整備地区について移動等円滑にかかわる事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想の作成、策定する際は、住民等の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに関係する施設管理者及び高齢者、障害者、その他の市町村が必要と認める者で構成する協議会における協議を得ることができ、あわせて住民参加等の高齢者、障害者を含めた基本構想の作成制度を設けることができるとありますが、基本構想作成の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目三つ目、ごみ焼却炉の解体についてお尋ねいたします。ダイオキシンは、ベトナム戦争で使用され、中毒死や流産、奇形児出産など多くの被害者を出した枯れ葉剤に含まれる猛毒で、塩化ビニールなど焼却するときに発生し、酸性雨にも問題が出ております。テレビ等では埼玉県のダイオキシン問題が話題となり、野菜等にダイオキシンが混入等のニュースも出ておりました。また、各市町村の焼却炉の取り扱いの問題も注目が

集まったのも記憶に新しいことであります。名寄市も炭化センターが稼働し始め、旧焼却炉施設は不用の遺物と化してしまっています。名寄市と旧風連町の廃棄物処理場の築年数と保存状況の理事者の御見解をお願いいたします。

また、ダイオキシン対策の対応についての理事者の御見解もお願いいたします。

名寄市は、第1次産業のまちであり、安心して安全の食糧供給基地であることは言うまでもありません。名寄市は、旧風連町の焼却施設のまわり35メートル離れたところに水田と畑があります。安心、安全と言われる農業地域に負の遺物と思われる煙突が立っているのは、この地域に交流する人には大変見ばえのよいものではありません。また、地域の住民の健康問題を考えると、この焼却炉は必要ないかというふうに私は思っております。そのような意味で、早急な改善と解体が必要と考えられますが、解体検討の理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上での質問を終了させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 高橋議員から3点にわたり御質問をいただきました。大きな項目1点目の障害者に住みよいまちづくりにつきましては私から、大きな項目2点目の新バリアフリー法につきましては建設水道部長から、大きな項目3点目のごみ焼却施設の解体については生活福祉部長からの答弁とさせていただきます。

最初に、障害者に住みよいまちづくり、審査会の協議の状況についてお尋ねがございました。本年4月1日から障害の種別にかかわらず福祉サー

ビスを利用する仕組みを一元化するため、障害者自立支援法が施行となりました。この新しい法律に基づきまして、居宅介護や施設入所支援等の介護給付サービスを利用する場合には利用者は市町村が設置する審査会により障害程度区分の認定を受けることになりました。市町村審査会については、本年3月末では名寄市は単独設置の方向でございましたが、審査会委員につきましては障害者等の保健、または福祉に関する学識経験を有する者との規定があることから、近隣町村では委員の確保が困難であり、介護保険と同様に共同設置を要請されたところでございます。新年度に入りましてから担当課長会議を2度にわたり開催をいたしまして、各市町村の障害者の状況、単独設置と共同設置の比較、審査会の概要、経費の負担方法等について協議を進めました結果、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村の1市3町1村による共同設置とし、名寄市が代表となったものであります。審査会の名称は、名寄地区障害程度区分認定審査会とし、委員数は名寄市3名、下川町1名、美深町1名の計5名で、設置年月日は平成18年7月1日付で北海道知事へ提出をしたところでございます。新法の本格実施につきましては、本年10月1日であることから、サービスの利用に支障が出ないよう居宅介護利用者を優先的に認定するため、8月24日から審査を開始したところでございます。

次に、基本指針に関してサービスの数値目標についてお尋ねがございました。障害者自立支援法の施行に当たり、本法に基づきました障害福祉計画を各市町村は新たに定め、必要なサービス量の見込みやサービス確保の方策を盛り込むものとしております。このため国では障害福祉施策を一層推進する観点から、計画作成に当たり基本指針を示し、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対しての数値目標を出し、市町村はこの数値を参考として地域に必要なサービス量を見込むこととなります。国と道の基本指針3点と数値目標

の考え方についてお知らせをいたしますが、去る7月24日に名寄市保健医療福祉推進協議会を立ち上げ、この8月24日に障害部会を設置し、その中で、仮称ではありますが、名寄市障害福祉計画を協議し、明年2月を目途に答申することとしておりますので、名寄市の数値は現在算出できておりませんので、御了解をいただきたいと思えます。

1点目ではありますが、国は平成23年度末までに現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することを目指しております。これに対し北海道の考え方は、施設入所は全国平均の2倍以上であるので、平成23年度末までに14%以上を削減するとしております。

2点目ではありますが、同じく国は平成23年度末までに精神科病院の入院患者のうち、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院を目指すとしております。これに対して北海道の考え方は、北海道が平成17年度に調査して把握している退院可能患者数の退院を目指すとしております。

3点目ではありますが、国は平成23年度末までに福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上を目指すとしております。これに対して北海道の考え方は、道内において福祉施設を退所して一般就労した数は、全国平均と比較し、全国的にも低い状況にあることから、6倍以上の移行を目指すとしているところでございます。

以上、国及び北海道の考え方を述べさせていただきましたが、あくまでも国が示した数値目標を参考として、市町村の実態に合わせ必要なサービス量を見込むこととなります。今後は、平成17年度の当市のサービス利用実績数を踏まえながら、北海道と協議をして名寄市の目標数値を設定してまいりますので、御理解をお願いいたします。

3点目でございますが、障害者種別ごとのグループホームの状況でございます。国は、今回の障害者自立支援法の施行に当たり、障害者の自立と地域社会への移行を大きな柱としていますが、具

体的には先ほど述べさせていただいたとおり、施設から地域社会への移行を基本方針の一つとしております。障害者の地域生活を支援するための一つの方策としては、グループホームとケアホームの施設を整備する必要がありますが、当市の状況について御説明をさせていただきます。知的障害者及び精神障害者が利用できるグループホームは、各福祉法に基づく施設でございますので、新法に移行した場合でもグループホームとケアホームに区別されますが、対象者は利用することが可能となっております。名寄丘の学園では、現在4人定員のグループホームを2棟経営しておりますが、本年10月から新法へ移行するため効率化を図る観点から、グループホームとケアホームが一体となった施設として運営を図る予定でございます。また、道北センター福祉会では現在グループホームを経営しておりません。なお、身体障害者を対象としたグループホームは、身体障害者福祉法での規定がなく、該当施設がございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

4点目となりますが、福祉施設から一般就労に移行への年度別数値目標についてお尋ねをいただきました。国は、今回の障害者自立支援法の施行に当たり、障害者の自立と地域社会への移行を大きな柱としておりますが、基本方針の二つ目として福祉施設から一般就労への移行推進を大きく掲げており、このことに対して国は数値目標を示していることは2番目の御質問に対する答弁のとおりでございます。本市としての平成23年度末の数値目標は、現在のところ上川支庁とも協議中のため算出できておりません。障害者の就労は、全国的に見ても極めて厳しく、低い状況にございますが、就労移行支援事業の実施や地域における関係機関、団体と連携を進めることにより一般就労を目指すこととしております。具体的には本年度中に策定する仮称の障害福祉計画の中で数値目標を設定してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目でございます。新バリアフリー法についての御質問、2項目にわたりましていただいております。あわせて御答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この法律は、交通機関のバリアフリー化を対象といたします交通バリアフリー法と集客施設を対象とするハートビル法をそれぞれ統合いたしまして、点から面へと広げ、一体的にバリアフリー化を進めることを目的としております。法律が去る6月でございます、成立したばかりでありまして、施行令が公布されておられません。詳細につきましては知らされていない状況でありますので、ただいま情報の収集に努めているところでございます。今後まちづくりの中で高齢者や障害者に配慮した総合的なバリアフリー化を進める等の法制定の背景、趣旨を十分踏まえまして、法施行に伴いましては北海道とも連携を図り、名寄市の施策のあり方、また市民の皆さんの意見を反映させていただく方法も含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、ごみ焼却炉の解体についてお答えをいたします。

初めに、名寄地区、風連地区の築年数と保存状況についてお答えをいたします。名寄地区は、昭和48年、防衛庁の補助を受け設置しております。現在33年が経過しております。稼働時の処理能力は、1日40トン、炉は4基であります。風連地区は、昭和54年、農林水産省の補助を受け設置しております。現在27年が経過しております。稼働時の処理能力は、1日8トン、炉は1基あります。現在の保存状況でありますけれども、平成14年11月末日で業務を終了いたしまして、北海道の指導に基づき煙突にはふたをし、

焼却炉部分には人が出入りできないよう施錠をして現在に至っております。焼却炉以外の事務室、車庫、倉庫、トイレ等については、両地区とも従来どおり現在も使用している状況にあります。保存状況の確認につきましては、毎年上川支庁の担当者が来ており、現場にて検査を受けているところでございます。

次に、ダイオキシンの問題についてお答えをいたします。風連地区では、施設閉鎖後において毎年ダイオキシンの測定を実施しております。また、名寄地区においても施設に隣接する炭化センターで年2回の測定を行っております。いずれも基準値内の結果となっております。

次に、解体への検討はということで御質問をいただきました。全道の解体状況でありますけれども、平成14年11月末で廃止された焼却炉は104施設ございます。そのうち平成17年12月1日現在解体された施設は11施設となっております。全体としては解体が進んでいない状況にございます。理由としては、解体費用の問題が大きい要因と思います。国では解体を進める意味から交付金による助成制度を設けておりますが、助成を受けるに当たっては解体後の跡地を廃棄物関係の施設建設、または土地利用が条件となっております。また、北海道でも市町村単独で解体するには費用がかかり過ぎることから、広域的に複数施設を一括発注する等の経費の節減に向けた勉強会を行っております。解体に当たっては、焼却炉内、煙突内のダイオキシン濃度によって処理工法、処理費用が大きく違ってきますので、解体をする前にはダイオキシン濃度測定を実施し、処理工法に合わせた予算措置が必要と考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） 再質問と要望をこれから随時いきたいと思います。

まず、障害者に優しいまちづくりの部分で、今回自立支援法ができて、障害者、身体障害者、



知的障害者、そして精神障害者、今まで精神障害者の方はそういう援助が受けられなかったのがこの3障害が同じ枠でサービスを受けられるようになったというものなのですけれども、名寄のこの知的障害者、そして身体障害者、精神障害者の人数を教えてくださいというのと、先ほどグループホームの数値をお聞きしまして、身体は法律上設置義務がないということであれなのですけれども、知的が2件、精神はグループホームではないけれども、道北センターを使用しているということではなっております。この自立支援法になって、まずこの3障害が均等にサービスを受けられるようになるという部分で、私はやっぱりグループホームというのはこれから本当に重要な部分に入ってくるというふうに考えています。知的障害の方も精神障害の方も、今名寄市立病院は精神科の先生がひょっとしたらいなくなるという可能性も出てきている状況にありますので、それを社会復帰させるまでのステップとしてやっぱりグループホームというのは重要な部分に入ると私は感じております。そういった部分で、知的は2件あるけれども、精神はないという部分、またこのグループホームを建てるのにも予算が大変必要ですし、知的、精神の親からも援助を受けなければならないという部分も出てきますし、市からもやっぱり出していかなければならないという部分もあるのではないかとこのように思います。そのような部分で、私はグループホーム自体を建てたいというふうには言いません。今名寄にある空き地を、または5丁目、6丁目の商店街の空き店舗があるはずですから、そういう部分の活用方法を考えてはいないのかなという部分のお答えをいただきたいということと、先ほどの就労計画を言っていただきました。入所に関しては、国としては1割、そして北海道としては14%以上ということで、この退院をさせると。また、就労に関しては国は4倍、そして道としては6倍以上と。北海道というのは、やっぱり障害者の働く場というのがなかなかない

というのが現状なのです。そして、職場が見つかって、何日か行って、なかなか仕事が覚えられない、そして手が動かないということで、周りの目も気にしたり、また言われることによって精神的にもう行けないというような状況で、1週間でやめてしまうだとか、1日でやめてしまうという方々がすごく多いというふうに私今回回らせていただいてお聞きしました。そういった部分で、名寄市としてこの就労者を16%に持っていくということは、この身体障害者1,071名、または知的障害者が約91名、そして精神障害者は交付の手帳を持っている人は66名ですけれども、該当する方は502名おられると。この方々を6倍以上一般就労させる努力というのをどう行政として考えておられるのかというのをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 平成17年度におきます障害者の数でございますけれども、実質的に手帳の交付を受けている者につきましては、1,102名という数字でございます。

それで、空き店舗、空き地を含めたグループホームの設置の考え方はという御質問でございますけれども、現在先ほども申し上げましたように障害福祉計画を策定中でございます。その中で、行政がどのような支援をしながら、数値を明らかにして、目標数値があるものですから、それとの整合性をとりながら、こういう施設をどう設置していくのかというふうな協議をしていくことになろうかと思っております。ただ、現在グループホームにつきましては、現在の設置者が自分たちの中で整備するのは限界があるというふうなお話も伺っておりますので、そこら辺も含めながら、十分な検討をしてみたいと思います。その中で、空き地、空き店舗の活用について協議をしてみたいと考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、就労の数値目標についてお尋ねがご

ざいまして、国と北海道の指針、北海道につきましては現在就労状況が悪いことから数値目標が課題となっております。現在私どもとしてもこの計画の中で数値目標に近づくように努力をしなければならぬところでございますけれども、議員のお話にもありましたとおり、現実としては非常に厳しいというふうに判断をしているところでございます。なお一層機会あるごとにこれらの障害を持つ方々の就労について関係機関とも協議を行いながら、努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） 今就労目標がこれからということで、期待はしますけれども、現状やっぱり一般就労というのは厳しいと思います。名寄市としても精神障害者、また知的障害者の方々を文化センターで掃除についていただいたり、またごみ処理場の整理についていただいたり、またNPOをとって、陽だまりさんのように外郭団体に就労施設をつくるという努力をどんどん、どんどんしていると思うのです。この6倍の就労目標というのは、きっと一般では私は絶対に不可能な数字だというふうに確信しております。そういった意味で、今名寄市が進めているごみ処理場でそういう方々を使うとか、先ほど猿谷議員が言われていた健康の森でそういう自衛隊さんを使う中に軽作業としてそういう障害者の方々の雇用の場もつくっていくという努力が私はやはり行政として必要かなというふうに思っています。また、陽だまりさんのような、またもとの5丁目の商店街にある精神障害者の団体の部分のところもやはり行政が主導となって助けていかないと改善はされていかないなというふうに思っておりますので、ぜひ努力をよろしく願います。

また、今回ずっと回らせていただいた中で、この自立支援法ができて、悪法だという方もおりますし、精神障害者の方々は今まで自分たちは障害

のサービスを受けられなかったのが3障害全部一緒になって改善されたというところもありますし、私はいいところもあれば悪いところもあるこの自立支援法だというふうに思っております。そして、この障害団体の方々は、まだこの自立支援法ができたばかりでわからない状況、また行政もわからない状況、北海道もわからない状況で今スタートをしている状況だと私は思っています。この回った中でやはり団体の方々が言っているのは、行政がもうちょっとこの自立支援法、またこの障害に対しての部分に明確に教えてほしいというのです。聞きに行ってもわからない、教えてくれないというのをすごく言われていました。私も今回自立支援法をすごく、まだまだ勉強足りないのでけれども、させていただいてちょっとわかったなど。でも、まだまだ奥深いものがありまして、この団体の方々は本当その奥深いところまで今わかっていないと自分たちがどうすればいいかというのがわからないような状況だというふうに私は思います。だから、行政も今勉強中だと思いますけれども、この団体の方々としっかりお話し合いをされて、どういう方向に進んだら名寄市の障害者の未来はあるのかというのを行政とともに話し合っていたきたいというふうに、それは要望で終わらせていただきます。

次に、バリアフリー法についてお話しさせていただきます。先ほど6月に施行されて、12月からということ、まだ道も国からも上川支庁もなかなかどういうものであるかというのがわからないという状況みたいですので、まず先ほどの自立支援法と同じように、私は施行されて、まだ来ないのでは、行政としては何もできないのは当然だと思います。そんな意味で、このバリアフリーというのは高齢者や障害者が生活する上でバリア、障壁をつくらない、それをフリーにしていくというのを今建築法と道路交通法で進められていると思います。それを面としてやっていくという部分でこの新法ができたのですけれども、行政として、

来てからはしっかりと先ほど住民団体とお話をされるということ言われておりました。それは安心なのですけれども、今までの障害者法には身体上の機能上の制限を受ける者ということで規定をされて、身体障害者だけを中心にこのバリアフリー法というのが進んでいたのです。でも、今回この身体が取られまして、身体障害者、精神障害者、知的障害者の方も含めた新バリアフリー法になって、そしてハートビル法もバリアフリー法も一緒にこの3障害の方々の方が安心して、道路も駐車場も公共施設もタクシーもそこにはまるようになってきたということなのです。そして、先ほど住民と言っていましたけれども、この協議会の中には高齢者や障害者も対象として入れてほしいと。そして、この協議会であったことはその場だけでとまってしまうのです、話し合いで。国の新バリアフリー法ではそれを市民に告知しなさいと。このバリアフリーは、こういうふうに変ったのだよというのを告知しなさいということ言われているのですけれども、その見解をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

また、風連の中心市街地がこれから進められると思いますけれども、そういった部分で駐車場もありますし、多い道路ですし、都市公園化もなると思いますので、また福祉施設も入ると思います。この新バリアフリー法が対象とされると思いますけれども、その御見解、2点をちょっとお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 新バリアフリー法についての御質問でございますけれども、議員お話しのとおり、施設におきましては初めからバリアをつくらないというのが1点大きな柱があるかと思っております。さらには、お話のとおり身体障害者に限らずすべての障害を持っておられる方を対象にすると、これは法律の主要な趣旨と主要な中身というふうに理解しております。ただいま新総合計画を策定中でございます。この中で各審議

委員の皆さんにこの法律の内容を十分に説明をさせていただき、理解をいただきまして、その後で基本構想を策定する協議会、今お話ありましたようなその構成員も含めまして設置についても協議をさせていただきたい、そんなふうに考えております。

また、風連の中心市街地の整備を進めるべく準備をしているところでございます。初めからの施設整備ということもございまして、この法の趣旨も十分踏まえながら、整備をさせていただきたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） そういうことで、今回の新バリアフリー法は建設だけでなく福祉関係、または行政の中心の方々も含めて、道、また国からのある程度の目安が出てきましたら、建設だけでなくやっぱり福祉、そして行政も含めた形で推進をお願いして、以上でこのバリアフリー法は終わらせていただきます。

最後に、ごみ焼却施設の解体について二、三お聞きしたいというふうに思います。築年数は大体名寄が33年、風連27年ということでお聞きしました。今回風連の農家の方から私の近くにごみ廃棄施設があって不安ですという声をお聞きしまして、そうしたら質問させていただきますということで、風連だけだったのですけれども、名寄も一応、2棟やれば安くなるかなというような思いで今回質問させていただきます。

この解体の部分で、ちょっと風連の焼却施設と名寄の焼却施設見に行かせていただきました。管理的にはちゃんと鉄板のふたで、水が入らないように、ダイオキシンの流出がないようにということで鉄板でふさがれており、安心はしましたけれども、コンクリート自体がやっぱりひび割れが相当きております。名寄の場合は、ある程度何かで補修された部分も見受けられたのですけれども、

風連の方はひび割れがありまして、壊れるということはないと信じております。でも、コンクリートに関しては、名寄地区というのは、私もちよっとコンクリートの部分をかじっているものから言わせていただきますけれども、ひび割れが入っています。そして、名寄の場合マイナス2度という温度以下になる日数が冬の間約90日間あるというふうに私は思うのです。そして、北海道開発局と土木現業所と国鉄が昭和53年にコンクリート打設による凍害の調査をしたと。194件のコンクリートの部分の調査をして、マイナス2度以下の気温から測定した場合、年間凍結融解回数というのは60回起こるのです。ということを調査した。私がやったわけではないですから、ちよっとわからないのですけれども、名寄の場合は、マイナス2度というのは90日ぐらい、90回ぐらいある。ましてや雪が降って、ひび割れの中に風向きによって入らない部分もありますけれども、風向きによってはそのひび割れに雪等、水が入って、日中は解けますけれども、夜と朝になったらしばれて凍るのです。コンクリートというのは、そのひび割れの中の解けるといって凍るといって作業が数回起こることによって破壊されていくのです。道路や何かに縁石がありますけれども、よく縁石がぼろぼろになっている箇所があると思います。あれは、完全に凍結融解。昔塩カルまいた影響もなきにしもあらずなのですけれども、凍結融解が主な原因です、コンクリートの。そういった部分で、絶対壊れないという部分は私は今名寄市の煙突を見ても、風連の煙突を見てもないというふうに、どこか煙突が壊れて解体したところがあるようにお聞きしましたので、名寄は地震だとか何かはほとんどありませんけれども、2年前には震度3という部分が起きました。絶対ないというのはないというふうに思っておりますので、もし震度5の地震が来て倒れて、焼却炉の方に倒れて灰が舞ってしまう、そして周りの畑だとか水田にその灰が散ることになると、食糧

だけでなく土壌改良から何から全部やらなければいけないという状況になってしまうわけなのです。そういった部分で、このダイオキシンというのは恐ろしいものだというのを感じます。総合計画の中にゴミ焼却の解体の計画を入れているのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

また、もしこの解体をする、先ほど補助が出ると言いました。そして、利用する施設、跡地利用ということと言われましたけれども、跡地を利用するのであればどんな計画があるのかということをお聞きしたいというふうに、現状名寄市の旧風連の跡地を見させていただいたら、農業関連の施設みたいな感じで、トラクターと農業の部分が置かれていましたし、名寄市は道北センターの方々が作業する休憩施設になっておりますし、名寄はもし解体する場合リサイクルセンターをつくって、そこにその障害者の方々の休憩室を建てるだとか計画があると思いますので、その2点をちよっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 2点にわたって御質問いただきました。コンクリートの耐久度といいますか、そういったものも議員御提案、御提案といいますか、今までの結果についてお聞かせいただきましたので、それらについてもかんがみながら、年1回上川支庁から来る担当者の視認調査になりますけれども、それらとあわせながら、誤りのない確認作業をやっていきたいというふうに思っております。

また、総計にこの焼却炉の解体について入っているかどうかということでございますけれども、これは平成14年11月末からのそういった課題でございますので、これらについてはやはり市民生活に影響を与えるという部分の中では総計の中には盛り込んでいく必要があるのだろうというふうに思います。ただ、今総計の策定中でありまして、専門部会の中で論議が進んでいくというふうに思っておりますので、そうした課題の一つの中で協議

をしていただきたいなというふうに思っております。

また、解体後の跡地の利用ということでありませうけれども、これらについては廃棄物関係の施設建設、または土地利用が条件ということになっております。これらについても解体が決まるということで、それから計画を立てるということになりませうけれども、解体を進める中でどのようなそういったような利用ができるのか、それらについても総計の中での部会の中で協議をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） ぜひ総合計画の中にはこの解体を入れていただきたいというふうに思います。焼却施設の部分ですけれども、私はいろんな部分を建設するよりも住民に不安なものを取り除くというのが優先順位かなというふうに思います。何を建てても最初いいかもしれません。でも、文化センターを建てるどうのこうのというよりも、やっぱり住民の不安をまずは取り除くというのが行政の責務というふうに私は考えますので、総合計画にはこれは必ず入るものではないかなというふうに私は思いますけれども、市長、どのようなものでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ダイオキシンの排出規制が強まることによって、従来使っていた焼却施設を使えないと。先ほどの部長の答弁でもありましたけれども、全国的にこの施設の取り除く進み方というのは非常に少ないということでございませう。敷地が限られていて、どうしても解体をして跡施設をそこにつくるところがこの北海道の例でいきますと11施設ということであろうと思います。私ども全国市長会でもこの解体について厚生労働省がしっかりとした財政支援をしないと進まない、こういうことを強く要請をして、3分の1補助というメニューが出たわけござい

ませう。しかし、それも部長から答弁をしましたように、後の利用計画がしっかりしたところでないとその補助の適用にならないと。ですから、残念ながら皆さんは臨時的な対応策でしのいでいると、こういうことが実態だろうと思います。しかし、御指摘ありましたようにダイオキシンが発生をする焼却施設であったわけですから、少なくとも炉なり、あるいは煙突の中にそういう残渣、灰等が残っていて、これがダイオキシンを含んでいるのかどうなのかと、そういう不安な向きであろうと思います。当面そういうような国の解体に対する支援というものを要望しながら、計画の中でしっかり位置づけをして、しかもこれは2億円とか3億円とかというレベルなのです、1カ所壊すのが。単独で取り組むとしますと、非常にコストがかかると。ですから、北海道として専門業者といひませうか、そういう解体業者が計画的に取り崩しをしていくことによってコストが下がるような知恵が出ないのかどうか、そういうことも含めて要請行動をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） わかりました。本当にもう2億円、3億円かかるというのもわかります。また、広域での解体の方法を探っているということもお聞きしましたので、ぜひこれらのダイオキシン等の心配が住民から抜けることがあるような方策を早急にとっていただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

道の駅建設について外1件を、東千春議員。

○23番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、道の駅建設についてお伺いをいたします。風連市街地の南玄関口に道の駅が計画され、既に舗装工事が進み、どのような内容の施設になるの

か旧風連町民のみならず旧名寄市民の関心事でもあり、早期実現が望まれるところであります。旧名寄市では、地産地消を進める取り組みとして、地元農産物を直売するグループの中に先進地を視察し、直売所と農家の連携方法や販売方法を研究し、将来道の駅のような施設を目指したいとする動きもありましたが、風連町との合併を機にそのような声は聞かれなくなりました。このことは、風連に予定されている道の駅に期待するものであり、これから建設される道の駅は名寄市の南玄関口の道の駅という認識は一致していると思います。そこで、改めてどのような施設を建設されようとお考えか、経緯も含めてお伺いをいたしたいと思います。

1点目、旧風連町においては、カーオアシス構想を初めとして以前から計画があったと聞いておりますが、現在に至る経緯、あるいは設置目的や施設のコンセプトについてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、具体的な事業計画はコンサルタントに委託をして計画を立てられていますが、調査内容と金額についてお知らせください。また、その設計及び建設の期限と進捗状況について、さらには運営における採算性についてどのようにお考えかお知らせをいただきたいと思います。

3点目、施設の内容について、コンサルタントの調査とともに民間での協議も進められておりますが、その協議の主な内容とそれらに伴う建築設計の内容についてお知らせをいただきたいと思います。

4点目、道の駅の隣地では地域の素材を生かしたメニューを提供するレストランを備えたもちを製造販売する民間業者がありますが、ここの連携についてどのようにお考えかお知らせをいただきたいと思います。

5点目、名寄の基幹産業は農業であり、道の駅では地元の農産物を販売することが想定されていると思いますが、どのような方法で販売されよう

と考えておられるのか。また、農家との連携方法について考え方をお知らせいただきたいと思います。

続いて、大項目の2点目、大学施設の今後の考え方についてお伺いをいたしたいと思います。名寄市立大学は、長年の議論を経て、ことし4月に開学することができ、入試等の状況からも一定の評価を得られたものと思っております。また、高大官連携による食育教育の取り組みなど、地域に根差した活動が展開され、名寄市立大学の運営は順調に推移していると考えてよいのではないかと思います。しかし、市長の日ごろからの発言にもあるように、卒業生を出したときの評価は将来を占うものであり、大切な4年間であると考えております。児童学科においては2年間、保健福祉学部においては4年間、充実した教育研究と部活動等を通して充実した学生生活を送ってもらい、立派な社会人として巣立つことを願いながら、次の点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、1点目、優秀な学生を育てるためには、教員、学生ともに正確で豊富な情報が必要であり、その多くを担うのは大学図書館であると思います。名寄市立大学の図書館は、学生、教員と全く同じ要件で市民に貸し出しを行う開かれた図書館であります。旧短大図書館と恵陵館に分かれております。開学時の建設費軽減のため、施設の有効利用であることは十分理解をいたしますが、名寄市立大学は各科の連携で知識豊富な学生を育てることを目指しており、このことから図書館を1カ所に集約することが望ましいと思いますが、現状の課題についてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、図書館長以下職員は兼務となっており、業務につきましては嘱託、臨時職員によって行われております。他の大学の図書館とのやりとりや継続的な運営を考えると、体制の強化が必要ではないかと思いますが、考え方をお知らせいただきたいと思います。

3点目、学生の教育上、また教員の学術研究に望ましい大学図書館としての機能やあり方について将来どのようなことが望まれるとお考えかお知らせをいただきたいと思ひます。

4点目、名寄市立図書館の老朽化が進み、1階のみの展示では狭隘さは否めません。このことから、市立図書館と大学図書館の合築の意見もありますが、今後のあり方について考え方をお知らせをいただきたいと思ひます。

5点目、4年制大学化に伴い、男女比の変化や4年間という期間から今後部活動などを活発に行われることが予想されますが、現在の状況や今後の対応について考え方をお知らせをいただきたいと思ひます。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま東議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては市立大学事務局長からの答弁になりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

初めに、道の駅建設についての1点目、当初からの議論経過と目的や、さらにはコンセプトについてお知らせをいただきたいというお尋ねでございます。旧風連町では、以前からカーオアシス構想など地域の活性化を目指しておりましたが、平成15年から道の駅整備の実現に向けて北海道開発局に要望し、農産物の消費拡大など地域経済活性化に向け構想を進めてまいりました。平成17年度には北海道開発予算が認められまして、開発局による駐車場などの整備について見通しがつきましたので、早速町においては道の駅用地として1地権者の農地部分を取得させていただきました。開発と協議しながら、駐車場整備などを進めておりました。その後、南側の住宅敷地においても道の駅用地に組み込めないかとの課題が持ち上がりまして、地権者との協議が昨年10月に調い、用

地を取得するに至ったところでございます。また、2月、3月には風連及び名寄市の関係者で構成する道の駅検討会議でこれまでの経過などを説明し、今後の方向性などを協議いたしております。開発では、ドライバーの休憩地点としてそれぞれの道の駅間の距離がおおむね30キロメートルに1カ所の目安で道の駅、駐車場の整備をしております。風連地区で整備中の道の駅については、剣淵道の駅から22キロ、美深道の駅からは38キロに位置をしております。御承知のとおり道の駅では道路利用者の休憩機能、あるいは情報発信機能、さらには地域連帯機能が求められており、利用者ニーズに合致した整備に意を配し、計画策定に当たってまいりたいと考えております。

また、コンセプトについてのお尋ねでございますけれども、モチ米作付日本一であるもちにこだわり、計画づくりに組み入れたいというふうに考えているところでございます。

2点目の計画の進め方とその進捗状況についてでございますけれども、具体的な調査設計につきましては、専門的な見地から総合建設コンサルタントに委託しており、委託内容は事業運営企画の立案、それから建築基本計画、建築実施計画、外構工事の実施設計などで、委託金額につきましては税込みで1,890万円、委託期間につきましては5月24日から12月4日までとしております。また、先般委託会社から建設水道部、経済部で構成する道の駅庁舎内検討委員会に中間報告がございました。その中で、施設の位置についてA案からF案までの6案が提示され、さまざまな角度から多くの意見、要望が出され、幾つかの基本的な視点に絞られた感を持っております。皆さんに利用され、人に優しく愛される道の駅を目指すためには、トイレ、休憩物販施設が一体的であり、また建設位置も採算性に影響を与える極めて重要なことであることなどから、さらには建物の外観を含む時代に適合した施設づくりに意を配してまいりますが、同時に運営母体の協調性などソフト面

にも十分注視しなければならないとの認識をいたしております。さらには、関係者との協議が必要との認識も持っているところでございます。したがって、当初計画の19年3月完成予定のトイレ及び19年10月完成予定の休憩、物販施設につきましては、オープンがおくれる見通しになるものと思われまます。また、採算性につきましては、内部検討委員会、委託コンサル会社、生産者組織などで構成する検討会議など関係機関と十分協議を積み重ねまして、経営的にも安定するような施設づくりをと考えているところでございます。

次に、3点目でございますが、施設の計画内容についてでございます。まず、24時間トイレにつきましては、清潔で使いやすいことが最優先されると考えております。最近では、大便器のシャワートイレ、つまりウォシュレットつきです、また特に女性トイレの数は多くとること、また女性用パウダールーム、いわゆる化粧室でございますが、これらの設置も考慮すること、さらには人に優しい多目的トイレ、いわゆる障害者用のトイレというようなことでございますが、それらの設置が必要であるというふうに認識をしているところでございます。情報コーナーの設置に当たりましては、開発局による道路情報端末の設置がありますけれども、市独自の端末コーナーを設置いたしまして、ひまわり畑、北国博物館、健康の森、農村景観の壁画、さらにはなよろ温泉サンピラー、望湖台自然公園などの地域情報を提供すること、さらには地元のFMコミュニティー局などを活用いたしまして、道の駅のイベントなどにおけるリアルタイムな音声情報を提供し、ドライバーはもとより地元の皆さんに大いに利用していただくことと、先ほど申し上げましたひまわり畑、サンピラーなどの観光資源を点から線に結びつけて、通過型観光から滞在型観光を目指したいというふうに考えているところでございます。

また、御意見として開発局による駐車場は現在大型車13台、普通車32台、身障者用車両2台、

バイク15台の駐車台数であり、駐車スペースの拡大、体験農場の設置、国道40号線の渋滞が予想されることなどから交通のアクセスの緩和など、御提言を踏まえ、十分留意してまいりたいというふうに考えているところでございます。

4点目の隣接する民間企業との関係についてでございますが、隣接者との連携につきましては旧風連町の計画でも課題となっており、競合しない方策を模索してまいりました。御承知のとおり隣接地においては、1階ではもち製造工場、もち製品の売店、2階ではレストランを営業いたしております。これら課題についての解決策を十分協議いたしまして、さらには地産地消の考え方に沿った食事メニューの開発、提供などを協議しているところでございます。また、今後の協議の中になりますけれども、工場部門においても見学コースを組み込んだものに設定できないかなどなどの隣接民間企業と十分連携をとりながら、協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、もちにこだわったにぎわいのあるゆったりとした気分で安心、安全な食を楽しんでいただきたいというふうに考えているところでございます。

5点目でございますが、農産物の販売計画と農家の連携についてでございますが、商品メニューはさまざまなものが考えられますけれども、とりわけ農産物につきましては安心、安全な新鮮な地場産品を基本として、また消費者に信頼される農産物の提供を目指したいというふうに考えております。販売の方法につきましては、さまざまなパターンが考えられますが、例えばグループ単位でブースを持っていただきまして、出荷、販売、売り上げ管理までグループで管理し、施設使用料を管理者に支払うといった方式、つまり長沼マオイの自己完結方式というふうに言われておりますが、こういった方式、さらには個々の農家の方々が自己の販売のかごに納品し、バーコードで添付管理する委託販売方式などがあろうかと思っております。ま



た、販売する商品の冷房設備などの課題も提起されているところでもございます。店内販売、屋外テント販売、イベント販売など考えられますので、直販、生産などによる検討会議で十分議論をしていくとともに、何度でも訪れていただけるような施設づくりを目指したいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 大学の充実と振興にかかわって御質問をいただきました。議員御指摘のとおり、大学における図書館は教育研究上大変大きな役割を担っております。大学設置基準では、大学は学部の種類、規模等に応じ図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料を図書館を中心に系統的に備えるものとされており。さらに、図書館は資料の収集、整理及び提供を行うほか情報の処理及び提供のシステムを整備して、学術情報の提供に努めるとともに、資料の提供に関し他の大学の図書館等との協力を努めるものと定められております。

4大化構想の初期の段階では、大学図書館建設の案もありましたが、その後の検討で既存の施設を可能な限り活用することとし、既存図書館を95平方メートル増築して449平方メートルとするとともに、旧恵陵高校の図書室189平方メートルを改修して分館といたしました。閲覧席数は本館60席、恵陵館48席の108席を確保し、本館は看護学科と短大、恵陵館は栄養学科と社会福祉学科の専門図書を配置しております。開学から5カ月が経過いたしました。各館に配置をしました学生ラウンジを勉強の場として活用するなど、今のところ図書館が2カ所あることでの問題は特にあらわれておりません。ただし、地域の大学として広く市民に利活用いただくことや3学科連携教育を掲げる本学にとりましては、1カ所に集約された図書館の存在が望ましく、将来の課題

と考えております。

次に、図書館職員についてであります。現在事務局職員の兼務のほか非常勤職員5名を配置しており、このうち司書の有資格者は2名であります。当面は、図書館運営に支障のないよう他大学との情報交換や研修の機会等を確保し、図書館機能の充実に努めておりますが、将来的には専門職員の配置も必要になるものと考えております。

次に、図書館の望ましい将来像であります。図書、学術雑誌を初めとする蔵書の充実はもとより、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるとともに学術情報の提供に努め、教育研究水準の向上に資することにあると考えております。大学の開学に当たっては、開学後直ちに対応すべきこと、卒業するまでの4年間で対応すること、向こう10年間の長期的視野から対応することと三つに区分をして構築をしてまいりました。現在中長期的展望に立った図書館のあり方について検討を進めておまして、この中で改めて運営や職員配置のあり方についても再構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、市立図書館と大学図書館との合築についてもお尋ねをいただきました。市立図書館の建物としての現状を見ますと、合築の手法は市民、大学双方の利便性や財政問題からは有力な選択肢の一つと考えております。市民論議や教育委員会との協議が不可欠でありまして、現在進めております総合計画に織り込んで検討してまいりたいと考えております。

次に、部活動に対応した整備についてもお尋ねをいただきました。現時点では、これまでの短大の部活動に大学1年生が加わる形で行われておりますが、18年度の入学状況が向こう4年間推移いたしますと男子学生は120名程度となり、従来とは違った活動内容になることが予想されます。当面緊急性の高いものとして、グラウンドとテニスコートの整備がありますが、これらにつきましても総合計画の中でしっかりと位置づけをして、

計画的な整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきましたが、さらに理解を深めるために若干再質問をさせていただきたいというふうに思います。

順序は逆になりますけれども、先に大学の方からお尋ねを申し上げたいと思います。大学の図書館に対する議論は、中長期的な視野から今後も継続的に進めていかれるということで、ぜひともその方向をお願いをしたいと思います。そして、現状ではそのように大きな問題はないというふうな御答弁いただきましたけれども、やはり3学科連携ということを目指した大学でございましたので、図書館についても将来的にはそのような視野で進めていただきたいというふうに思いますし、名寄市立図書館との合築ということに対しましても教育委員会とも十分協議され、あるいは市民的な協議の中からそういった方向も一つの選択肢として今後総合計画の中にのせていただきたいと。どうするかは別として、それぞれ総合計画の中にのせていただきたい。その点につきましては、そのような答弁をいただきましたので、ぜひともそういった方向をお願いをしたいというふうに思っております。

まず、お伺いをいたしたいと思いますのは職員の体制なのですけれども、以前は正職員がおられまして、経費的な面から1人を他の方に異動されまして、そして臨時あるいは嘱託職員を雇用されたという経緯がありますけれども、こういったことにつきましても将来的には専門的な職員を配置されるというような答弁をいただきましたけれども、嘱託職員より臨時職員の方が多いのですね、たしか。ということは、本当に継続的な雇用でないということから、来年職員が計画的に何を進める、あるいは研修を例えばされたにしても、それ

がひょっとしたら生かされない場合もあるかもしれません。そういったことから、すぐ正職員を何人ということではないにしろ、継続的な雇用ができて、計画的な運営ができるような職員体制を少し考えていただければいいかなというふうに思いまして、それに対して再度答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 御指摘のとおり、現在臨時職員、嘱託職員も含めて非常勤5名で対応してまいりまして、2カ所に分かれておりますので、3人と2人の体制ということでしております。ただ、今のところ現在の状況でさほど問題は起きておりませんが、実は開館時間の関係もございまして、現在試験の前とか集中して勉強しなければならない日程については9時まで開館ということで対応してまいりまして、これが恒常的に一定の時間まで開館しなければならないとなりますと、また体制も変わってくるということで、これは向こう一、二年の間の協議の中でしっかりと体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

それから、もう一つ、他の大学では図書館から図書情報センターという位置づけが大学における図書館の役割の主流になってきてまいりまして、これらに対応するためにも将来的にはやはり専門職員の配置がどうしても必要になってくると、こんなふうに考えてまいりまして、現在進めてまいりまして将来にかけての図書館の体制づくりの中でしっかりと論議をしてまいりたいと考えております。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） そのようによろしくお願ひしたいと思います。

それと、図書館の今使っている二つの部屋の広さについてそれぞれ御答弁をいただきましたけれども、旧短大の図書館におきましては増築をされて今の広さになりましたけれども、本というのはふえていく方向にあらうかと思っております。こういっ

たふえていく本があと何年ぐらい、今の図書館の本棚におさまるのはどのぐらいの年数使えるのか、そこら辺についてちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 現在図書あるいは学術誌合わせまして6万5,000ほど整備をしております、これは4年間の間で何冊整備するというので、当初から図書館のスペースの確保と、あるいは書架等の整備は済んでおりますので、4年後に一定程度の冊数は固まっていくと。ただ、年々新しい書籍であるとか図書であるとか学術誌というのが目まぐるしく変わりますので、全体の冊数は変わりませんが、常に計画的に更新をしていくという作業が出てくると思います。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それでは、大学については終わらせていただきまして、次は道の駅について再度お尋ねを申し上げたいというふうに思います。

それぞれ詳しく御答弁をいただきました中で、ショップですとかレストランについては隣に実際営業されているところがありまして、そういったところも参考になるのかもしれませんが、販売計画ですとかどの程度の売り上げを見込んでいるのか、あるいは農産物を販売するとなると、その手法については2種類ぐらいあるというふうにただいまお伺いをしたのですけれども、旧名寄市におきましては直売をされている箇所が数カ所あります。中名寄、大橋、それから最近駅前にもできたのかな、それからまちの中でも2カ所ぐらい臨時的に行えますし、共和の方でもまだ小規模でやっている。そういった旧名寄市の中では比較的直売をされている方が多い。そういった中で、この風連の道の駅にできる直売所のターゲットというのはどういったところに求めていこうとされ

ているのか。あるいは、そういったことが想定されているのであれば、ことしも農産物が既にたくさんとれているわけでありますので、試験的に販売してみるとか、そういう取り組みがあって、そういうデータをもとにして来年、再来年に向けて計画を練っていくということも私はあってよかったのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺について考え方お知らせをまずいただきたいというふうに思います。

次ですけれども、先日経済常任委員会にも資料が提出されまして、再度いろんな道の駅を視察されてきたということのようでありまして、トイレですとか情報センターについては、もう一定程度の考え方というのは持つておられるのではないかなと私は想像しております。何を見てこられたのかなというのは、新しくできる道の駅の方向性を探りに行ったのかなというふうに私は実は想像をしております、そういったところで総括的な評価としてよその道の駅はこうだったというふうな総括をされておりますけれども、この視察をされた結果、名寄の道の駅はどういうふうにしたらいいのだというふうな何か考え方が生まれてきたとしますと、何かそういったことがありましたら、もう一点お伺いをいたしたいなというふうに思っております。その2点、よろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お尋ねいただきました。いわゆる経営の部分にかかわる部分のお尋ねだったと思いますけれども、実は今特にやっているのは、建設コンサルの方でお願いしておりますのはその部分も含めているのですが、それでいずれにいたしましても採算性等につきましては、先ほどお話ありましたように間もなく中間報告からその後の一定の報告が出てくると思いますが、内部検討委員会、それから委託コンサル会社に入っております。それから、生産組織等も入っておりますというふうなことで、トータル的なそういった関係者の方々にお呼びかけをしてお

集まりをいただいて、そういった検討会議を開催するというふうな予定を立ててございます。当然建設コンサルの方からもこういうふうなコンセプトで、こういうふうな売り上げで、こういうふうな経済効果等々も中間報告の中でもはしょって報告は受けておりますから、今後はそういった機会の中で正式に示されるものというふうに理解しておりますから、その中でお話をさらに深めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、経済常任委員会の中で見せていただきました。これにつきましては、最初から私の受けとめ方がそういう受けとめだったかもしれないのですが、つまり名寄として合併後に、大きなプロジェクトなものですから、絶対失敗は許されない、ぜひとも成功させるというようなことございまして、ほかの道の駅に負けないような道の駅を目指そうというようなことで行ったというふうに理解しております。同時にあわせて使いやすい道の駅、それから情報発信をきちっとできる道の駅、そういったものの多機能的なものを複合的に持たせようということでございまして、ただ単にドライバーなりの方々の休憩所にとどまらなくて、多機能的なものをそこから情報発信として出せるような道の駅にしてはどうかというような受けとめ方をさせていただきました。

もう一方では、ただ単にドライバーとかそういった方々のみならず市民の方々が一緒に利用できるような、お年寄りの方々にも使っていただけるような、そういった施設も目指そうというようなことでの部分も視点の中にあつたように記憶しておりますから、そういったものも先般経済常任委員会の中での取りまとめの中で幾つかのお話があったようでございますが、そんな視点で行ってきたものというふうに理解をさせていただいているところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 1点、再度お願いし

たいのですけれども、農産物を販売するとするとどういったところ辺をターゲットにされるのかとか、あるいは試験的な販売ということに対してもしお考えがありましたらお願いをしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどちょっと言い忘れたのですけれども、先ほどのコンサルタンの中でも既にことしの、必ずしも従来と違ったような売り場面積を持ってやっているということではないのですが、今現在あそこの特産館を中心とした販売の部分につきましては一定のデータもいただいておりますし、それから売り上げ等につきましてもコンサルの方にお示しをさせていただいて、それらの分も持っていておりますから、それらの分析もしていただいているというふうに理解をしております。したがって、改めての調査ということにはなっておりませんが、そういう夏に向けてデータはコンサルの方に送っているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 固有名詞を申し上げますと、特産館の方でもそういうような情報があるので、そういったことも活用しながら進めていきたいというふうな話を伺ったところであります。1回目の答弁の中でもそういったところとよく協議をしながら、連携を深めて計画を練っていきたいというふうな答弁をいただいたところであります。

そこで、1点お伺いをしたいのがこれはやろうとしているのは行政がこういった事業をやろうとしているわけでありまして、そこに民間企業が現に営業をされていて、雇用をして、しっかりと営業されているという状況があります。本来基本的に行政と民間企業のあり方ということについて考え方をお知らせいただきたいのですけれども、私は基本的な考え方として行政というのは民間企業

がやっていることに対しては、雇用であるとか、利益が出たら税収として入ってくるわけですし、固定資産税だってある。そういったことから、できる支援というのは側面から支援をするというのが私は本来の行政としての役割であろうというふうに思っておりますけれども、そこら辺の認識について、今さらと言われるかもしれませんが、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 今御質問がありました件につきましては、もう既にその場所には既設の業者が成り立っていたということでございます。ただ、この部分としましては、開発局の方と協議した中でどこがいいだろうという相談もしました。しかし、適当な場所がなかったということも一つにはあるわけでございますし、また風連で以前から論じていた場所があそこの場所であったというのも一つあります。そういったことを総合的に勘案しながら、そしてまた開発局の方でも十分な市場調査なり、交通量調査をしていただいておりますので、あそこの場所であれば開発局としても駐車場の整備が可能であるという判断のもとにあの場所を設定したわけございまして、したがって駐車場をつくる段階からその業者とは十分お互いに話をしながら、影響度を含めて検討させていただいたところでございますし、また一つにはもちを中心としたこの地域をやはり一番PRできるのはあの場所ではないかという相乗効果も一つにはあるわけございまして、それと含めた今経済部長からお話あったいろいろなものをあそこの地域から提供し、また情報等も発信していきたいと。そして、全名寄市をカバーするような形で推移していきたいということでございます。当初は風連町だけの考え方であったわけですが、若干そういった面からしますと変わってきた部分がございますし、家1軒あったわけですが、あそこにせつかくできるのであれば、可能であれば買収した方がよろしいのではないかと、

これは合併前にお互いに話し合い、名寄市の方とも話ししながら、そういう推移の中であそこを買収したということで、若干駐車場の位置等についてもあの家がなかったらもうちょっと場所が変わったのかなという部分はありますが、基本的なスタンスとしては変わっていないということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 私は何を聞きたいのかといいますと、今答弁をいただいたのですが、若干もう少し突っ込んだ答弁をいただいてもよかったのかなというふうに思うのは、あそこだけではなくして基本的な行政のあり方と、行政と民間企業のかかわり合い方ということについて私はちょっとお伺いをしたかったのでありまして、このことがやはりこの道の駅が成功するか否か私がかかっているのではないのかなというふうに思っているのです。位置的に見ますと、特産館の位置というのがロケーション的にもベストポジションだというふうに私には見えるのです。あそこの裏に仮につくられたとしても、なかなか見た目的にもどうなのかという部分があるのかなというふうに思います。私は、そういった意味でもそことの連携、協議というのは本当に深くやっけていかななくてはいけないし、決して競合するというようなことではなくして、お互いが高め合っていくというふうな施設の基本的な考え方が私は望ましいのではないのかなというふうに思っております。仮にあそこできれば廊下つなぎでもトイレ、情報センター、そして今の民間施設というのがつながっていたとしたら、お客さんは自動的にふえると思うのです。そして、お客さんも使いやすく、ふえて、そこでひょっとしたらさらなる雇用が生まれるかもしれない、利益が上がったら税収が入ってくるかもしれない、そういった相乗効果、かかわり合い、そういうことも視野に入れてもいいのではないのかなというふうに思っているのです。ですから、先ほど手間本部長から答弁いただいた

コンセプトの中身は、ほとんどそっくりそのままあそこが道の駅になってもいいぞというぐらいの中身の答弁ではなかったのかなというふうに思っているのです。コンセプトをもちにするであるとか、プラスアルファでいうと工場がちょっと見えるという部分もあったかもしれませんが、そういった意味からして、しつこいように申しわけありませんけれども、仮にあそこを道の駅の一部として使わせていただきながら、つなげて建設をするというような考え方というのはしたことがあるのかどうなのか、考え方ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 後段の方の部分の理解はちょっとしづらかったのですけれども、1点目に大事な部分として議論をしていたのは、この地域というのは半年といいましょうか、雪に埋もれますよねというようなお話と、それから除雪が必要となりますよねというようなお話でございました。これは、自然的な条件でございますから、その部分は何としてもクリアしなければならない。そのためには施設は一体的に使われるべきであろうというふうな議論が常にされておりました。全くそのとおりで、これは異論を唱える方はいらっしゃいませんでした。

ただ、今お話ありましたように施設の部分につきましては、もち特産館ということになるのでしょうけれども、その部分とどういうふうに結ぶのかというものはこれからの課題としてあったにしても、道の駅としての機能はトイレと駐車場があれば道の駅としては成立するわけですから、それにいわゆる付加価値を高めるといふ部分を含めて、物販から特産からもちをモチーフにしたレストランとかというものの複合機能を備えることとございまして、その部分につきましては今後とも皆さんに使っていただきやすい施設づくりを目指します。それから、地域の特性を最大限生かせるようなそういったものにしましょう、それから情報も

発信しましょう、それからもっときめ細かな情報も取り入れることが独自にできないだろうか、そんなような検討が終始されております。そんなことで御理解をいただきたいと思いますが、そういうものを目指すためにはどういう施設の配列が望ましいのか、駐車帯につきましてもそうですし、それから入り口、出口のいわゆるアクセスの部分につきましても入りやすい、出やすいというようなものにも十分意を配していかなければならない、そういった考え方を基本にしながら議論をしてきておりました、先ほどお話しさせていただきましたように大分絞り込んでこれましたから、これにつきましては今後間もなくそのコンサルを中心に提案されると思いますから、それに肉づけなり、掘り下げなりをして、よりグレードの上がるような程度の機能性の高まるような、そんなような施設づくりを目指したいということでございます。

また、必ずしも駐車場につきましては、先ほどお答えさせていただきましたが、十分とまでは言えるかどうかというのは私自身も疑問に思っておりますから、これはお客さんの入り込みに大きく左右することがあるかと思っておりますけれども、それらにつきましてもまた機会ありましたら御相談をする機会があるかもしれませんけれども、それらにつきましては今現在で最大限の公約数的な施設づくりを目指していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 大体理解をさせていただきましたが、あそこには、風連にはもちという非常に大きな目玉になるものが既にあるわけですし、ですからこれからの取り組み方によっては近隣の道の駅よりもすばらしいものができるかもしれないというふうに私も思っております。よその道の駅では、そういったネタ探しに苦労するということも多々あるかと思っておりますけれども、風連においてはそういったコンセプトが私はしっかりと確立されているし、そういったことを行政

からも、あるいは民間としてもしっかり高め合っていけば、本当にいいものができるのではないのかなというふうに考えておりますので、ぜひともそこら辺大胆な発想の中から距離感、ロケーション、そういったものを十分考慮していただいて、建物的には立派なものを、立派というか、適切なものを考えていただきたいというふうに思います。

また、駐車場につきましてはいろいろお考えあるようですが、人の流れというのはやはり建物の位置関係が決まってからになるのかなというふうにも思いますので、そこら辺はおいおい十分建物の形ができてから人の動きやすさということも考え合わせて検討をしていただきたいなというふうに思います。建物についてはこれで終わります。ぜひともそのような方向でよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、あそこの道の入り方についてなのですけれども、上り側から入ってくると右折になるわけです。そうすると、入ろうとすると車がとまる、そしたら後ろから、外側から追いついていきづらくなるというようなことも考えられるのですけれども、将来において道路の拡幅ですとか、そういった計画がおりなのか伺って、終わりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 早い段階だったと思っておりますけれども、そういった渋滞が懸念されますと、アクセスにつきましては。したがって、旭川の方に向かっていきますと信号機がありますよね。信号機から緩やかに曲がって道の駅の前を通過するというようなことになりますから、そちらの方向の部分につきましては極めて渋滞が心配されますというようなお話で、開発の方とも協議をさせていただいております。開発につきましては、こういうお話だったのですけれども、その場面につきましてはこの冬もデータをとられるのだらうと思っておりますけれども、特に冬の渋滞が懸念されますものですから、それにつきましては線路側、JR側の方に用地を確保しながら、1車線を確保

することも手法としては考えられますので、それらの交通量等を十分踏まえて対処していきたいというような御返答をいただいておりますものですから、またこの冬、雪の状況をさらに見ていただいて、それから交通量も見ていただいて、そして要請をしていきたいというふうに考えているところでございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

風連高等学校の存続について外2件を、村端利克議員。

○28番（村端利克議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず、このたびは6月の定例議会において風連高等学校の存続について質問させていただきましたが、質問時間が短く、私としては納得のいかないうちが多々ありましたので、本日改めて質問をし、再度教育長のお考えをお伺いいたします。

私は、3万2,000人の人口の名寄市の中に4高校が全校が存続することは厳しい状況であることは承知の上で質問をさせていただいております。前回は申し上げましたが、名寄市の南玄関口の高等学校として風連高校を存続させるべきと考え、北部地区の第5学区全体の中で風連高校の存在価値を早く示すべきでないかと思っております。人口が3,000人、4,000人の小さな町に高校が生き残り、道北の拠点都市として名寄市の南玄関の高等学校が残すことができないのか疑問を感じる次第でございます。風連の町民の皆さんは、できないとなると何のための合併か疑問を残すことが多いと思われまふ。今後名寄市の中の4高校をどのように位置づけられるのか、教育長のお考えをお伺いいたします。また、前回質問した後の経過についてもあわせてお伺いし、北部地区の第5学区の高校がどのようになるのか詳しく御答弁をお願いいたします。また、北部地区の学校のあり方につき対応策なども含め道の教育局に対しどのような

運動をされてきたのか、新たな動きがあればお示しを願い、具体的に御答弁を改めて教育長にお伺いいたすものでございます。

次に、風連町の東地区運動広場の整備見直しについてお伺いをいたします。10年ほど前に東地区体育ゾーンとして陸上競技場、また土間つき体育館など夢を持っていた時期がございました。その後時代の変化に伴い、また財政の悪化などが絡み、施設の見直しが余儀なくされました。当時お年寄りたちの一番楽しみにしておりましたゲートボール場を建設し、施設の一部を変更しながら、現在に至っております。このゲートボールの会員数が少なく、体育館の中で楽しんでいる現状です。現在は使用していない施設で、草地となって醜い状態となっております。そこで、私は周りの排水関係などを整備し、隣の9ホールのパークゴルフ場に9ホールを増設し、18ホールに整備するべきと考えます。また、この場所は教育委員会の管理場所ですから、整備ができました後は学校の教育の一環として軽スポーツをし、子供とお年寄りの憩いの場、きずなのある場とすることにより場所であると考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

10年ほど前にグラウンドゴルフ場として使用しておりました18ホールのコースについてお伺いいたします。この場所については、御承知のとおりグラウンドゴルフの始まりで、利用者の方々がかなり我慢をして使用していることは事実です。スタート台とカップのところは我慢はできますが、コースの中の砂利を土の入れかえをし、芝の張りかえをしていただきたい。使用している方々が困っております。クラブが傷み、足が痛いなど苦情をお年寄りたちが言っております。車に乗れない方、自転車で来るお年寄りたちの憩いの場として、東地区に36ホールのパークゴルフ場ができることを望んでおります。まちの中の御婦人方や多くのお年寄りの方々が楽しみにしております。36ホールの整備が整いましたら、その後の管理

体制を天塩川河川敷地もあわせて整えるべきと考えます。現在までは何とか関係者の皆さん方が話し合い、協力し合って管理をしております。70歳を過ぎた老人たちで、もう限界が来ております。芝の管理は大変であり、専門家が必要と考えます。今後全市のパークゴルフ場全体の管理をどのようにされるか、お考えがあるのか市長並びに教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、風連市街地区と東地区を結ぶ道路新設についてお伺いいたします。私は、五、六年ほど前の風連町議会において一般質問を何度かさせていただきましたが、その後風連町町内会長会議、区長会議の協議をしたと聞いておりますが、いつの間にか話が消えてしまっております。その後の経過について現在はどのようになっているのかお伺いいたします。町民の声を反映させ、中心市街地再開発の中に企画するべきと考えますが、企画の中になくとはどうしてか、どういうことかお伺いいたします。

また、ことしの7月20日の日の区長会、町内会長会議の中で保線橋の改修問題について東地区の住民の代表の方から要請がされたと聞いておりますが、その経過についてお伺いいたします。

また、東地区に学校が2校あり、公営住宅があり、一般住宅、神社、プール、体育施設があります。そして、多くの町民が市街地区と東地区を行き来する、往来する方が多い。東地区の方で自転車に乗れない、自転車で楽にまちに行き来できるように何とかしていただきたいと望んでおります。そこで、私は車道が無理であれば人道だけでも整備をしてほしいと思います。現在は、上下線のホームは片側だけしか使用しておりません。この保線橋付近を利用してでも整備をし、関係者たちに優しい道路整備をしてほしいと望んでおります。このことを早急にJR名寄か士別営業所に交渉していただきたい。そして、東地区東西を結ぶ道路新設に向け努力していただきたい。これで中心市街地活性化の糸口として突破口が開けるのではな



いか、また市街地再開発事業に大きな進展になると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、3点について質問させていただきます。市長並びに教育長の賢明なる御判断をよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大きな項目1番の風連高等学校の存続についてと大項目2番の風連東地区の運動広場見直しについてお答えし、大きな項目3につきましては建設水道部長より答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

風連高等学校の存続についてでございますけれども、関連しておりますので、一括してお答えしたいと思います。風連高校の存続に関しましては、さきに開催されました6月定例会においても議員の皆さんから学科転換による存続やキャンパス校としての存続などの提案がなされ、事務局段階で研究してまいりました。また、地元の動きといたしましては、去る7月25日に風連高等学校教育振興協議会並びに同窓会、父母と教師の会の連名で、道教委に対しまして学校存続に関しての要望書が提出されております。このような状況の中、北海道教育委員会は8月、平成20年度以降の高校教育を推進するため新たな高校教育に関する指針を正式に決定いたしました。この新たな高校教育に関する指針によりますと、望ましい学校規模は1学年4学級から8学級で、3学級以下の小規模校については原則として再編整備の対象としております。第1学年3学級の高校につきましては、近隣の高校との再編を進め、2学級以下の高校は原則として通学区域における中学校卒業生の状況、学校規模、欠員の状況、地元からの進学率、通学区域内における同一学科の設置状況などを総合的に勘案し、順次再編整備を進めるとしております。ただし、地理的状況などから再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い場合は地域キャンパス校化を図り、第1学年1学級の高校から順次導

入するとしておまして、第1学年の在籍者が20人未満となり、その後も生徒数の増加が見込まれない場合は再編整備を進めることとなっております。また、学級定員は40人といたしまして、今までございました特例2間口校の設置については行わないことを明確にしております。

キャンパス校化につきまして道教委に詳しくお話をお聞きしたところ、職業高校につきましては同一市内のキャンパス校化は可能でございますが、普通科高校の同一市内のキャンパス校化は基本的に考えていなく、地理的に困難な学校が対象とのことございました。上川北学区では、平成17年の中学校卒業生数722人が平成21年には566人と推計されておまして、現在12高校22間口が平成21年には16間口から17間口で間に合うこととなり、19年度の公立高等学校適正配置計画では士別市内高校の新設統合が既に決定してございます。名寄市内だけで見ますと、平成17年の中学校卒業生数290人が平成21年には234人と見込まれまして、6間口から7間口で間に合うこととなり、現在4高校で10間口でございますので、単純に計算しますと3から4間口多い勘定となります。子供の数の減少が続く中、活力ある教育活動を展開し、生徒の多様な選択を可能とするため基本的には高校の再編整備の動きが強まるものと思われまので、名寄市教育委員会といたしましては今後も子供たちが多様な選択ができ、生き生きとした教育活動のできる環境の整備を道教委に提言していきたい、そのように考えております。

次に、風連東地区運動広場についての御質問についてお答えいたします。大きく五つの項目に分かれての御質問でございますけれども、関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。御案内のとおり、現在風連東地区運動広場には芝の本格的な9ホールのコースとグラウンドゴルフ場跡地を利用した18ホールの簡易コース、合わせまして2コース、合計27ホールのパークゴルフ

フ場がございます。これらの面積を合わせまして約3.5ヘクタールでございます、そのほかにゲートボール場が約0.5ヘクタールございます。敷地といたしましては、ゲートボール場を含め約4ヘクタールでございますので、現在の27ホールを含め、あと9ホールの増設が可能だと考えております。

ゲートボール場でございますが、平成16年に風連ゲートボール協会が会員の高齢化と会員の減少で解散しましたときに、当時の風連町教育委員会に東地区のゲートボール場は自主管理ができなくなったため、今後利用しないとの申し入れがありましたので、その利用については風連体育協会を初め隣接するパークゴルフ場の一部自主管理をし、利用してございます風連パークゴルフ愛好会と相談をしてくれているところでございます。

また、グラウンドゴルフ場跡地の簡易パークゴルフ場18ホールの整備でございますが、以前陸上競技場用地として確保していたところでございますが、平成12年に風連体育協会から陸上競技場としての整備要望は断念したとの申し出とともにスポーツ施設用地として確保されたいとの要望がございまして、簡易パークゴルフ場として利用している現状でございます。このコースにつきましても風連パークゴルフ愛好会の自主管理で運営しているところでございますが、愛好会の会員の方につきましても御高齢の方が多く、コース管理をすることが難しい状況にあるとも聞いております。このため現在風連地区にある他のパークゴルフ場の利用状況などを考慮するとともに、関係団体並びに利用者の御意見を参考にしながら、パークゴルフ場のあり方並びに管理の仕方などについて検討してまいりたいと考えております。

子供とお年寄りの憩いの場としての整備についてでございますが、少子高齢化の現在御高齢の方と子供との交流は大変重要なことと考えております。お年寄りの入所している施設などでは、子供たちが訪問いたしますととても喜ばれるとも聞いて

ております。議員の質問の趣旨にはこの辺のところも含まれていると考えておりますが、東地区運動広場は現在これらの交流も可能な施設と考えております。お年寄りと子供の交流は、現在ありますあらゆる施設を利用して進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目で3番目でございます。風連市街と東地区の連絡道路につきまして4点にわたり御質問をいただいております。一括してお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

風連駅跨線橋は、昭和39年に建設をされまして、風連高校の生徒の皆さんを初め多くの市民に利用をいただいているところでございます。平成13年に御質問を受けて以降もJRの協議はいたしました。当時町長がお答えを申し上げましたとおり、跨線橋で安全を図っている状況でございまして、危険な平面交差踏切の造成を行うことは困難であるとの回答でございましたし、またJR歩道橋の改修は目的が違うこともございまして困難であると思われま。去る7月20日の町内会長、行政区長と行政との懇談会におきましても、自転車でもスムーズに通行できるようにとの要望がございましたけれども、階段部分を大幅に改修し、スロープを設置しなければならず、多額の費用が必要となるため、今の財政の状況では非常に難しい状況である、そのような内容の御回答をさせていただいているところでございます。新しいまちが誕生いたしまして、市街地再開発事業等で中心部が変わっていく、その過程の中でJRなどの協議をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 風連高校の存続について再度お伺いいたします。

普通高校の名寄高校、風連高校ともに同じ存続をせいということは私は当初から無理だということは考えております。前段で、6月の議会でも申し上げましたが、名寄農業高校の分校として始まった風連高校です。職業高校としての位置づけを考え、またキャンパス型で考えることを風連高校も仲間に入れて、道立農業高校の連携をする本校を風連に持ってこいと、こう言う町民の方もいらっしやいます。名寄農業の本校を風連に持っていき、試験、それからいろいろ勉強の場所は、体験する場所は規模もいろいろありますから名寄の今の高校でやってはどうかという、これは私の単純な考えで話ししておりますので、そういう方法もあるぞということをちょっと頭の中に入れて、再質問させていただきます。

やはり農業高校、それから課程では職業、それから林業、森林組合も来月は中川から風連まで一気に合併します。そして、風連に拠点が来ます。やはり林業科、音威子府が何でああいうふうによその町から子供たちが集まるのか。やはりアイデアが一番大切だと思うのです。風連高校に来ていただけるような、子供が少ないから、卒業生が少ないからというような単純な話で、アイデアをつくって、風連高校に来ていただくという環境づくりが一番大切だと思うのです。やはり名寄高校も四つある高校の中でも新しいアイデアで、新しいメニューを考えて、風連高校はこういうことで行きますよと。もう来年から次の入学する生徒の募集もかわってくるわけです。私はやっぱり早い時期に早く打ち出して、風連高校のあり方というものを出さなければ出おくらせてしまう。後から、道の方針が出てから慌てて風連はどうするのだといっても私は遅いと思うのです。その点で風連高校として新しいアイデア、新しい規模の考え方があるのかどうか、この点とあわせて教育局の方に教育長も何度か行かれていたということも聞いておりますが、その経過などについて御答弁を願います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほど部長から客観的な情勢についてはお話をしたところでございます。そういう中で、名寄市内4校に置く立場も今大変厳しい状況にあるということで、御案内のとおり旧名寄市としては名寄農業高校と名寄光凌高校もそのままでは、単独では存続できないということから、キャンパス型の高校を考えさせていただきました。名寄農業高校のキャンパスを利用して農業の専門性をしっかり守る、光凌高校のキャンパスを利用して光凌高校にある建築、機械、電気あるいは家庭科の専門性をしっかり守ろうと、こういうことで何年間も議論を重ねてきたわけですが、一つはその中に風連高校が加わらないのかなというお話でなかったかと、こう思うのであります。そのことにつきまして私も道教委に直接出向きまして、幹部にもお話をしてみました。しかし、道教委の基本的な考えとして、職業高校の中に普通科高校をキャンパスとして組み入れることは全く考えていないと、こういうお話だったのでございます。そういうことから、そのこと自体についてはそういうことを受けるしかなかったわけでありましたが、今お話しのとおり、それではほかに何か考え方がないのか、音威子府高校のように間口が充足するような、そういうアイデアはないのかと、こういうお話でございます。なかなか難しい問題かなと思うのでありますが、いずれにしてもこのままですと、御案内のとおり士別の2校が1校になってしまいました。これはキャンパスではありません。1校になってしまいました。それから、釧路などは3校が1校になってしまいました。こういうことがどんどん進められている中でありますので、大変危機感を覚えております。私たちも何かそういう意味で風連高校を残すような、そういうアイデアがないのか鋭意考えながら、やはりとりあえず、とりあえずといいましょうか、当面風連高校がすぐには消えてしまわない、残っていくということをこれから

も道教委に発信していかなければならないと、こう考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） まず、残すために努力していただく、努力するにはやはり汗をかき、知恵を絞り、そして近隣町村にない風連高校としてのあり方をどうするかということが私は一番大切だと思うのです。同じ職業高校というあれで、下川の学校にも風連から行く生徒もいるわけです。音威子府の高校には内地からも来ているわけです。やはりあの学校に行くところということできるよと、こういう勉強ができるというアイデア、新しい教科、課程があれば遠くからでも来てくれる、そういう高校に何とか生み出してほしいというのが我々の願いです。やはり私も先ほど言いましたように3,000人から4,000人の小さい町、風連では残り切れないと。しかし、名寄と一緒にしたために何とかここに風連高校が残ったよということになれば、町民もやはり合併してよかったなと。何のメリットもない、合併しても何のあれもないことであれば、町民の皆さんにも申しわけなく思います。教育委員会として、教育長として風連高校を、どこにでもやっばり南、北高校というのはあるわけですから、南高校として、風連高校という名前はなくしてもいいですから、南高校としての存在価値を高めて、職業高校か、あるいは新しいあれで何とか残していただきたい。道の局の方針が出てからでは私は先ほども言いましたように、もう土別では1校にする、あそこはなくなる、そういう方向性が出てしまってから風連高校は残したいと言っても私は遅いと思います。やはり一日も早く風連高校を残すのだという気力の中で、気迫の中で、新しいアイデアを考えていただきたいと思いますが、この点もう一度お答えをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先日9月5日の日に私風連高校の振興協議会の会長さんとか、あるいは

P T A会長さん、同窓会長さんなどが道教委に要請に行ったその御報告を受けまして、そしてそれらをしっかりと把握した上で道教委に行ってきたのでございます。その中で、風連高校の存続について幹部とひざ詰め談判をしまいいりました。その中で、私自身もアイデアは幾つかあったわけがありますが、その一つは先ほどお話ししたキャンパスの中に風連高校も入らないのかという、こういう期待がございました。それから、もう一つは、名寄高校がございまして、普通科として。その名寄高校と風連高校が実際にスクラムを組んでいけないのかと、こういうアイデアも出させていただきました。あそこは、中学校と高校が隣り合わせになっています。中高一貫教育などについても取り組む余地はないかと、こういうさまざまなお話をさせていただいたのでありますが、そういう中では返ってくる答えはキャンパス型については先ほどのお話のとおりであります。それから、名寄高校とのスクラムについては、これは当面の間ということであれば考え得る話であると、こんなちょっとしたお話はいただいたのですが、存続にストレートにつながるというお話ではございませんでした。例えば学校間連携をとりながら風連高校に、今1間口で3学年そろってしまいましたので、先生方の数が少なく、専門の先生もいないところがあります。そういうところを名寄高校と連携しながら、教育の質が落ちないように教育を進めていく、こういうことなど当面は考えられないこともない。あるいは、風連高校の生徒がある時期名寄高校の生徒と一緒にするようなことも考えられないわけでもないというようにお話いただきました。それから、中高一貫教育につきましては、もう道教委ではやめたというお話でございまして、一定程度各地域でそういう拠点校をつくらせていただいたと、これから新たに中高一貫教育をさらに校数をふやして進める予定はないと、こんなことでございまして、私もアイデア不足なのかもしれませんが、いろいろお話しした中ではなかなか厳

しい状況があるということを実感して帰ってきたのであります。それで、先ほどのように大変危機感を覚えているというのはそういう意味でございまして、特にそのとき指摘がありましたのには地元の進学率がどれくらいかということも突き詰められました。それで、ここでいう地元というのは今までの風連地区の風連高校に対する進学率なども突き詰められたところであります。その辺で数を考えますと、来年3月、風連中学校、それから日進中学校合わせて卒業生は38名しかないというようなこともあって、20人を切ったら新しい指針では終わりですよという、そんなきつい話もあったりして、実際のところ大変そのときは暗い思いで帰りの汽車に乗ったということを記憶しているのであります。しかし、だからといってあっさりあきらめるのではなくて、やっぱり何かそのほかにも道教委といろいろ話をこれからもしてまいりたいと、こんなことは考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） もう終わりとか、もう少ないとかという話は余り聞きたくないの、とにかくまだまだ名寄市の3万2,000人の中に風連高校があるのだということを念頭に置いて、やはり存続に向けて、風連だけのことを考えて私も言っているではありません。とにかく名寄市の中の南高校として、今後新しいアイデアの中で残していただきたいというのが私の願いです。もう3年ほど前に高校振興協議会が道の方に陳情に行っております。今回も行って、何度も行ってそういうことは、ここに協議会の会長もおりますけれども、私もその協議会の役にも多少はついておりましたので、中身についてはわからないで言っているわけではないのです。そういう意味で、やはり風連高校を残すのだという熱意のもとに今後立ち向かってやっていただきたいと思っております。

あわせて運動広場の整備見直しについてでございます。先ほど部長さんの話にありましたように、

ゲートボール場がもう閉鎖しております。また、ゲートボール会員もそれだけいなくなつたと。今現在B&Gの中、またはしらかばハイツの裏庭の方でゲートボールを楽しんでいるのが実情です。やはりその方々もここにもう9ホールつくってほしいよねと、してほしいよと、そういうお年寄りたちが話をしている、また要望されております。それで、私はあそこはもう整地をされておりますから、あと表土を少し運び入れるのと排水の整備をすることでそれほど大きな金額になるとは思えません、そういったことでこの点についていつごろこういつたことをしていただけるのかどうか、この辺について御答弁願います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 東地区のパークゴルフ場、9ホールの増設というなお話だつたと思ひますけれども、あそこのパークゴルフ場は市街地区から非常に近いということで、御存じのように徒歩、あるいは車を持っていない方が自転車で通ってきて、聞くところによりますと年間7,500人ぐらい利用しているというなお話も聞いております。教育委員会といたしましては、高齢者の健康増進に役立つ重要な施設というふうに位置づけておりますけれども、利用団体などと十分に協議を進めまして、現在進められております総合計画の中にも織り込んで検討していきたい、そのように考えております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ただ単に私たちも10年ほど前はパークゴルフなんていうのは遊びの一端だというふうに考えておりましたが、やはり今お年寄りたちが健康で過ごせるのはパークゴルフを楽しみながら毎日運動する、そして病院にかかるのも3回行くのが2回になり、1回になり、行かないで済むというようなことも聞いております。やはりそういった医療費の削減だけでも大きな貢献しているのではないかと。そういう意味からいっても、私はやっぱりあの場所、そしてまちの人

たち、お年寄りたち、車に乗る人は天塩川まで来るのですけれども、やはりこの場所で2時間でも3時間でも遊べることはいいよねという、そういうお年寄りたちの懐かしい気持ちを聞きますと、一日も早く整備をしていただきたいなど。そして、お年寄りたちの思いを何とか成功させていただきたいなどというのが私の願いなので、一日も早くやはりこういった計画の中に、総合計画の中でどうのこうのではなくて、一日も早くこういったことを取り入れて私はやっていただきたい、これを願うものです。

あわせて線路、東と西を結ぶ道路について再度お伺いいたします。この道路については、私も五、六年前に質問させていただいております。現に多寄町もあの町の中に、駅のところに5年前に完成して、できているのです。あのときには、多寄の線路東には家も何もないのです。砂利わらで、道路もろくについていなかった。しかし、線路踏切をつけたためにあの道路が、東3号までの道路が今舗装になってできております。人家は1軒か2軒しかありません、農家の家は。そういうような状況でも、地元の熱意と運動の仕方によってはあれができています。駅の列車がとまる踏切のところで、そういう施設が多寄に現在できています。私は、そのときから何度か風連にもできないかということをお話しておりましたが、当時は上り下りも結構汽車も通っておりましたが、今はもうあのホームも片側しか使っていません。それと、裏側にも天塩川の水路の横に少し補修すれば線路まで行ける道路がついております。あと、保線橋のそばは、農協の駐車場がありますから道路がつながっているのです。農協の横と、それから今藤商店の倉庫の斜め道路がつながれば、ちょうど道路がつながるわけです。私は、そういったことを現地を見ながらお願いをしたり、話もしているのですが、やはりもう階段を自転車押して上がったりのするのは、学生ならいいけれども、お年寄りはちょっと無理ですよと、そういうようなことを話

を聞いております。そういったことで、運動すれば私はできぬことではないというふうに感じておりますが、この点についてもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 村端議員にはこの課題につきまして何度か御質問いただいているということでございます。しかし、JRとの協議、あるいは財政の状況等もございまして、先ほど御答弁させていただきましてとおり、非常に困難な状況ということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

なお、跨線橋につきましては、ことしの春に、設置以降40年以上経過しているわけですが、強度の調査をいたしました。今まで恐らく横からも力を受けていないということもありまして、非常に堅固な状態ということでございます。冬につきましては、積雪等の一定の荷重はあるのでしようけれども、非常に丈夫な状況でございました。今後も上あるいは横からの衝撃的な荷重を受けない限りは、当分の間は使用はできるというふうに考えております。今後現跨線橋の保守管理と、それから特に夜間の安全管理も含めまして、それらについて努めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 跨線橋をなくして道路をせいという、新しい道路をつくれということはもう無理だということはわかっていながら、しかしその無理をどうしてやらなければならないのか、そこを考えていただきたいのです。やはり時代が変わってきます。昔と違って時代が変わってきています。もう駅に職員もいなくなり、そしてあそこを自由に行き来、切符も売っていないのです。そういう状況の中で、確かに線路を横断することは交通の関係で難しいとは思いますが、先ほど言いましたように現に多寄ではそういうことは実行しているわけです。駅のところに汽車がい

ると、やはり遮断機がおりて、車がとまっている。これは、どこのあれでも遮断機がおりればみんなとまること間違いないです。私は、運動の仕方によってできるということを確認しているからこういう話をしているので、難しいから、無理だからで片づけるのであれば、何もしない方が無理がなく一番いいのです。やはり厳しくても、無理でも交渉しながら、前向きに何とかしてみますよという私は誠意が大事だと思いますので、この点についてもう一度明快な答弁をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 風連地区の非常に重要な課題の一つということで押さえさせていただきますけれども、しかし現状は先ほどお答えさせていただいたとおりの状況ということですので、当分の間はただいまの利用形態で進めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 保線橋ではなく、道路をつくってくれということを行っているのですよ、道路。ですから、今保線橋を改造せいか直せと、私も見てきました。今あるものを修理するといったら相当なお金がかかります。そのお金をかけるよりも、あの横のてしおがわ土地改良区の用水路の横にもう道路がついているわけです。そうすると、線路を横断するだけですから、それほどびっくりしたことになるないと、そういった交渉をして道路をつくっていただきたいと。そして、運動広場の改修と同時に住宅、いろんな人がいるわけですから、そういった通路にして、優しい道路、町民にわかりやすい道路をつくっていただきたいというのが私の願いで、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 踏切の新たな設置につきましての将来への地域づくりへのいい意味での影響というのは、議員御指摘のとおりだと

思います。しかし、何度もお話しするしかないわけでございますけれども、JRとの協議、特にJRの工事につきましては事業費の投入、地元の負担の仕方が非常に特殊でございます、非常に一般の工事よりも費用負担が多くなるということ等もありまして、先ほど来からお答えをさせていただいておりますとおり、財政状況等もございましてという、そういう意味合いでございますが、等々の事情で当分の間は現在の施設の状況で推移をさせていただきたいと、そういう意味でございます。決して必要性がないということでのお答えをしているわけではございません。大きな課題の一つというふうにとらえさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 今当分の間我慢せよということであれば、お年寄りの方々にも我慢していただく話をできるのですけれども、検討します、努力しますよという言葉がいただけるのだったら、やはり一日も早く、多寄でさえできたということは誠意を持ってお願いし、またそれなりの人を頼んでと言ったら悪いですが、そういった人を要請しながら実現していることは間違いございません。多寄の方々に聞いても、それほど地元負担かかっていないよと、お金かけてやったのではないよと、そういう話を聞きますと、多寄にできて風連に何でできないのというのが住民感情です。そういった意味からいっても、私は私の元気なうちに何とかこれを実現させたいという気持ちでお願いしているわけですから、努めてJRに要請をして、一日も早く実現することをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で村端利克議員の質問を終わります。

15時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時40分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市農業振興策について外1件を、木戸口真議員。

○9番（木戸口 真議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い2点について質問をさせていただきます。

1点目に、名寄市農業振興策について、名寄市農業・農村振興審議会、名寄市農業振興対策協議会の取り組みとあり方について。新名寄市がスタートして5カ月が経過いたしました。旧名寄市、旧風連町のそれぞれの歴史を持ち、違いもある中一つの市として発展を目指し、合併いたしました。1次産業である農業を取り巻く状況は厳しく、とりわけ合併による相乗効果モチ米生産日本一に期待が高まるところであります。これらのことから、名寄市農業・農村振興審議会、名寄市農業振興対策協議会がともに7月に設置され、今後の名寄市農業振興の役割を果たす機関と考えるものであります。先般行われた新名寄市総合計画を考える地域懇談会の中でも、来年度から始まる新たな農業施策に対する不安の声が聞かれたとの報告が出されました。こうしたことから、新しい施策に対する行政としての取り組みと説明責任が大変重要となります。合併により充実したスタッフをそろえておられ、ぜひとも農業者にとって有利な対応ができるような対応をしていただきたいと思うものであります。

ここで名寄市農業・農村振興審議会、名寄市農業振興対策協議会の取り組みとあり方についてお伺いいたします。名寄市農業・農村振興審議会は、振興計画、補助金の認定などの取り組みと今後について。さらに、名寄市農業振興対策協議会の農畜産物の生産振興に向けた取り組みと今後の考え方について。さらに、平成19年の新たな施策、品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策、見直しが必要となった施策、産地づくり対策、調整が必要となる施策、米の需給システム

対策についての今後の取り組みと考えをお伺いいたします。

2点目に、名寄市防衛施設周辺農業用施設設置助成事業の経過と目的、今後の考え方について。日本の北の防衛基地として位置する名寄駐屯地、長年にわたり北の前線基地としての役割を果たし、日本はもとより名寄地区の防衛、災害等にも御支援をいただいていることに感謝している一人でもあります。さて、自衛隊駐屯地防衛施設があることにより、周辺的生活環境や地域開発に影響を受けている市町村があり、それらの市町村には交通施設、レクリエーション施設、社会福祉施設等の公共施設の整備に使用できる交付金があります。当名寄市においても長年にわたり市の施設、環境整備に交付され、ことしも屋内南プール改築にも交付されているものであります。平成15年からは周辺の農業施設等にも適用され、平成20年までの計画がなされております。4年が経過しているものであります。これまでの事業総額費では1億4,500万円で、3分の2以内の補助であり、大変有利な事業であります。厳しい農業情勢の中、名寄市内一円での農業生産向上対策として取り組むことができないものかと思うものであります。名寄市防衛施設周辺農業用施設設置助成事業の経過と目的、今後の考えをお伺いいたします。

大項目の2点目、安心、安全のまちづくりについて、住宅用火災警報器の設置について。消防法改正により、ことし6月1日から新築の住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務づけられました。既存住宅は、平成23年までの猶予があるわけですが、すべての住宅に設置が義務づけられております。昨年も定例会の中で同僚議員が質問しているところですが、既に風連西町団地公営住宅3棟6戸の整備が進められ、住宅用火災警報器の設置がなされると聞くところであります。まだ設置がされていない数多くの公営住宅があるわけですが、市として既存の公営住宅の設置についての考えをお伺いいたします。また、住宅火災



による死者数は高齢者が多く被害に遭われておられ、早期の対応が望まれるものであります。総合計画での計画を持っているのかも伺いいたします。また、高齢者、低所得者の住宅用火災警報器の設置に対する福祉対策はどう考えておられるかをお伺いいたします。

次に、名寄市災害弱者緊急通報装置の設置について。市内において在宅のひとり暮らしの老人等に緊急通報装置を設置し、消防署、出張所と電話回線で直接結ぶことによって急病、災害等の発生の緊急時における迅速かつ適正な救急体制をとることにより独居老人等の生活不安の解消及び人命の安全を確保するとともに、福祉の増進に資することを目的として設置されております。名寄地区では約200世帯の高齢者に災害弱者緊急システムが設置されております。端末装置のシステムの更新がなされ、熱感知で自動通報システムが導入されていると聞くところであります。去る8月21日の市議会議員協議会で示された過疎地域自立促進市町村計画では、風連地区の約80世帯の端末装置の更新事業では平成21年度1,500万円の実施計画がなされているわけですが、名寄地区の端末装置の更新が平成17年に済んでいる状況であります。風連地区においても既にセンター機の導入がされております。3年後の実施では、住民の公平なサービスからも早期の風連地区の災害弱者緊急システムの端末装置の導入を求めるものであります。

住宅用火災警報器の設置、名寄市災害弱者緊急通報システムの設置について以上を質問申し上げ、名寄市民の安心、安全のまちづくりの観点からも早期の実施をする考えがあるのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま木戸口議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2

点目の（1）のうちのぽつ2でございしますが、高齢者、低所得者等の福祉的な対応はから（2）につきましては福祉事務所長から、戻りますけれども、（1）のぽつ1、名寄市市営住宅の対応につきましては建設部長からのお答えとなりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

初めに、名寄市農業振興策についての1点目でございますが、名寄市農業・農村振興審議会、名寄市農業振興対策協議会の取り組みとあり方についてのお尋ねでございます。名寄市農業・農村振興審議会につきましては、名寄市農業・農村振興条例に基づき、本市農業農村の振興の円滑な推進を図るため設置することとしており、一つ目には農業振興計画の策定、二つ目には農業振興地域整備計画の策定、三つ目には新規就農者の認定、四つ目にはその他農業振興上必要なことについて市長の諮問に応じて審議していただくもので、農業関係機関の長のレベルを中心に12名に御委嘱をさせていただいたところでございます。名寄市農業振興対策協議会は、農業農村に携わる関係機関、団体、生産者などが連携して農業農村の活性化と持続的な発展に向けた施策の検討や事業の推進を図るため設置し、総勢で25名で発足させていただいたところでございます。本協議会は、全市的な農業戦略の協議、実行機関として位置づけており、協議会のもとに水田、畑作、畜産などの部会を設置させていただいておりまして、事業の円滑な推進を図るものでございます。これらの機関は、農業所得の低迷による農業従事者の減少、高齢化、農業後継者不足等により厳しい情勢下にある新名寄市の農業農村を持続的に発展できるよう現在策定中の新名寄市農業・農村振興計画の策定や各種農業施策の推進に御指導、御協力をいただくとともに、平成19年度から始まります経営所得安定対策大綱に基づきます米政策改革推進対策、あるいは品目横断的経営安定対策、さらには農地・水・環境保全向上対策等の新たな施策の導入に向けて、円滑に事業が推進できるよう協議、検討をし

てまいりまして、需給調整システムにつきましては平成19年度から国、行政による配分ではなくして国の情報提供による農業者、農業者団体が主体的に需給調整を実施するものでございます。二つ目には、地域水田農業推進協議会から提供される情報をもとに、JAなどの方針作成者みずからの生産目標数量を決定し、生産調整方針に参加する農業者に配分するものであります。さらに、三つ目では、地域水田農業推進協議会は実効ある形での参画のもとにJAなど方針作成者間の調整、配分ルールにより主体的な需給調整を支援いたしまして、地域全体の調整機関の役割を果たすこととしております。また詳細はおりてきておりませんが、新たな産地づくり関係につきましては産地づくり交付金、それから耕畜連携水田活用対策は同額程度で継続されるもの、それから麦、大豆品質向上対策、あるいは畑地化推進対策は廃止、稲作所得基盤確保対策は産地づくりの交付金に含まれての対応、あるいは担い手経営安定対策は品目横断的経営安定対策に移行されます。集荷円滑化対策は実効性を確保して継続、新たに過去の実績のない生産調整拡大を含め、概算要求ではほぼ現状程度というふうには押さえているところでございます。

一つ目の部分でございますけれども、品目横断的経営安定対策につきましては、9月1日から秋まき小麦を作付する農家から加入の申請手続きが始まりました。行政報告で述べましたとおり、対象が担い手であり、認定農業者で該当すべく指導しているところでございます。当市は、特例により面積要件は6.8ヘクタールとなったところでございます。面積基準が明確になりましたので、対象農家を認定農家にすべく指導しているところでございますけれども、経営規模要件を満たさない農家につきましては農家の意向を確認し、一つ目には農地流動化による農地の集積、二つ目には農業受委託による面積の算入、三つ目には所得特例による認定により対象作物作付農家を交付金の対象となるようJA、農業委員会、農政事務所と協議し、できるだけ多くの農家が対象となるように対応してまいりたいというふうにご考えてございます。

次に、農地・水・環境保全向上対策につきましては、農地、農業用施設等の資源や環境の保全、向上を地域が共同で行う効果の高い活動を支援するものでございます。支援水準は、反当で水田で3,400円、畑で1,200円、草地につきましては200円で、市の全農地が対象となれば約2億円強が地域へ交付され、負担につきましては国が2分の1、道が4分の1、市が4分の1となります。現在他市町村で行われているモデル事業地区の状況を検証しながら、国、道が問題点を整理して、来年3月末から4月上旬に事業実施要綱要領が示される予定でございます。当市におきましては、関係団体と協議を行っている段階で、近々国、道が行う説明会を踏まえまして、地域等において説明会を開催してまいりたいというふうに予定をさせていただいているところでございます。

次に、新たな産地づくり対策、あるいは米の需給システムについてのお尋ねでございますけれども、米政策改革につきましては平成22年度までに米づくりの本来のあるべき姿の実現を目指すと

してございまして、需給調整システムにつきましては平成19年度から国、行政による配分ではなくして国の情報提供による農業者、農業者団体が主体的に需給調整を実施するものでございます。二つ目には、地域水田農業推進協議会から提供される情報をもとに、JAなどの方針作成者みずからの生産目標数量を決定し、生産調整方針に参加する農業者に配分するものであります。さらに、三つ目では、地域水田農業推進協議会は実効ある形での参画のもとにJAなど方針作成者間の調整、配分ルールにより主体的な需給調整を支援いたしまして、地域全体の調整機関の役割を果たすこととしております。また詳細はおりてきておりませんが、新たな産地づくり関係につきましては産地づくり交付金、それから耕畜連携水田活用対策は同額程度で継続されるもの、それから麦、大豆品質向上対策、あるいは畑地化推進対策は廃止、稲作所得基盤確保対策は産地づくりの交付金に含まれての対応、あるいは担い手経営安定対策は品目横断的経営安定対策に移行されます。集荷円滑化対策は実効性を確保して継続、新たに過去の実績のない生産調整拡大を含め、概算要求ではほぼ現状程度というふうには押さえているところでございます。

新市における今後の取り組みと考え方でございますけれども、旧名寄市、旧風連町の水田農業ビジョンに基づく産地づくりの交付金の活用計画の差異、それから産地評価基準の差異、違いですね、それから生産者への配分方法の違いにつきましては、おのおの過去の経過もありますものですから、10月以降過去の達成状況の確認と検証をいたしまして、新対策の内容を検討しながら、生産者、農業団体と十分議論をし、19年度からの新対策に対応してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

2点目、防衛施設周辺整備事業の経過と目的、今後の考え方についてのお尋ねでございます。防衛施設周辺整備事業は、名寄駐屯地及び射撃場の

設置に伴い農業経営に支障を来している半径5キロメートル以内の地区を対象に、平成15年度に初めて農業用の機械、施設の採択を受け、事業実施に至ったものでございます。現在計画中の15年度から20年度までの全体事業費は2億54万円で、旧名寄農協エリアの10の生産組織が事業を計画しております。18年度までに1億4,523万8,000円の事業費で、水稻の共同育苗施設、それから田植え機、これも共同でございしますが、汎用コンバイン、トラクター等を導入し、3分の2の高率補助のため省力化、コスト低減による経営の安定化を図っているところでございます。

厳しい農業情勢の中、名寄一円で本事業の取り組みができないかとの御質問でございますけれども、本事業につきましては防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律の規定に基づき民生安定施設の助成事業で、防衛施設の設置、または運用によりその周辺地域の事業活動が阻害されると認める場合においては、その障害の緩和に資する事業の経営の安定に寄与する施設の整備に対して助成をするというふうに規定されております。採択要件で阻害要因が明らかな場合との判断が採択の大きな要因となると考えております。なおまた、事業採択エリアの拡大は極めて困難であるとの認識に立っております。御理解をお願いしたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目の2番目の（1）番目の住宅用火災警報器等の設置についてのうちの市営住宅等の対応についてお答えを申し上げます。

火災警報器は、法の施行によりまして公営住宅におきましても民間の住宅と同様に設置しなければなりません。公営住宅の本年度建設分からは、建設工事に含めて設置をしてみたいと思いません。なお、既設の公営住宅につきましては、名寄市全体で管理戸数1,000戸を超えるという状

況でございまして、この状況下では行政による設置は非常に困難であるというふうに考えているところでございます。この法律の考え方から、入居者の日常の防火対策の一部として、入居者におきましてぜひ設置いただきたいと考えているものでございます。

なお、行政では全市民に対しまして火災警報器の必要性、重要性につきまして一層のお知らせ、啓蒙に努めてまいりたいと考えております。また、総合計画策定の中でも議論をしてみたいと考えているところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 住宅用火災報知機の設置の高齢者、低所得者の福祉的な対応ということについて御質問をいただきました。火災報知機の設置者は、その家の所有者、使用者、占有者となっております。この報知機は、平家建て、2階建ての種別に応じて設置箇所が指定され、また器具の種類も電池式や配電式、煙感知器、熱感知器などと性能も機能も異なっております。価格も量販店での4,000円程度から家電販売店での1万円前後と幅が広くございます。さらに、部屋の使用目的に合わせた機種を選択と家の部屋数や広さ、また構造により設置する個数も異なっております。あくまでもその選択は設置者にゆだねられております。以上等の理由から、機器の設置について特別な支援措置を講ずることは困難との判断をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。早目の機器設置で安全、安心を確保するためのPRに努めてまいりたいと思っております。

また、行政の役割の一つに特に高齢者におきましては不適切な価格による訪問販売や訪問取り付け等の被害が想定されておりますので、消防署や消費者協会など関係団体と連携して、トラブルが起きないように未然の防止策を講じていきたいと考えております。

ほかに福祉的な対策として、独居、高齢者世帯、重い障害者等の世帯を対象に災害弱者緊急通報システムを300世帯ほど設置しております。この装置を整備することによりまして、この住宅火災報知機の設置義務は免除されることになっております。

次に、災害弱者通報システムの設置の風連地区の方針について御質問がございました。緊急通報システムの設置事業につきましては、上川北部消防事務組合が主体となって実施している事業ではございますけれども、私の方からかわって御説明を申し上げたいと思います。風連地区の設置状況を申し上げますと、平成17年度末で90器ほど保有しており、現在75世帯が利用されております。これらの機器は、このたびの名寄市過疎地域自立促進市町村計画では平成21年度に90器を一括更新する計画としておりますが、年度の早い時期から計画的に順次更新していくことになるものと消防事務組合からは聞いております。

以上、答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいまるる御答弁をいただいたわけです。まず最初に、農業振興の関係についてお伺いしたいと思っております。来年から制度が変わるということで、農家の皆さん方も大変不安に思っているところでございます。先ほども言ったように先般行われた新名寄市の総合計画を考える地域懇談会の中でも、やはり来年が大きな農家の施策の転換期を迎えるということで不安の声が多かったというお話を受けております。そんな関係からも、新名寄市になりまして新たに名寄市農業・農村振興審議会、そしてこれは風連にもあったのですけれども、農業振興対策協議会ですか、そういったものであったわけですが、まず最初に農村振興審議会、この役割、先ほども申したように先般アンケート調査等もあったわけですが、まず農業振興計画、農業振興地域整備計画、この両計画の策定、これ今後の名

寄の農業のビジョンになることですので、大変重要なことかと思っておりますけれども、しかしながら絵にかいたもちというわけではないですけれども、実効性のあるものが必要かと思っておりますけれども、私も先ほど言ったようにモチ米の生産日本一、北限のアスパラ生産と、こういった地域性を生かした計画づくりをしていただきたいと思いますけれども、両計画の取り組みと策定期間を示していただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今私どもの方で審議会あるいは協議会についての御説明で、7月に設置させていただきましたということでございますが、御案内のとおり名寄市農業振興計画、これにつきましては18年度中に総合計画と整合性を持たせながら策定に当たるということになるわけですから、総合計画と同時に農業振興計画もつくるということでございます。その中で、審議会の方々につきましては先ほど申し上げましたように長の方々を中心に12名の方に御委嘱を申し上げ、市長の方から諮問に応じて審議をしていただくという機関になるわけでございます。協議会につきましては、そういった計画に基づいて具体的な執行といましようか、そういった部分の中での検討も当然でございますけれども、分野別にお話し合いをしていただいて、実りある実行をしていこうというふうなことでの役割を協議会にお願いをするということでございますので、今年度中に農業振興計画はつくるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 農業・農村振興審議会の中で、名寄の農業ビジョンをつくっていくということなのだと思いますけれども、先ほども私が言ったようにアンケートもするので、実効性のある計画をぜひともつくっていただきたいと思います。

それと、農業の関係の実質的な協議、これは名寄市の農業振興対策協議会で25名で設立され、

協議会で水田、畜産、畑作等の部会を設け、農業戦略協議、実行機関として位置づけておられるわけですが、そうした中で先ほども質問の中にも申しましたように来年度から、平成19年度から始まる所得安定対策大綱に基づく品目横断的経営安定対策、これにつきましても何度か、2回ぐらいかと思うのですけれども、説明会もあったわけですが、8月9日でしたか、名寄市一円を対象にして風連の福祉センターの方で説明会が行われたと思います。そこでは農政事務所、そして共済組合と、関係ある機関の方から御説明いただいたわけですが、なかなか実際的には、いろいろな制度があったわけですが、生産面積に対する単価とかそういったものが示されて、今後自分の来年度の経営の中に入れていけばわかるという説明もあったわけですが、それで9月1日からは秋小麦に対して経営安定対策の加入申請がありまして、これは収入減少影響緩和交付金の支払いを受ける対象だということで、私もせんだって加入申請書ももらってきたわけですが、先ほども言ったようにいろいろな品目横断の中でもやはりならしとげたと、その中で分かれているわけですが、こういったものもなかなか理解するのも時間がかかると私は思っているわけですが、担当部長として十分農家の皆さん方が認識されたとお考えなのか。私としては、11月の末まで秋小麦の申請もありますし、もしできれば名寄の標準的な試算をもとにして説明会をもう一回やっていただければと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今説明会についてのお尋ねでございましたけれども、今議員からお話ありました部分の説明会もさせていただきましたし、あるいはまた農業生産者の代表の方々も風連庁舎の方の会議室にもお集まりいただいて、それから農政事務所の方も来ていただきましたし、関係機関によって御説明もさせていただきました。

今現在私どもの方で正確には把握していませんが、4回ほどは地域の中での説明会を、大小多少違いますけれども、その程度はやらさせていただいているというふうに理解をしています。つきましては、今私どもの方でお話している事務段階で、農協ともそうなのですが、個別の方々のケースを実際に当てはめて、そしてこうなりますよというようなことでお示しした方がかえって理解が早いのではないかなというふうなお話をちょうだいしておりますものですから、できましたらこういう方々の部分につきましては、情報のプライバシーの部分がありますけれども、ぜひJAも、それから行政の方にも来ていただいて、そしてそういうケースを御相談をしていただきたいということが1点ですし、それからあわせてまた秋の収穫一定程度終わりましたら、秋まき小麦はもう既に対応やっていますけれども、収穫終わりましたらまた時期を見計らって説明会も、多くは持てないかもしれませんが、やってみたいのと、やりたいなというふうな予定も立てております。

繰り返しになりますけれども、できましたら個別に御心配のある方はJAの方にも窓口を設けておりますし、行政の方も、それから農政事務所はちょっと行きづらいと思いますけれども、そんなことで門戸を広げておりますものですから、窓口置いてありますから、ぜひお越しをいただきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ぜひとも個別にも相談に乗る、JAが窓口となってという、代行もできるというお話も聞きましたけれども、それにとらわれず、場所は1カ所か2カ所でもいいかと思うのですけれども、そういった全体的でも講習会が必要かと私は思うので、ぜひとも開催をしていただけるようお願いを申し上げます。

それで、品目横断的安定対策、この中で今担い手になれない、特例による面積要件6.8ヘクター

ル以上から漏れた人の支援というのがなかなか今の品目横断的経営安定対策ですか、これについてはやっぱり担い手を重視していると、国の政策として。こんな中で、今地域の中でもそんなには、半分以下だとは思うのですけれども、3分の1程度かと思うのですけれども、そういった体制の方がおられると思うのですけれども、こういった方に、品目横断の中では稲作構造改革促進交付金ですか、これは米の下落に対して出るというお話も聞いていますけれども、そのほかの作物、作付の転作や何かに対するものがなかなかないかと思うのですけれども、それで産地づくり交付金これから協議されると思うのですけれども、産地づくりの交付金の中でも担い手から外れた方に対しての救済策というのは考えておられないのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私どもの方で産地づくりにつきましては、16、17、18ということで前期の産地づくり事業が、3カ年の事業が今年度で終了するというふうに理解をしておりますし、19年以降向こう3カ年で新たな産地づくり交付金事業がスタートするというふうな理解をしております。基本的には考え方は踏襲していくということになってございますけれども、国の動向につきましても今盛んに新たな部分につきましては情報を集めているところでございまして、また説明会も開催されるというふうな状況でもありますものですから、また機会ありましたらお話をさせてもらいますが、いずれにしても新たな産地に向けての交付金事業につきましては精力的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、またお話等がありましたらお聞かせをいただきたいというふうな受けとめ方をさせていただいているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ぜひとも産地づくり交付金の中で担い手から外れた方のそういった救済措置というか、大きなものはないかと思うので

すけれども、土地の賃貸とかそういったものにも風連でも3,000円ずつ交付して、土地の流動化にも努めていた部分もありますので、そういったものでも拾っていただければと考えております。

それでは次に、農地・水・環境保全向上対策についてということでお伺いしたのですけれども、先ほど市の試算では1年間に2億円、これが5年間の事業でありまして、取り組みとしては大変難しい部分もあるかと思うのですけれども、担当としては、先ほどもお話あったのですけれども、これまだまだ未知数なところあるのですけれども、取り組むということで進んでいるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） この事業は、行政が推進してやるという部分ではございません。したがって、行政はそういった部分の情報なり、そういうものを提供していくような立場と、さらにはそういう地域なり、各農業団体なりがまとめてやった部分に対するチェックする機能という考え方になっております。したがって、だから行政は全然知らないのだということではございませんし、そういった地域がまとまり、まとまるのもどういうふうにまとまるのかという問題がこれからあるわけでございますから、地域農業者が連帯して、本来であれば全地区一緒にやるような形がとれば一番結構かなというふうに思うわけですが、その推進母体が役場の方が中心になってやるという事業ではございませんから、ぜひそれぞれの団体、機関等にも働きかけながら、また地域にも働きかけながら、組織をつくりながらやっていただきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） この事業、中山間地の直接支払いにもちょっと似ているのですけれども、行政がというお話もしましたけれども、やはり行政が情報提供や何かして一つの組織をつくっ

ていかなかったら、こういう事業は成り立たないと私は考えていますので、ぜひとも前向きに情報提供して、組織づくりをしていただきたいと考えるものであります。これは、この農地・水・環境保全向上対策は中山間地域と似ていますし、逆に先ほど言いました担い手から外れた方、そういった方の取り組みの中でもこういった共同作業だとか、面積が少なくてもそういったものに十分活用できるというお話も聞いておりましたので、こういったものにも、やはり地域の農業を守っている方々が担い手ばかりではなくてこういうところでも拾えるというお話も聞いておりますので、ぜひとも前向きな姿勢で、これ11月ごろ国や道の説明会か何かあると聞いていますので、ぜひとも進んで取り組んでいただいて、情報を我々にも提供していただいて、地域でも取り組めるような姿勢にさせていただきたいと考えております。

あと、次に新たな産地づくり対策ということで米の需給システム、先ほどもちょっと部長の方からも話あったのですけれども、19年度からは国や行政による配分がなくなると。先ほどみたいな情報提供だよと。そして、農業者や農業団体が中心になって、自分たちで需給を調整していくのだよというお話でした。これも具体的でわかりやすいのですけれども、しかし例えば風連でも農協があれば北集がありと、そういう一つの団体でないもので、どこかで調整機関、この農業振興対策協議会あたりかなとは思いますが、そういった団体から考え方、前は幹事会で1回案を出したという、やはりたたき台を出さなかったら、そういったものが論議できないので、これからJAあたりがたたき台を出していくべきだと考えておりますので、ぜひともそういった方向で振興協議会の中でも審議していただきたいと思います。

それで、一番問題なのは、新市において今まで旧名寄、旧風連で産地の評価も違いますし、道のガイドラインとの差も、これが多少なり違うと思うのですけれども、それとあわせて先ほど言いま

した産地づくり交付金、これも金額風連は6億円ぐらいだと思ったのですけれども、名寄は半分ぐらいだから3億円ぐらいかなと思いますけれども、そういった産地づくり交付金の使い方も名寄は意外とソフト事業に、補修等や何かに使っていると思うのですけれども、風連は逆に担い手中心のハード事業的なものにかかなりウエート置いていたということもあるのですけれども、来年ですね、ことしというか、今の米、モチは特に12万トンぐらい余るのでないかというお話しされております。それで、来年はこの地域でもかなりの転作の強化がなされると思います。そうした中で、そういった産地の評価や何か若干違うのですけれども、一つの市になって、まずは道のガイドライン、そして産地づくり交付金の取り組みを私としては一本化して進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、これについての行政の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 新しい米需給システムに伴います旧名寄市、旧風連町との部分のお尋ねだというふうに思っておりますが、御案内のとおり先ほども答弁でお話しさせていただきましたが、それぞれの取り組み状況に差があるということでございます。そんなことからいたしますと、今後の部分につきましては生産者、農協、あるいは農業団体等々、あるいは農業振興対策協議会、そちらの方にもお知恵をおかりしたいと思っておりますけれども、新たな取り組み方についての検討を今後進めていきたいというふうに思っているところでございます。協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 今差異があつて、協議していきたいと。なかなか統一するのは難しいかと私も思います。3年間の実績等もあるというお話も聞いていますけれども、ただ一回二つに割

るとなかなか統一できない。例えばですけれども、JAの道北なよろが合併しましたけれども、今年目ですけれども、それなりに統一されてきたのかなと思うのです。それが今回のこういった産地づくりだとかガイドラインで別々にしようということになると、農協ばかりではなくて行政の立場の中でもなかなか事務的にも大変かなと思いますし、ぜひとも一つになる方策をとれるように努力、先ほど村端議員も言ったけれども、やれないと思ったら何もできないのですけれども、やっぱり努力していただきたい。それにやっぱり統一すべきだと私は考えていますし、どうしても話的もしななかなか調整つかないというのであれば、時限をちゃんとうたって始まるべきだと思います。そういう場合はです。すぐ1本になれば私はそれにこしたことはないですけれども、やはりその中で例えば1年という形で決めるなり、時限を打って協議していただきたいと思いますので、その辺はよろしくお願い申し上げます。

それで、全体的にこの農業関係は本当に新しい新市の中で未知数な部分もありますけれども、やはり風連、名寄地区の皆さん方は一つの大きなメリットを持ったことによって大きな期待もしていますので、ぜひとも進んだ取り組みをしていただきたいと考えます。

次に、問題の、先ほど全部あれだったのですけれども、安心、安全のまちづくりということで、ここにちょっと入りたいと思います。それで、先ほど松尾部長の方から公営住宅に関しては1,000戸以上あるよと。それで、新築の場合は設置、これはきっと建築基準法か何かの関係で設置しているかと思うのですけれども、西町は昨年、2年ぐらいもう経過しているのですけれども、これ設置によって住宅の家賃や何かの差異は、今度新しい3棟6戸の住宅できるとしますよね。そうしたら、昨年とその前に建った2棟と家賃の差はつくのですか。まず、お伺いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 理屈的には、理屈というのは表現語弊ありますけれども、算出上理論的にはつくことになるのですけれども、現実には家賃にその数字はあらわれてこないというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 私も前に打ち合わせのときにそんなお話を聞きました。ここがまず問題かと思うのです。だから、この住宅を建てるには法律を守らなければ、やはり火災警報器をつけなければならぬということだったと思うのです、まずは。法律を守って、公営住宅の今建てる時に設置しなかったら、建築基準法にのらないので、工事進められないということだったと思うのですけれども、それで法律を遵守したということですよ。そう私は考えるのです。それで、もう一点は、既存の公営住宅に関してこれは個人の財産であるし、なかなか設置は難しいというお話でしたけれども、上川北部消防事務組合で条例でうたっているのです、去年改正して。これは、1市3町1村の組合の法律ですよ。先ほどの建築法の基準にのる法律、こちらは守っている。そして、こちらは所有者か占有者かの問題で、違うという問題もありますけれども、市の持ち物ですし、公営住宅は市の財産でもあります。そこら辺を、解釈の仕方によっては違いますけれども、でも行政が片や法律を遵守して、片や市民にお任せして、つけるのもつけないのもあなた方自由にしてくださいという、私そこはどうもいかなものかと思うのですけれども、その辺の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） この定めでございますけれども、消防法は平成16年6月に改正されまして、2年間の経過措置、経過期間を経まして、本年の6月より施行ということでございます。なお、昨年につきましては、お話のとおり上川北部消防事務組合における条例の改正もされて



いるということでございます。しかし、既存住宅を含めまして今建てかえ中の住宅もございませけれども、法律では所有者のほかにもそこに住んでおられる方にも設置の義務を付しております。また、あわせて安心、安全のまちづくりは市民と行政が一体になって進めていくのが非常に重要であるということも考えております。また、特に公営住宅につきましても、家族構成等によりましては入居者の使用方法によっては、設置義務は今付しているのは寝室ということでございますけれども、設置義務を付されております寝室も固定していなく、変わり得るということもあると思います。等々これらを全体的に考えさせていただきまして、既存住宅並びに現在の建てかえの住宅の昨年度までの分につきましては、法の施行に従いまして入居者の皆さんにぜひ設置をいただきたくお願いをしまいたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 今もうちょっとわかりづらいなと思うのですけれども、ただ既存の住宅の中では家族構成や家の設置場所が違うというお話でしたけれども、そうしたら新築の家だっただれが入るかわからないのです。それ設置しているのですから、それは理由にはならないと思うのです。それで、やはり行政として、行政が、それも名寄市が一緒になった組合の中で法律決めたものです。確かに2分の1かもしれないけれども、占有者と所有者の。そのどっちかです。ただ、つけなかったら違反もないかもしれないけれども、行政側としては一つの住民サービスと市の財産を守る観点からいうと、設置しても何も私はおかしくないと思うのです。それで、担当者に聞きますと、1,000戸以上だということ、2,000万円はいかないだろうというお話もしていただきましたけれども、やはりもう少し住民のことも考えて、そのことによって名寄市でもし災害があったとき公営住宅に

関してはなかなか死亡にはつながらないよというぐらいあったって私は全然悪くないと思いますし、早くて公営住宅の火災による被害が少なかったら名寄市の財産も守られるのですから、この点は簡単に住民がやるべきだという判断を、私は片や新築の方につけるといって自前でやっぴりどうも理解できないところが十分あるのですけれども、この問題はここですぐ、検討もされると言っていないのだから、違うよと言っているのですけれども、しかし私はここはちょっとおかしいと思うので、もし本当に委員会等でそういうお話が出れば論議していただければと思います。時間もないので、次に移りたいと思いますけれども、ぜひ論議をしていただきたいと考えます。

それで、最後になりましたけれども、高齢者、低所得者に対する福祉対策ということで、公営住宅にもつけないのだから、そんな簡単に福祉になんてつけられるわけないのですけれども、ただPRやいろんなことはしていくということはもちろん必要だと思いますし、ぜひともいろんな機会あったら、ちなみにちょっとおくれましたけれども、私は1個つけています、昨年から。やはりうちも年寄りいますので、安心、安全を買うために。そんなことでつけていますので、ぜひとも行政の皆さん方も設置に前向きに取り組んで、名寄市が本当に一丸となってこういう警報器をつけて、安心、安全を買っているのだというようなまちづくりであっていいと思いますので、ぜひともそのようにしていただきたいと考えます。

あと、もう一点、災害弱者緊急通報装置の設置については、消防の方でもお話聞きますと、風連の場合は21年だったのですけれども、消防事務組合の中でも来年設置に向けて取り組んでいきたいというお話がされておりました。これもぜひとも行政側としても実現できるように後押ししていただければと考えます。

全体的に市長にお伺いしたいと思います。今こういう市民の安心、安全、そういうお話も出まし

たけれども、大変厳しい財政の中だとは思いますが、しかしながら法律をやっぱり遵守して行政は執行しなければならないと私は考えるのですけれども、その今の段階で所有者、占有者のとらえ方の違いはあったのですけれども、私は行政として法律を守るべきだと考えていますけれども、市長の見解を伺って、最後にいたしたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 近年の火災事案におきますケースの中では、煙に巻かれてとうとい命をなくすというような事案が多いと、こういうことで、このような火災警報器の法律的な義務づけが出たわけでございます。消防事務組合の中でも議論されておりますけれども、新築につきましては既にもうことしの6月から設置義務がこれは個人住宅も含めて適用されているわけでございますから、建築の確認申請の段階でついているかどうかと、こういうことでございます。ただ、従来の既存の家屋につきましては一定の年数の猶予があるということでございまして、私どもも公営住宅を持っていて、その入居者に対する支援と申しましょうか、サービスをどこまでやるのかと、こういうことであります。今回の答弁調整に当たりましては、私どもも広く各担当部長も含めて意見交換をしておりますが、福祉の観点からということになりましても、必ずしも公営住宅に入り切れない方もいるわけでございます。民間のアパートですとか、そういうところに生活されている方もいるわけございまして、行政のサービスということになりますとなかなか線引きは難しいと、こういうふうに思っております。財政上許せばそうした幅を広げて、高齢者、低所得者に対する特に火災等で逃げおくれが想定をされる世帯に対する手当てはしていかなければならないと、こんなふうに思っておりますが、今行政が最低の取り組みをしているのは災害弱者の緊急通報システムの範囲でとまっていますと、こういうことであります。今後いろ

いろと御意見を伺いながら、また消防事務組合の場合には組合としての統一的な見解ということもありますので、しっかりと議論していきたいと。直ちに18年度、19年度に実行に移すということまでは現在固めておりません。

○議長（田中之繁議員） 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（田中之繁議員） 教育委員会のあり方についてを、谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） 議長のお許しをいただきましたので、この場からの質問をさせていただきますと思います。

今年3月27日に旧名寄市と旧風連町が合併した後すぐに給食センターの統合が提案され、9月1日の第2回定例会にて補正予算が認められました。補正予算を認められたということは、19年4月1日の統合が認められたと私は理解しているところでございます。教育委員会の給食センターの統合の進め方、協議のあり方について私理解できない点がありますので、今後のためにも教育委員会のあり方について市長、教育長にお伺いをいたしたいと思えます。

1点目に、6月定例会に教育行政執行方針が述べられましたが、その中に老朽化した風連町学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合するために、夏、冬休みに工事をしたいと述べられておりますが、なぜその中で19年4月1日の統合と入れなかったのか。また、執行方針はどこで協議され、どこで作成されているのかをお伺いしたいと思います。

2点目に、5月に5名の教育委員が選任されました。給食センターの統合という大きな問題を協議されたのかされないのかをお伺いいたします。

3点目に、風連町の給食会計と名寄市の給食会

計の違いがありますが、未収金、余剰金、大変大きな問題でありますので、これをどのようにするかお伺いいたしたいと思えます。

4点目に、市長にお伺いいたします。合併後5カ月が過ぎましたが、合併協定が守られているのか。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方から大きな項目で教育委員会のあり方についての四つの項目についてお答えいたします。

初めに、（1）、教育行政執行方針の内容協議はについてのお答えでございます。合併協議会の合意事項を踏まえまして、学校給食センターを統合する方針は施設整備を伴うことから合併後直ちに関係部局との協議に入りまして、具体的統合時期を含め検討の結果、平成19年4月に統合する方針と施設整備には合併特例債を財源とすることなどを協議いたしました。6月開会の第1回定例会では、教育行政として新たに取組む三つの事業の一つといたしまして学校給食センターの統合方針を申し上げ、関連する予算につきましても御承認いただいたところでございます。また、これとは別に5月25日、26日の両日に開催されました風連学校給食会並びに名寄学校給食会の総会席上におきましても統合方針を説明し、7月7日に開催されました名寄市小中学校長教頭合同会議におきましても統合方針を説明してきたところでございます。

次に、（2）の教育委員会において給食センターの統合について協議されたかについての御質問ですが、給食センターの統合につきましては教育委員会の定例会議において教育長の行政報告のほか給食センター所長から業務報告としてお話し申し上げております。その後委託に出しておりました施設整備の実施設設計書が8月初旬にでき上がります。工事費等の金額がほぼ固まりましたので、8月の教育委員会に正式に議案として提出し、現

在までの経過を含め御説明し、各委員さんからは統合に向けての助言、提言をいただいたところでございます。また、去る5月22日に開催されました総務文教常任委員会におきましても学校給食センターの平成19年4月に向けての統合方針を説明してまいりました。

次に、給食費についてでございます。初めに、未収金と繰越金についてお答え申し上げます。学校給食費の未収金が会計上に記載されることになりました平成13年度以降平成17年度末までの累積未収金は474万5,000円でございます。平成18年度学校給食会総会におきまして、平成13年度分の未収金27万1,000円につきましては不納欠損金として会計処理されましたので、現在は447万4,000円が未収金となっております。過去3年間の給食費の納付状況ですけれども、平成15年度は98.8%、平成16年度は99%、平成17年度は98.8%の収納率となっております。未納者は過去5年間で延べ150人ですので、平均いたしますと1年に30人となるような感じとなります。昨年も集中的に給食センター職員が夜間戸別訪問などを行い、過年度給食費約85万円が納められましたので、給食センター統合後も精力的に納めていただくよう督励に努めてまいります。また、繰越金につきましては、毎年度学校給食会総会におきまして次年度事業引当金とすることで会計処理されておきまして、18年度は2,682万1,000円の事業引当金となっております。これにつきましては、毎年4月、5月の給食に要した食材費の支出に充当しておきまして、積立金としての会計処理はしてございません。現在名寄学校給食会理事会におきまして、統合に向けて繰越金の取り扱いについて検討をしておきまして、具体案が作成された後、名寄学校給食会総会に諮り、決定する予定となっております。

次に、合併に向けての課題の検討協議の状況についてであります。給食センターの運営組織や職

員配置、また配送方法など行政において行うものを除きまして、給食費の単価、食材購入方法、献立内容、アレルギー食の実施など、直接学校給食に係る課題につきましては去る7月19日、名寄風連合同学校給食会理事会を開催いたしまして、今後の作業日程及び作業手順などについて協議いたしました。合同理事会の協議に基づき、学校長、PTA会長、学校給食業務担当者の代表者で構成する給食部会と献立部会が設置されまして、課題について具体的検討がなされております。現在まで給食部会3回、献立部会2回の開催を経て、去る9月7日に第2回名寄風連合同学校給食会理事会が開催されました。両部会から進捗状況についての中間報告を受けた後、統合については全体で異議がないことを確認し、保護者や地域住民に対する説明などの具体的方策について協議した結果、10月初旬に各学校ごとにPTA、先生の代表者に対しまして課題の共通認識とその解決に向けた2部会での協議経過を報告し、その内容を各学校に持ち帰り保護者に説明すること、また給食センターでも給食だよりで協議経過を保護者に周知するとともに、保護者より出されました意見につきましては合同理事会を開催し、協議し、解決していくことを確認したところでございます。作業が順調に進んでいることから、11月には風連、名寄それぞれの学校給食会の臨時総会を開催し、協議について決定することが確認されました。

次に、福祉給食は……失礼いたしました。最後に、合併後5カ月が過ぎましたが、合併協定が守られているかについてお答えいたします。合併協定は、合併協議会において真摯に話し合わせ、お互いを信頼して結ばれた協定でございます。今後市政を推進する中でさまざまな問題も出てくるかとも思われますが、合併協議で確認されたことを基本として、信頼される確かなまちづくりを進めたいと、そのように考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 大体そんなことぐらいが答弁で来るのだろうという予測はされました。まず、最初にお伺いしたいのですけれども、教育長に、合併協定書というものは、あれは市長であろうが、教育長でも変えられないものであって、我々議会でもそれを変えることはできないものがあります。あの協定書によって新名寄市の行政が進められなければならないと思っています。それで、お伺いいたしますけれども、先ほど言ったのですけれども、執行方針なのですけれども、執行方針の中になぜ19年4月と入れなかったのかと聞いているのです。それはなかったように思うのです。なぜかといいますと、執行方針前にいろんな話し合いの中で19年4月に統合したいと言っています。ですから、その問題をどこで協議したのですかと私は聞いたのです。そうなのですから、それは協議していないと、ここに議事録あるのですけれども、1回目の執行方針のときの教育委員会やったとき、これは6月2日です。ただただ教育長がこういうことやるから、これを見て確認してくれという形で、1時30分から始まって、説明して、1時50分で終わっている。その中で三つの項目を協議していて、たった20分でこの協議終わっているのです。その中に合併がどうだなんて話一つもしていないです。教育長はこれを説明して、これを見て、一度目を通してくださいということで終わっているのです。ですから、これはそういうことを協議しなければならないのではないかなと思うのです。

それから、教育長の執行方針の中に食育の関係、これは当然どこの学校給食センターでも食育は守らなければならないことです。それから、同じ市であって、風連、名寄で別々な給食を食べているのは子供たちに与える影響がなんて言っていますけれども、それが目的だったらおかしいのです。そんなもの献立部会があるので、風連と名寄で同じ献立つくれば同じもの出るのです。それ

がメリットでないのです。だから、学校給食センターを統合するときに、前にも言ったでしょう。一番は市町村合併はお金がないから、財政がきつから統合しようと言ったのなら、当然給食センターを統合するならばメリット、デメリットをはっきり示して、こうだから、統合したいのだと言え。そういうことで言っているのに、執行方針にも何もそれがうたわれていないのです。その辺はどうなのですか。お伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず最初に、議論経過についての御質問がございました。6月の定例会、それから9月1日の補正予算の折にも申し上げたのでございますが、平成19年4月合併という、そういう正式なお話を4月段階とか5月段階で私の方からはしておりません。ただ、合併協定書を受けまして、そして事務サイドでは大きな方向で合併に向かうと、こういう合併協定書がございまずので、事務サイドの話はずっと進めてきたというふうに承知しております。

それで、教育委員会が今話題になっておりましたが、一つは私の視点としては第1段階では統合に向けての理解と合意形成が必要だと。そして、第2段階では財政上の審議とか、それから課題を明確化していく、こういう中で教育委員会の中の会議の合意形成を図っていきたく、こういうことでございまして、5月16日に教育委員会が開催されております。これが新しい名寄市が発足して、市長選が終わった後の第1回目の教育委員会でございます。この中で、学校給食センター所長による統合の方向性について報告がございました。そしてさらに、6月2日には今お話がございましたように平成18年度の教育行政執行方針について御審議をいただいた。しかし、今のお話のとおりでございまして、私の執行方針の一字一句を全部読み上げて、一つ一つについて御審議をいただいたということではございません。全体を通しながら、こういう方針でまいりたいということで教

育委員さんに御審議いただいたところでございます。あわせて平成18年度の予算書についても説明をさせていただいたところであります。そして、7月18日の教育委員会では行政報告の中で私から経過説明をさせていただいたと。そういう中で第2段階に入りまして、8月31日にはたまたま部長が答弁したように給食センター統合に伴う予算的な見通しもしっかりと立ったことから正式な議題にのせて、予算審議という形でさせていただいたと。そして、あわせて統合に向けての課題も幾つかございましたので、このことについて委員さん方の御意見を伺ったと、こういう経過になっているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） そういうことを聞いているのでなくて、聞いたことだけ教えてください、時間がないのですから。だから、なぜ教育執行方針に19年4月1日に統合すると書かなかったのかと私聞いたのです。ですけれども、なぜそういうことを言うかということ、一番先にそうしたら19年4月1日から統合すると教育長が言ったのではないのですか。だれが言ったのですか。そして、この合併協定書を守ってくれと言うのですけれども、その合併協定書何て書いてありますか。合併後に給食センターは協議をなさいと書いてあるのです。市町村合併後に給食センターの統合については協議をなさいと書いてあるのです。だから、それをどこで協議したのですか。教育委員会で協議して決めることではないのです、これは。検討委員会もこういう委員会というのではないのですから、これはどこかで協議しなければ、それは最後に市長に聞こうと思ったのですが、当然しなければならぬと思うのです。ですけれども、今回それがいきなり統合が出てきたから、町村合併終わったら出てきたから、それは何も決めることができなかつたのだらうと思うのですが、教育委員会が給食センター統合しますということを決める問題でないのです。と私思います。ですから、

教育長が一番先にこれ言ったのでないのですか。私のところにあります資料ですと、もうはっきり申し上げますけれども、18年2月2日にもう名寄給食センターで19年4月から統合しますということで協議しています。その辺からずっときているのではないですか、これ。この資料あるのですけれども。どこにそういうことになるのですか。合併協定書というのは、2月28日にホテル藤花で交わされているでしょう。その前にこんな話をしているのおかしいではないですか。だから、合併協定書守るのかと言っているのです。守っていません。協定書がまだ調印式も終わってちゃんとしないうちからこれ19年4月からどうのってもうやっているでしょう、協議。だから、なぜ教育執行方針に19年4月1日に統合しますという年次を入れなかったのか。ということは、つまり私どもにするとそれをごまかすためにやったのかなというぐらいにしかならないのです。だから、それを聞いているのです。だから、これ違いますか。教育長が一番先に19年4月に統合したいと言ったのでないのですか。聞かせてください。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまのお話は、平成18年2月ということ……

（「2月2日です」と呼ぶ者あり）

○教育長（藤原 忠君） 2月2日はちょっと私は記憶にはございませんが、2月24日には旧名寄市の学校給食センターの運営委員会がございました。この運営委員会の中で、給食センター所長から事務レベルで進められている、風連給食センターと名寄給食センターの一覧表を、ずっと何枚もあるのですが、それを示して、そしてこういう違いがある、こういう課題もあるということで、これはいろんな課題と比較検討しながら、課題を提出して御審議いただいたと、こういう経緯あります。しかし、そのときに19年4月1日に統合するので、こういう課題について審議してほしい

という議題ではございませんでした。ただ、合併に向けて大きく進んでいるので、その事務レベルの話はさせていただいたと、こういうことでございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 違うと思うのです。そのときの2月2日に話したこと申し上げます。名寄からの話で、19年4月1日に風連町給食センターと名寄市学校給食センター統合します。名寄市の財政係長とも協議済みです。名寄市給食センターに統合した場合、風連町の高齢者給食の実施はできないかといったら、それはできないと。名寄市助役に報告済みです。こんな話ししているでしょう。統合は名寄市でどうだとかと、こんな話ししているでしょう、ちゃんと。それで、その後選挙が終わった後市長に尋ねたときには、そのタイプのものは特例債をもってそれをやるのがいいでしょうと。でも、統合には問題が解決してから統合してくださいということも書いてあります。だから、こういうことはおかしいのではないかと聞いているのですから、だからどうのこうのと言うのですけれども、教育長が一番先に19年4月1日に統合しますと言ったか言わぬかとさっきから聞いているのですけれども、言ったのですか、言わないのですか。言いませんか。言わないということですか。そうしたら、市長から言ったのですか。その辺ははっきりしてください。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併協議と十分に関係する議論でありますから、御理解をいただきたいと思って、答弁をさせていただきたいと思えます。

給食センターの統合につきましては、合併協議会の中の小委員会の中でずっと議論をさせていただきました。最初議論の手順といたしましては、まずは両教育委員会の事務協議をしていただきます。事務協議の中で上がってきましたものは、両教育委員会の事務協議の中で小委員会に報告がありましたのは風連給食センターについては老朽化

があると。もう一つは、維持管理の関係もあると。さらに、名寄と合併をしても配送距離について、検討しましたけれども、それも工夫によってはクリアできるだろうと。したがって、統合をしようという事務協議での場です。それを合併協議会に持ち上げて、小委員会で確認をさせていただき、小委員会では風連、名寄の給食センターについては合併いいでしょうということに確認をいたしました。ただし、その後であります。それは、10月の末か11月の頭であります。その後風連の中学校の改築工事に関係をいたしまして、これは小中一貫の教育ができないかということと相まって給食センターの併置ができないかという議論が出てまいりまして、さらにそれを風連町内の審議会、委員会でしょうか、に諮問をするということになりましたから、合併協議会では一応そこで小委員会としては結論として合併しましょうということを確認いたしましたけれども、それ以降のことで、風連町における審議の……

(何事か呼ぶ者あり)

○助役(今 尚文君) いやいや、関係ありますから。審議の内容について、それは左右されては困るから、それは決めましたと。そういうことで理解いただきたい。その後、合併協議会の幹事会の幹事長として、既に合併協議が調ったもの、調印はまた延びましたから、調ったものについてぜひ事務協議の段階でなるべく早くいろんな場面において協議を進めてほしいと。給食センターばかりの問題でなくて、あらゆる場面をなるべく早く協議をしておいていただいて、合併をしたら直ちにその協議が実現するような進め方ができないかどうかやってくれと、こういう指示を合併協議会の幹事長としてさせていただきました。今教育長から話があった部面は、協定書前にいろいろな事務局でのやりとりがあったというのはその辺でございまして、それは私どもの幹事会の指示で、決まったものはなるべく早く合併できるように、あるいはなるべく早く統合できるように、事務統合

ができるようにやってくれと、こういうことに基づいての議論だということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(田中之繁議員) 谷内議員。

○18番(谷内 司議員) だれが言ったのですか。だから、19年4月1日統合というのはだれが言ったかと聞いているのです。だれがの中で、理事者でだれか言った人いると思うのです。そうでないところに出てこないのですから。だれが言ったか、市長が言ったのか、教育長が言ったのか、助役が言ったのか、だれかが言ったのでないですか。私余り怒りたくないのだけれども、そうやってごまかされると私は怒らなければいけないのですから。

○議長(田中之繁議員) 今助役。

○助役(今 尚文君) したがって、続きになりますけれども、なるべく早く統合や何かの議論ができるような土俵をつくってくれと、こういうことを受けて、19年4月1日に合併できるものは合併と、こういうことを前提にして事務局での議論が始まったということでもあります。その後の経過につきましては、谷内議員のおっしゃるとおり財政協議もありますから、財政課なども協議をしながら、起債の見込みがいたら4月1日から統合できると、こういうふうになってきたところでございます。

○議長(田中之繁議員) 谷内議員。

○18番(谷内 司議員) ここで今さら言たって、なかなか私言ったなんて言わぬと思うのだ、正直言って。私言いましたなんて言わぬと思うのです。それはいいのです。これは決まったから、それは仕方ないことなのですけれども、ただ最後に言おうと思ったの今言いますけれども、市長にですけれども、この合併協議で今後協議すると書いてあるということは、教育委員会が決めることでもなければ、総務文教常任委員会でもない、職員が決める問題でないのです。合併検討委員会で、同じ人数で、五分五分の人数が出てきて、風連、

名寄で協議して決めたものですから、それを決めたことをこれからどういうぐあいにして、これからいっぱい協議することあると思うのです、協議検討というのが。その問題をどのようにして、どこかでそういうようなことを決めるというような団体というか、会をつくらなければならないと思うのです。今回なんか我々議員やっていたからといったって、教育委員会の方から、全員協議会もあるのにそこでさえ一言もその問題の説明もしないのです、統合の問題はどうだとか。それもしないで、いきなり上がってきて、統合したい、補正をさせてくださいといって、それはそれで決まったからいいのですけれども、それだってなくて、やはりどこかでそれを協議するものをつくっておかなければならぬと思うのです。前回の北都新聞に書いてありましたけれども、それはおかしいのではないかと、これからこういう不安があるから、こういうことになるのだよ、だからそこをどこかで協議するという団体ですか、そういうものをなぜつからないのだ、これではうまくないでしょうということが北都新聞に書いてありましたけれども、私もそのとおりだと思います。だから、市長にお伺いしますけれども、このことについてはこれからいろんな形の中で、協定書にある協議検討いろいろありますけれども、また市長自身も各地域に行って、住民懇談会等に行って意見を聞いたときもそれを集約して、今後協議という形になると思うのですが、そういうものも含めた中で、どこかでそれを協議して検討してもらうものをつくらなければならないと思うのですが、そのような組織をつくってやる考えはあるのかないのかをお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいままるお話ございましたが、平成19年4月1日統合ということをお話したのは私でございます。ただ、ちょっと経過を説明しますと……

（何事か呼ぶ者あり）

○教育長（藤原 忠君） ちょっとお待ちください。風連町と名寄市の教育委員会の打ち合わせというのは、何回か開催しております。その中の平成17年6月3日の打ち合わせの中で、給食センターの統合について話し合いがなされております。その中では、最終的には統合の期日等については新市長の判断であり、新しい教育委員会誕生後とすることで両教育委員会の合意ができております。その後新しい教育委員会が誕生した時点で、私の方から平成19年4月1日統合ということをお話し申し上げた。これは、いわゆる事務レベルではさまざまな打ち合わせを済ませてきている、準備をしてきて、課題も浮き彫りにしていると、こういうことでございます。それから、もう一点でございますが、5月22日に総務文教常任委員会が開催しております。この中で、学校給食センターの所長より平成19年4月統合に向けて18年度改修工事を進める、そういう考えをお示しさせていただいております。また、7月3日には、議会終わった後でございますが、両給食センターを総務文教常任委員会で御視察もいただいていると、こういう経過がございます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 事実関係だけでありますけれども、先ほど長々と話しましたけれども、合併協議と小委員会では統合するという確認、そして風連中学校の改築の動きがありましたから、表現は、最後の表現は統合について協議をするというふうな表現にせざるを得ませんでした。しかし、地域の説明会では、風連も名寄も地域の合併説明会ではすべて統合をするということでいきましようというお互いの確認のもとに説明をさせていただきました。谷内議員おっしゃるように文言上協議すると、こういうふうに書いてある場合は協議の場が必要ではないのかと、こういうふうにおっしゃるのは、これは当然だと思います。ただ、一度流れからして私ども合併協議会の幹事会としてもこれは統合するという確認をしたから、ぜひ事



務作業を進めてほしいと、統合を前提にして進めてほしいということが一気に流れてしまったということでございますので、何とかその辺の流れを御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 流れで決めるものではないのです、日にちなんていうのは。こういう流れだから、野球の試合やって、これ流れだから、これでいいなんていうことになりませんから、流れで決めるのではないのです。やっぱりそこで決めた19年という日にちを出すのは、そうしたら20年でもよかったですでないか、早急でなかったらということになるのですから。そういうのは、決まったことで、それは言いませんけれども、要するにそういう検討する場所をつくるということでもいいですね。それでは、その問題については、教育長が私が言いましたということですから、それはいいです。

その次に、教育委員会のあり方なのですからけれども、教育委員の会議は月1回行われるということなのですが、大体そうだということなのですが、5月に5名の方が選任されて、その中であと互選で教育長が藤原さんに決まったのだと思うのですが、その後からについて、8月31日に初めて給食センター統合について話をしたと。それまで一回も話がなかったというのです。ですから、私としては何としても理解できないということがこれで、教育委員会の委員の皆さんは風連、名寄の学校は統合した、あらゆるもの社会教育から含めた中で全体のことを見渡して、いろんなことを考えて、問題を考えて、運営方法なり、その他の問題、あらゆるもの教育委員会が抱える問題を協議する場だと私は思います。それなのにその中で一番大変なこんな大きな統合なんて言っている問題が出てきているのに、まして未収金がどうだ、余剰金があるという、それなのに教育委員会として一回もそれが協議されていないのです、今まで、8月31日前には。なぜなのですか。その辺聞かせてくだ

さい。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 旧名寄市学校給食会にかかわりましては、学校給食運営審議会というのがございまして、この中で学校給食会の運営にかかわるさまざまなことについて御議論いただき、そして方針などについてもお話しいただいている。ですから、その運営審議会の中では今お話にありました未納金の問題とか、それから次年度充当金の問題とか、こういうものについてもいろいろ御議論はいただいているところでございます。ただ、統合については、先ほどもお話し申し上げましたが、新しい教育委員会が発足した第1回目の5月16日にセンター所長からそれについてのお話があった。とらえ方もあるのかなと、こう思うのでありますが、こちらは課題は提供しまして、そして委員さん方、会議は傍聴の議員方もおられると思うのでありますが、委員の中からそれについていろんな疑問点とか意見を受けるとか、こういうのを出す形になっております。ただ、議題、審議事項としては、お話のとおり5月16日には統合については上げておりません。ただ、いろんな形でボールを投げながら、毎月教育委員会を開催し、そしてその中でやはり疑問な点は審議でなくてもいろいろ御意見をいただいているのが通例でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 確かに今言ったのだと思うのですが、やはり教育委員会というのは委員の皆さん方は学校給食を初め、先ほど言いましたように教育委員会の問題全般的に協議する場なのですから、ましてこういう問題はちゃんとテーブルに着いて、議事録が残るような段階の中できちっと協議をしなければならないものだと思うのです。でも、今私がこれを言っても、過ぎたことですからどうにもならないのですけれども、そのようなことがないようにこれから、いろいろな問題があると思うのです。学校にしても、社会教育

にしても、スポーツにしてもいろいろあると思うのですが、それはやはり教育委員の方々が住民から聞かれて、この問題はどうかっているのですかと聞いたら、そんなの知らぬという言葉が返ってくるようではおかしいのですから。当然そういう問題は教育委員の人が知っていなければならない。ですから、そういう協議というのは、教育長が当然そういうことをやるのだと思うのですけれども、運営委員会がどうのじゃなくて、やっぱり教育委員が知っていなければならぬのです、問題は。そのために5名の方を選任して、私も賛成したのですから。その人から知らないという言葉が返ってくるというのはやはりおかしいのですから、これからはそういうことのないようにしっかりと教育委員の中で協議してください。そういうことでよろしく願いたいと思います。

それから、次にですけれども、給食費の問題なのですけれども、前もって申し上げておきますけれども、これは余り給食費の問題については我々議会でも中に入ることはできないのだということで、話もなかなかできなかったとかいろいろ話聞いていますけれども、今回のこの質問をさせていただくまでの間に、私自身風連の人からいろんな意見を言われるのが多いのだろうと思ったのですが、今回名寄の人の意見を相当多くいただきました。西小学校の親、南小学校の親、智恵文、中名寄の人たち、たくさん私と接しましたし、私のうちにも来ていただきました。その中で、いろいろ話をさせていただきました。そして、言ったら何も知らないのですということと言われたのですけれども、私自身も余り言っていい言葉でなかったかもしれませんが、親の方たちにあなた方が行政に対する関心がないから、そういうことになるのだと私言ったのです、そういう言葉で。本当に悪かったのですけれども。そうしたら、その親たちはそうですねと。何も知らないのですかと言ったら、何も知らぬと。何で私のところ来たのですかと聞いたら、前回6月のときの質問と、ま

た今回の質問をこうやっていただいて、私のところに来たらそれを教えていただけるだろう、説明してもらえと思って来たのですということであつたから、私はいろいろなことを教えましたので、その親たちはこの未収金の問題、あるいは余剰金の問題について私は言えないのです、こういうこと余り風連ですから言えないのだと言ったら、あなたに全権限を与えますから、この場でやってくださいということで親から言われていますので、これだけは理解してください。よろしいですね。

それで、給食費の中に400万円の未収金がある。それで、きょう人数的にもらったのですけれども、なぜ何年のときには全額払っているのに、次の年はそこはまた未収金が出るのですか。ありますよね。名寄南小学校、名寄西小学校、ことしは払ったけれども、次の年は未収金つくったとか、それがどうしてこういうこと、1年生が入学したからだけではないと思うのです。その辺はどうしてこういう傾向になっているのかちょっとお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 正直申しましてそこまでの分析はしておりません。ただ、卒業して、たまたま滞納した人が卒業したときは来年からなくなるのかなという感じはするのですけれども、それだけでは説明がつかないのではないかと思います。申しわけございませんけれども、そこまでの個人個人ごとのまだ学校ごとの分析などはやっておりませんので、詳しいことはちょっとお答えできません。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） そう言われてしまつたら、もう私どももわからないのですけれども、本当に去年は払ったけれども、次の年はまた30万円、40万円の未収金が出て、また次の年は払ったとか、でこぼこなのです。だから、この給食の会計の規定を読んだときに、本当にいいのかなと思ったのですけれども、中に書いてありました

よね。各学校にその趣旨を説明して、データを出して、各学校単位で未収金を集めるために努力せいということになっているのですけれども、そんなことでいいのか悪いのか知らないですけれども、そのときそのことも私言いましたら、その父兄の人が言ったのは、この問題の未収金については未収金のある学校の責任において処理してくださいという名寄市民からの、親たちからの意見でした。これをここにのっけてくるなど。のっけてくるということは、400万円あるということは、この400万円の金は余剰金で払ってあるのです。だから、二千六百八十何万円というのですけれども、その余剰金がちゃんとなっていれば3,000万円以上の金があるのです、これ。それが2,600万円しかないということは、400万円払ったということは、まじめに払ってくれた人のお金の積立金で払ったということでしょう。だから、その親の人たちは各学校において、それまでやっているのだったら各学校で未収金が出たら解決してくださいと。その親たちは、本当に未収金があるとか余剰金がある、知らなかったと。なぜ知らないのだと聞いたのです。そこで一番大切なことなのですよ、教育長。よそ見しているのではない。こういうところで総会の議案をつくっているでしょう。これを各生徒の親に渡しているかい。その親たちは一回ももらったことないと、こういうもの。だから、未収金があるとか余剰金がある、そんなこと知らないのだと。おかしいではないですか。親から金を集めて決算して、運営委員会だけで協議して終わったと。それで、各学校のPTAの役員もいるからいいのだと、各父兄には何も渡さないのだと。そこでいのようにその金を使ったと。400万円が出たのは、それを余剰金で払ったとかと、そんなことなぜ親たちに周知しないのですか。お金がかかるのだったら、毎日生徒に帰るときに持っていってもらえばいいでしょう、連絡簿でも何でも。それぐらいの配慮できなかったのかい。どうですか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） この未収金の問題につきましては、実は随分歴史があるのでございます。今のようなお話も本当にそのとおりだと思うのでありますし、そういうふうにしてきた時代もございました。言ってみれば平成12年度までは、先ほど答弁で13年度以降と、こういうふうにお話ししたのであります。12年までは学校の責任でこの未収金ゼロの体制をつくってきたのであります。しかし、実態は学校で本当にどうしようもなく、極端に言いますとある方のポケットマネーを出しながら給食費を払ったと、こういう実態が出てまいりました。それで、名寄給食会ではそのことが大きな問題になって、それはやはりおかしい。学校の努力が足りる足りないの問題ではなくて、そういうのはおかしいということから、13年度から未収金も会計上にのせようと、こういう名寄給食会の皆さんの総意でこうなったのであります。それが1点でございます。

それから、未収金の徴収については、学校によって格差があるとは私は思いたくございません。各学校それぞれが努力しております。その中で、ある年は少なく、ある年は多くということがやはり生まれてきたのかなと。これは、未納をする対象のこともあるのかなと、こう思ったりしているのであります。学校の努力は、毎年それぞれの学校が同じようにしていただいていると、こう考えているのですが、やはり今の世の中の情勢といいましょうか、例えばちょっとほかの例を挙げてみますと士別市でも過去3年間で164万円ぐらいの未収金があるとか、あるいは稚内市では360万円ぐらいの未収金があるとか、それぞれ富良野市なんかもそうであります。今の時代といいましょうか、こういうふうに、だからいいということをおっしゃっているのでもございません。それぞれの市町村がこの未収金で大変苦労されてきているということがうかがわれるわけで、余り学校ごとにはっきりとこの未収金を出すこと自体もいいか

どうかという問題も給食会の中で議論をされたというふうに私は記憶してございます。そういう中で、理事会の中で未収金についてみんなで考えていこうと。これは、教育委員会と学校、保護者、みんなで考えていこうと、そういう流れになってきたということでもあります。

それから、もう一点御指摘ございました知らない保護者もいると、こういうお話でございましたが、先ほど岩木議員からも御指摘ございましたように、給食会総会に代表として出てきていない学校も実際は今までは存在したと、こういうことでございますので、これについては今後しっかりと、全部の学校が代表者が出てくればそういうことは絶対起きないと、こんなふうに、私たちは各学校に管理職を通じてしっかりとお話はしてきているのでありますが、実際に聞いていないという保護者がいたということはそれが不徹底だったと。それを解決するためには総会のあり方をまた改めて検討していきたいなど、こう考えております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） その説明ではちょっと私も不十分だと思うのですが、給食費の未納金をどうするかということであの中に書いてありますよね。データを各学校に配ると。それで、その学校の払っていない人の親たちに個別にPTAなり、学校の先生なり、その他の人がそのための努力すると。卒業生については、給食センターの職員が対応するのだと書いてあります。そのようにやっているのではないですか。ですから、その親たちの言ったのは、それだったら各学校で未収金なり出たものについては処理してもらいなさいよということですから、そのようにしてやってください。そして、この会計書もわからないから、未収金も何もわからないというのですから、これは代表者が来ていたからと云って、全部に知らせなければわからないのですから、決まったこの定期総会の議案なり、予算書があるならば、全生徒に持たせて帰してください、親に。こういう

ようになりましたからと、持たせたら一番間違いないでしょう。代表者が出たからと云って、聞いていない人は聞いていないとなるのですから、全員の生徒に持たすということは、これは家に届くことですから。そういうような形をとっていただきたいと思います。未収金についてはそのようにしてやってください。

それから、余剰金なのですけれども、聞くところによると、先ほど400万円なら400万円あったものについてはやると。それから、1年間のやっている中でいろいろな食材費や何か買っても金が足らぬから支払いしているのだということなのですが、そこで私おかしいと思うのが余剰金というのが運営資金の中に繰り込んでいい金なのか。年度末に2,682万円あるのだったら、今現在も2,682万円なければならぬです。その余剰金を給食費の金が足らなくなったから、おろして使ったとか何とかと、そんなのあなたおかしいのではないですか。私そんなの信用できません。本当にその金が給食費が金が足らなくて使ったのか。あなた方が流用したのではないかと云われても仕方がないのですよ。違いますか。そんなあやふやな形で親から集めた金を使っているというのは、私納得できません。あくまでもきちんと残ったものは、1年間銀行に貯金したら出し入れするものでないでしょう。運営費でないのですよ。それを運営費が足りなかったから使ったとか、何回おろしたとか、そしてまた返したとかと、そんなことやって、それがはつきり間違いなくなっているのか。それから、親たちが、これから申し上げますけれども、それも言われましたし、名寄の親が言いましたのはその金は私たちのお金ですから、年次的に私はこの子は9年間学校入れました、この子はそこで何年入れましたと、年次的に余った金がわかるのですから、私のもらい分は返してくださいと、教育委員会に請求をしたらそのお金は返してもらえるのですねと私は言われています。でも、それはできますとは答えていません。わかりませ

んから。ですから、そのような形で、本当ならそれは単年度決算でその人たちに余ったお金を返さなければならぬお金でないですか。それを2,000万円も3,000万円も積み立てしておいて、それで運営資金に使ったとか、今月金足らぬからこれで払ったとか、おかしいのではないですか。どうですか。簡単に教えてください、時間ないですか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 剰余金という言い方はしてありませんで、繰越金ということで、次年度事業引当金という言い方をしているのですけれども、食材費関係で余っているということで、それは次年度の4月、5月、給食費の集まりが悪いものですから、そここのときの給食費、食材費の充当にしているということで、これは必ず会計監査を行うときに通帳の預金残高の残高証明書をつけていただきますので、それは間違いなくその分のお金についてはあるということを確認しております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 間違いなく剰余金となっていますよ。これにはなっていないけれども、別の方になったら、決算書なんか見たら剰余金と書いてありますよ、規約の中に。だから、剰余金でもいいのです。ただただ親から給食費として集めたお金が余ったから、積み立てして3,000万円になったと。それで、未収金が出たから400万円払ったと。そして、5年たったから不納欠損したと。まじめに払っている人ばかりでないですか、あなた。そんなことやっていたらだめなのということなのです。お金の使い道というのは、やはり集めたお金は集めたお金、きちっとしなければならぬでしょう。ですから、先ほど言ったように間違いなく親から返還の請求したら返してもらえるのですか、もらえないのですか。私その親御さんに答弁しなければならぬのですけれども、どうですか。返してもらえますか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 最初に申し上げていますがけれども、学校給食会は私会計ということで、決して教育委員会の責任逃れをするわけではないのですけれども、私どもの方で教育委員会の方でこれは返しますとか返せませんとか、そういう具体的なお話はちょっとできかねるということでございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） そうしたら、どこにそういう請求を出したら、本当に親たちが払ったお金ですから、どこに請求したらそれは返還してもらえるのですか。教育委員会ですか、給食センターの所長さんに出せばもらえるのですか。それは後で聞きますから、いいのですけれども。

そんなことで、いろんな問題があるのですけれども、やはりしっかりとやってもらわなければいけないのと、それから確認なのですけれども、もしこの問題が解決しなかった場合には19年4月1日の統合はしないのですか、するのですか。それと、これからの給食会計については風連方式でやるのか、名寄方式でやるのか、それをどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） この次年度引当金のほかにも給食費にかかわる課題はいろいろございまして、今それぞれ給食部会と献立部会、今は献立部会はちょっと話題になっておりませんが、給食部会で鋭意議論していただいているところがあります。したがって、今度統合したときに新しい給食会の規約についても今議論してございます。そういう中で、今のいろいろな御意見なども私の方からこれはアドバイスといいたまいますか、アドバイスする形でその中に遺漏のないように含めていかなければならぬと、こう思っているところがあります。そして、今その給食部会でもそれらについての話し合いがかなり進んでおりますので、先ほど部長の答弁のように10月には各学校

の保護者の代表者の方、あるいは学校の代表者の方、担当者の方、一堂に会した中でこの経緯説明をすることができる、こんなふうになっているところがございます。こういう中で、しっかりと課題を解決して、平成19年4月に新たな私会計ではありますが、名寄市の給食会が誕生することを期待しているところがございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） ですから、その解決できなかったときには統合は延ばすのかと。解決をした時点で19年にするのか確認のためにと言ったのですけれども、努力していますって、当然努力しなければならぬです、施設の補正予算認めたのですから。そんなこと聞いているのでないのです。この問題が解決できなかったときはしません、解決できたときに統合しますという言葉が何で来ないのかということ。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） そのとおりであります。ただ、この未納金とか、それから次年度引当金については、名寄給食会の問題でございますので、それで名寄給食会の方でまたしっかりと御議論いただいて、解決の方策を生み出していただきたい、こう思っております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） そうしたら、そのようにして、もしできなかったときには延ばすと、できたらやるということで私は理解したいと思います。

一番最後に、島市長なのですけれども、5カ月間がたちましたよね、合併してから。それから今まで、その中でやはり先ほども申し上げましたように何といても合併協定の中で新市の運営をしていかなければならないだろうと私は思っています。これは基本だと思っています。ですから、5カ月たった中で、市長としてかじ取りをしてきたのですが、この5カ月間を過ぎて、その協定書を守られてやっているのか、それに対して感想も含

めて発言をいただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 合併協議会の協議につきましては、御案内のように旧風連町17名、旧名寄市17名の34名、あと上川支庁の地域政策部長にも入っていただいて、平成16年4月以降鋭意合意形成に向けて議論をいただいて、協定書が調印されたわけでございます。しかし、時間的な制約もあって、どうしても方向づけはしたけれども、細目の決定まで至らなかったと、こういう事案があるわけございまして、それらについては合併後の協議を行うと、こういう方向づけをされているわけございまして、このことにつきましては執行責任である私の責任においてしっかりと進めていくと、こういうことであります。もちろんこれらの協議をする課題については、関係機関の皆さん方としっかりと議論をした上で誤りのない推進をしていくと、こういうことであります。

6月の議会、さらには今回の議会も通じて学校給食に対する熱心な御議論をいただいているわけでありまして、私はねらいは子供のためにしっかりと学校給食を提供していくと、こういうことにあるわけでございます。若干そうした推進のありようについて、目的は同じであっても進め方等について旧風連学校給食センターと旧名寄の学校給食センターに差があったというふうに改めて認識をしておりますけれども、この議論を通じて平成19年4月からしっかりと学校給食センターが運営され、しかも児童、父兄にも喜ばれる給食が提供されると、このことを信じておりまして、これからはしっかりと御意見を、あるいは御指導をいただきたいと、このようことを申し上げて、答弁にさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はす

べて終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

---

散会 午後 5時40分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 熊 谷 吉 正

署名議員 川 村 正 彦